

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

図画工作編

平成 29 年 7 月



文部科学省

ま え が き

文部科学省では、平成 29 年 3 月 31 日に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂を行った。新小学校学習指導要領等は平成 32 年度から全面的に実施することとし、平成 30 年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実績や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成 20 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するものであり、小学校学習指導要領第 2 章第 7 節「図画工作」について、その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては、本書を御活用いただき、学習指導要領等についての理解を深め、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

むすびに、本書「小学校学習指導要領解説図画工作編」の作成に御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

平成 29 年 7 月

文部科学省初等中等教育局長

高橋 道 和

目次

● 第1章 総説	1
1 改訂の経緯及び基本方針	1
2 図画工作科の改訂の趣旨及び要点	6
● 第2章 図画工作科の目標及び内容	9
● 第1節 図画工作科の目標	9
1 教科の目標	9
2 学年の目標	17
● 第2節 図画工作科の内容	20
1 内容の構成	20
2 各領域及び〔共通事項〕の内容	26
● 第3章 各学年の目標及び内容	35
● 第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容	35
1 目標	35
2 内容	38
● 第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容	58
1 目標	58
2 内容	61
● 第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容	81
1 目標	81
2 内容	84
● 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い	104
1 指導計画作成上の配慮事項	104
2 内容の取扱いと指導上の配慮事項	113
3 安全指導	124
4 学校としての鑑賞の環境づくり	125

● 付 録

- 付録 1 : 学校教育法施行規則 (抄)
- 付録 2 : 小学校学習指導要領 第 1 章 総則
- 付録 3 : 小学校学習指導要領 第 2 章 第 7 節 図画工作
- 付録 4 : 教科の目標, 各学年の目標及び内容の系統表 (小学校図画工作科)
- 付録 5 : 中学校学習指導要領 第 2 章 第 6 節 美術
- 付録 6 : 教科の目標, 各学年の目標及び内容の系統表 (中学校美術科)
- 付録 7 : 小学校学習指導要領 第 3 章 特別の教科 道徳
- 付録 8 : 「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表
- 付録 9 : 幼稚園教育要領

1 改訂の経緯及び基本方針

(1) 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、人工知能（AI）の飛躍的な進化を挙げることができる。人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとの予測も示されている。このことは同時に、人工知能がどれだけ進化し思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっている。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向かい、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来、我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、また、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況を踏まえ、平成26年11月には、文部科学大臣から新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「中央教育審議会答申」という。）を示した。

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創

る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

これを踏まえ、平成29年3月31日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。小学校学習指導要領は、平成30年4月1日から第3学年及び第4学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置（移行措置）を実施し、平成32年4月1日から全面実施することとしている。また、中学校学習指導要領は、平成30年4月1日から移行措置を実施し、平成33年4月1日から全面実施することとしている。

(2) 改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

① 今回の改訂の基本的な考え方

- ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ウ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養^{かん}）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められる。

今回の改訂では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見

通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要である。

ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

ウ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、

教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため総則において、「児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

⑤ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

2 図画工作科の改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

中央教育審議会答申では、小学校図画工作科、中学校美術科及び高等学校芸術科（美術、工芸）における成果と課題について、次のように示されている。

- 図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）においては、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心を持って、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性や想像力等を豊かに働かせて、思考・判断し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については、更なる充実が求められるところである。

これらの成果と課題を受け、各教科等における改訂の具体的な方向性については、小学校図画工作科の関連では、次のように示されている。

- ・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ・生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

小学校学習指導要領図画工作科は、以上のような改訂の具体的な方向性にに基づき、改訂を行った。図画工作科の改訂の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- ・造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容を改善・充実する。

(2) 改訂の要点

小学校学習指導要領の図画工作科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

① 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

ア 教科の目標

- ・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。
- ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。

② 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに、次のような視点を重視して改善を図る。

ア 表現領域の改善

- ・「A表現」の内容を「(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」、「(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とし、「思考力、判断力、表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。

イ 鑑賞領域の改善

- ・「B鑑賞」を「(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

ウ (共通事項) の改善

- ・表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を、「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・〔共通事項〕(1)「ア 自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」などを、「知識」として位置付ける。
- ・〔共通事項〕(1)「イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」などを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。

エ 「知識」についての配慮事項の明示

- ・内容の取扱いに、〔共通事項〕(1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

第1節 図画工作科の目標

1 教科の目標

教科の目標は、小学校教育として、図画工作科が担うべき役割とその目指すところを総括的に示している。

この目標は、児童の発達の特徴などを考慮して、第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の2学年ごとにまとめて示している学年の目標及び内容とともに、年間の指導計画や具体的な指導を考える際のよりどころとなる。

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

(1) 教科の目標について

児童は、幼いころから、身近な人やものなどに関わり合いながら生きている。自分の感覚や行為を手掛かりに、周りの人や身近なもの、自然などの環境に、自分から働きかけたり働きかけられたりしながら成長していく。

そのことを造形的な面から捉えると、次のような姿が見られる。例えば、初めは身近なものに触れ、その心地よさに浸っているが、次第に地面や身近にある紙などに跡が残せることに気付き、線や形をかいてその形を意味付けする。それはやがて、表現の欲求と結び付き、自分の願いや思いを表すことの楽しさや喜びを味わうようになる姿である。また、初めは身近にある材料を手にして並べたり、つないだ

り、積んだりすることを楽しむなどしているが、次第にその形や色などに意味付けをし、手を働かせていろいろなものをつくることに気付く。それはやがて、表現の欲求と結び付き、意図的にもものをつくるようになる姿もある。さらに、自分がつくりだした形や色などから新たなことを思い付いて試したり、自分の思いを絵に表しながら形や色などから新たなことを思い付いてかき加えていったりするなど、つくり、つくりかえ、つくる姿もある。

そこでは、つくりだす喜びを味わうとともに、見たり感じたりする力、次にどのような形や色にするかを考える力、それを実現するために用具や表し方を工夫する力、一度つくったものを改めて見て、新たなものをつくりだそうとする力などが働いている。これは、児童の造形的な資質・能力が自然に発揮されている姿ともいえる。

教科の目標は、このような児童自身に本来備わっている資質・能力を一層伸ばし、**表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す**観点に立っている。

ここでは、図画工作科でどのようなことを学ぶのかを示すとともに、育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理して示している。(1)は「知識及び技能」に関する目標を、(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関する目標を、(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。

○「表現及び鑑賞の活動を通して」について

表現及び鑑賞の活動とは、図画工作科の学習活動のことであり、児童がこれらの活動を通して学ぶ教科であるということを示している。

図画工作科の学習は、児童が感じたことや想像したことなどを造形的に表す表現と、作品などからそのよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深める鑑賞の二つの活動によって行われる。表現と鑑賞はそれぞれに独立して働くものではなく、互いに働きかけたり働きかけられながら、一体的に補い合って高まっていく活動である。

表現及び鑑賞の活動を通してとは、児童一人一人が、表現や鑑賞の活動を行うことによって教科の目標を実現するという図画工作科の性格を表している。この活動を通して、**造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す**ことを示している。

○「造形的な見方・考え方を働かせ」について

ここでは、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという物事を捉える視点や考え方を、図画工作科の特質に応じて示している。

造形的な見方・考え方とは、「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」であると考えられる。

「感性や想像力を働かせ」とは、表現及び鑑賞の活動において、児童が感性や想像力を十分に働かせることを一層重視し、それを明確にするために示している。「感性」は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性を育む重要なものである。「想像力」は、これまで高学年の学年の目標や内容などで示してきたが、全ての学年の学習活動において、児童が思いを膨らませたり想像の世界を楽しんだりすることが重要であることから、感性とともに示している。

「対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え」とは、材料や作品、出来事などを、形や色などの視点で捉えることである。「造形的な視点」は、図画工作科ならではの視点であり、図画工作科で育成を目指す資質・能力を支えるものである。具体的には「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などであり、学習活動により様々な内容が考えられる。「自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」とは、児童が心の中に像をつくりだしたり、全体的な感じ、情景や姿を思い浮かべたりしながら、自分と対象や事象との関わりを深め、自分にとっての意味や価値をつくりだすことである。これは、活動や作品をつくりだすことは、自分にとっての意味や価値をつくりだすことであり、同時に、自分自身をもつくりだしていることであるという、図画工作科において大切にしていることも示している。

○「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」について

今回の改訂では、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わることのできる児童の姿を思い描きながら、育成を目指す資質・能力を示した。

生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力とは、図画工作科の学習活動において、児童がつくりだす形や色、作品などや、家庭、地域、社会で出会う形や色、作品、造形、美術などと豊かに関わる資質・能力を示している。様々な場面において、形や色などと豊かに関わる資質・能力を働かせることが、楽しく豊かな生活を創造しようとする事などにつながる。

(2) 教科の目標 (1), (2), (3) について

図画工作科で育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」は、相互に関連し合い、一体となって働く性質がある。それぞれの資質・能力は、児童が自分と向き合いながら、他者や社

会、自然や環境などとの多様な関係の中で活動することによって育成される。

目標の実現に当たっては、それぞれを相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要がある。必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する必要がある。

また、教科の目標(1)、(2)、(3)のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示している。創造性を重視する図画工作科の特質を踏まえ、一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自体が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を大切にしている。

教科の目標(1)

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標を示している。前半部分は「知識」に関するものであり、後半部分は「技能」に関するものである。

○「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解する」について

ここでは、「知識及び技能」のうち、「知識」について示している。

対象や事象を捉える造形的な視点とは、材料や作品、出来事などを捉える際の「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などのことであり、一人一人が感性や想像力を働かせて様々なことを感じ取ったり考えたりし、自分なりに理解したり、何かをつくりだしたりするときなどに必要となるものである。

自分の感覚や行為を通して理解するとは、児童が自分の視覚や触覚などの感覚、持ち上げたり動かしたりする行為や活動を通して理解することである。これは、児童が、自分の感覚や行為を通して理解することが大切であることや、児童自身の主体性や能動性を重視することを示すものであり、これらのことにより一人一人の児童が自分なりに理解を深めていくことになる。つまり、児童の感覚や行為を大切にした指導により、一人一人の理解が深まり、「知識」の習得となる。

このように、今回の改訂では、図画工作科における知識として、**対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解する**ことを示している。

なお、ここで言う「知識」とは、形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すのではない。児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解したものであり、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。児童が自分の感覚や行為を大切に学習活動をするにより、一人一人の理解が深まり、「知識」の習得となる。これは、図画工作科が担っている重要な学びである。

○「材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする」について

ここでは、「知識及び技能」のうち、「技能」について示している。

材料や用具を使いとは、手や体全体の感覚などを働かせ、材料や用具の特徴を生かしながら、材料を用いたり用具を使ったりすることである。材料や用具は、手の働きなどの発達との関わりから、内容の取扱いに、学年に応じて示している。また、他教科等においても学習の効果を考え、かいたりつくったりなどの活動を取り入れる場合があり、こうした活動も図画工作科で学ぶ技能を基に行われている。このことを踏まえ、図画工作科においては、自分の思いを生かした創造的な活動を楽しむ過程を通して、「技能」を育成することが重要である。

表し方などを工夫してとは、造形遊びをする活動において造形的な活動やつくり方を工夫することや、絵や立体、工作に表す活動において表し方を工夫したり、表現方法をつくりだしたりすることなどである。これは、児童が、自分の思いを基に表し方などを工夫することを重視する意味で示している。

創造的につくったり表したりすることができるようにするとは、自分の思いを基に活動を充実させ、自分らしくつくったり表したりする技能を育成することである。「技能」は、一定の手順や段階を追って身に付くだけでなく、変化する状況や課題に応じて主体的に活用する中で身に付く。児童一人一人の自分なりの「技能」は、豊かな思いに基づいた「思考力、判断力、表現力等」とともに働いて、初めて発揮されるものである。

教科の目標 (2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標を示している。図画工作科において育成する「思考力、判断力、表現力等」は、主に「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」とで構成される。

○「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え」について

ここでは、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」の双方に重なる資質・能力を示している。

造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などとは、児童が対象や事象に関わり、「思考力、判断力、表現力等」を働かせる内容のことである。造形的なよさや美しさとは、表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちなどの、よさや美しさ、面白さや楽しさなどのことである。表したいこととは、自分の夢や願い、経験や体験したこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなど児童が表したい、つくりたいと思うことである。表し方などとは、表し方や表現方法などのことである。

造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などは、学習活動により様々な内容が考えられる。

○「創造的に発想や構想をし」について

ここでは、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

創造的に発想や構想をしとは、自分にとって新しいものやことをつくりだすように発想や構想をすることである。形や色などを基に想像を膨らませる、造形的な活動や表したいことを思い付くなどの発想や、どのように活動したり表したりするかを考えるなどの構想をすることである。

○「作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする」について

ここでは、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

作品などとは、児童の見方や感じ方などを深めるための対象のことである。自分が手にした材料から、友人が表現している作品や、美術作品や製作の過程、生活の中の造形、自然、文化財などに至るまで、児童が見たり感じたりする対象を幅広く示している。

見方や感じ方を深めたりすることができるようにするとは、作品をつくったり見

たりするときに、よさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深め、自分なりに対象や事象を味わうことができるようにすることである。また、児童が自分なりに新しい見方や感じ方をつくりだすことも併せて示している。

教科の目標 (3)

(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

(3)は、「学びに向かう力，人間性等」に関する目標を示している。

○「つくりだす喜びを味わう」について

つくりだす喜びを味わうとは、感性を働かせながら作品などをつくったり見たりすることそのものが、児童にとって喜びであり、楽しみであることを示している。それは、児童の欲求を満たすとともに、自分の存在や成長を感じつつ、新しいものや未知の世界に向かう楽しさにつながる。また、友人や身近な社会との関わりによって、一層満足できるものになる。このようにして得られた喜びや楽しさは、形や色などに対する好奇心、材料や用具に対する関心やつくりだす活動に向かう意欲、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度などの「学びに向かう力，人間性等」を支えるものとなる。

○「感性を育み」について

感性を育みとは、児童の感覚や感じ方を一層重視することを明確にするために示している。感性は、様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性を育む重要なものである。表現及び鑑賞の活動においては、児童は視覚や触覚などの様々な感覚を働かせながら、自らの能動的な行為を通して、形や色、イメージなどを捉えている。学習の場、材料や用具、さらには人、時間、情報などといった児童を取り巻く環境の全てが、感性を育んでいる。

また、感じるという受動的な面に加えて、感じ取って自己を形成していくこと、新しい意味や価値を創造していく能動的な面も含めて感性の働きである。

○「楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い」について

楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養いとは、表現や鑑賞の活動を通して育成する態度について示している。一人一人の児童が、形や色などに能動的に関わり、夢や願いをもち、心楽しく豊かな生活を自らつくりだそうとする態度を養う

ことである。

楽しく豊かな生活とは、形や色などに関わり、物質的な豊かさだけでなく、一人一人の児童が楽しいといった心情を抱いたり、充実感を得たりするような、豊かさを実感できる自分の生活のことである。その生活は、図画工作科における児童の学習活動を始めとして、学校生活、家庭生活、社会生活へと広がりをもつものであり、そのような社会では、一人一人の児童が楽しさや豊かさの実感をもって生きていくことができる。

創造しようとする態度を養いとは、形や色などに関わり、自ら楽しく豊かな生活をつくりだそうとし、主体的に学習に向かったり、社会から情報を得たり、発信したりする、主体的に生きていく態度を養うことである。これは、意志や考えをもって学習に向かう中で、進んで生活や社会と関わる主体性が生まれていたり、社会と関わる中で、学習に向かう主体性が育まれていたりなど、相互に高め合うものとなる。

○「豊かな情操を培う」について

ここでは、図画工作科の目指す姿を示している。

情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。

図画工作科によって培われる情操は、よさや美しさなどのよりよい価値に向かう傾向をもつ意思や心情と深く関わっている。それは、一時的なものではなく、持続的に働くものであり、教育によって高めることで、豊かな人間性等を育むことになる。

図画工作科の学習は、自らの感性や想像力を働かせながら、資質・能力を発揮して表現や鑑賞の活動を行い、つくりだす喜びを味わうものである。このような過程は、その本来の性質に従い、おのずとよさや美しさを目指すことになる。それは、生活や社会に主体的に関わる態度を育成するとともに、伝統を継承し、文化や芸術を創造しようとする豊かな心を育成することにつながる。

このように、図画工作科の学習を通して、よりよく生きようとする児童の情意の調和的な発達をねらいとして**豊かな情操を培う**と示している。

● 2 学年の目標

学年の目標は、教科の目標を受け、児童の表現や鑑賞の特性を考慮し、その実現を図るための具体的な目標である。

学校や児童の実態などに応じ、弾力的な指導を重視する観点から、第1学年及び第2学年（低学年）、第3学年及び第4学年（中学年）、第5学年及び第6学年（高学年）の2学年ごとにまとめて示している。各学年においては、2学年間を見通し、学年間の関連を図るとともに、その1年間に必要な経験などを配慮しながら、それぞれの学年にふさわしい内容を選択して指導計画を作成し、目標の実現を目指すことになる。

学年の目標は、教科の目標の(1)、(2)、(3)に対応して示している。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」は〔共通事項〕(1)ア、「技能」は「A表現」(2)ア、イに対応している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応している。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標である。

(1)と(2)の目標は互いに働き合うものである。(3)の目標は、(1)と(2)の目標のそれぞれに関連するものである。また、目標の実現に当たっては、(1)、(2)、(3)のそれぞれを相互に関連させながら児童の資質・能力の育成を図る必要がある。

教科の目標では、(1)、(2)、(3)のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示している。学年の目標では、(1)と(3)に関しては全ての学年に「創造」を位置付けている。(2)に関しては高学年にのみ「創造」を位置付け、低学年では「楽しく発想や構想をし」、中学年では「豊かに発想や構想をし」と示し、高学年での「創造的に発想や構想をし」につながるようにしている。

各学年の目標は、それぞれ次のように示している。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
「知識及び技能」	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
「思考力、判断力、表現力等」	(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
「学びに向かう力、人間性等」	(3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

教科の目標と学年の目標及び内容の構成の関連

教科の目標		学年の目標 (2学年ごと)	内容の構成(2学年ごと)		
表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	(1) 「知識及び技能」に関する目標	(1) 各学年における、「知識及び技能」に関する目標	A 表現	項目	事項
	(2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標	(2) 各学年における、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標		領域	(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
			(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。		ア 造形遊びをする活動を通して育成する「技能」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「技能」
	(3) 「学びに向かう力、人間性等」に関する目標	(3) 各学年における、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標	B 鑑賞	(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」
(共通事項)				(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」 イ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」	

第2節 図画工作科の内容

1 内容の構成

教科の目標及び学年の目標を受けた内容は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。「A表現」と「B鑑賞」は、本来一体である内容の二つの側面として、図画工作科を大きく特徴付ける領域である。〔共通事項〕は、この二つの領域の活動において共通に必要な資質・能力であり、指導事項として示している。今回の改訂では、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕とも、三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、構成し直した。

「A表現」には(1)と(2)の二つの項目を設けている。平成20年告示の学習指導要領では、(1)は、造形遊びをする活動に関する項目、(2)は、絵や立体、工作に表す活動に関する項目としていたが、今回の改訂では、(1)は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」として発想や構想に関する項目、(2)は、「A表現」を通して育成する「技能」に関する項目という構成とした。それぞれの項目にはアとイの二つの事項を設けている。(1)と(2)のどちらの項目も、アは、造形遊びをする活動に関する事項、イは、絵や立体、工作に表す活動に関する事項を示している。「B鑑賞」には、鑑賞に関する項目(1)を設け、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」に関するアの事項を示している。〔共通事項〕(1)には、アとイの二つの事項を設けている。アは、形や色などの造形的な特徴を理解するという「知識」に関する事項、イは、自分のイメージをもつという「思考力、判断力、表現力等」に関する事項を示している。

「A表現」及び「B鑑賞」の項目は、それぞれ「活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し、項目と事項の関係を明確にするとともに、活動を通して児童の資質・能力を育成することを示している。〔共通事項〕の項目については、「A表現」及び「B鑑賞」の具体的な指導の中で取り扱われることから、「指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示している。

なお、三つの柱のうち「学びに向かう力、人間性等」については、教科及び学年の目標においてまとめて示している。

また、学校や一人一人の児童の実態に応じ、様々な表現に対応した弾力的な指導を重視する観点から、内容を2学年ごとにまとめて示している。

(1) 「A表現」

「A表現」は、児童が進んで形や色、材料などに関わりながら、つくったり表し

たりする造形活動を通して、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すものである。

この造形活動は、大きく二つの側面に分けて捉えることができる。一つは、材料やその形や色などに働きかけることから始まる側面と、もう一つは、自分の表したいことを基に、これを実現していこうとする側面である。

前者は、身近にある自然物や人工の材料、その形や色などから思い付いた造形活動を行うものである。児童は、材料に働きかけ、自分の感覚や行為などを通して形や色などを捉え、そこから生まれる自分なりのイメージを基に、思いのままに発想や構想を繰り返し、手や体全体の感覚などを働かせながら技能などを発揮していく。これは遊びのもつ能動的で創造的な性格を学習として取り入れた材料などを基にした活動で、この内容を「造形遊びをする」とし「A表現」の(1)ア及び(2)アで取り扱うこととした。

後者は、感じたこと、想像したこと、見たことなどから児童が表したいことを絵や立体、工作に表すものである。児童は、自分の表したいことを、形や色、イメージなどを手掛かりに、材料や用具を使ったり、表し方などを工夫したりしながら作品に表していく。これは、幼いころから親しんでいる、絵をかいたり、粘土で表したり、あるいは用途のあるものをつくったりするなどの活動で、この内容を「絵や立体、工作に表す」とし「A表現」の(1)イ及び(2)イで取り扱うこととした。

「造形遊びをする」は、結果的に作品になることもあるが、始めから具体的な作品をつくることを目的としないのに対して、「絵や立体、工作に表す」は、およそのテーマや目的を基に作品をつくろうとすることから始まる。また、「造形遊びをする」は、思い付くままに試みる自由さなどの遊びの特性を生かしたものであるが、「絵や立体、工作に表す」は、テーマや目的、用途や機能などに沿って自分の表現を追求していく性質がある。このような、それぞれの活動の特性を生かしながら指導を工夫する必要がある。

「造形遊びをする」と「絵や立体、工作に表す」は、二つの側面から児童の資質・能力を育成しようとするものであり、これらの活動を通して「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。その際、児童が表現をしながら常に「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」を働かせていることに配慮する必要がある。

(2) 「B鑑賞」

「B鑑賞」は、児童が自分の感覚や体験などを基に、自分たちの作品や親しみのある美術作品などを見たり、自分の見方や感じ方を深めたりする鑑賞活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すものである。

児童は、視覚や触覚などの感覚、自分の行為などを通して身の回りの世界を把握している。そこに、児童の経験や発達の状況、伝統や文化などが加わって、よさや美しさなどを捉えている。さらに、感じたことを、自分で確かめたり友人と話し合ったりするなどして、その見方や感じ方を深めている。表現や鑑賞の活動においても、児童は対象から感じた形や色、イメージなどを基に、主体的によさや美しさなどを感じ取ったり、自分なりの意味や価値をつくりだしたりする活動を行っている。この内容を「鑑賞する」とし「B鑑賞」の(1)アで取り扱うこととした。

「B鑑賞」の内容は、鑑賞の活動を通して、形や色、作品などのよさや美しさを能動的に感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深める「思考力、判断力、表現力等」の育成に関するものであり、「A表現」の内容とともに、児童の資質・能力を育成する領域として構成している。表現と鑑賞は相互に関連して働き合うものとして捉え、鑑賞の活動や、作品などの鑑賞の対象を、幅広く考える必要がある。

(3) (共通事項)

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力である。

児童は、材料に触れて形の感じや質感を捉えたり、材料を見つめながら色の変化に気付いたりするなど、直観的に対象の特徴を捉え、理解している。同時に対象や自分の行為などに対して自分なりのイメージをもっている。そしてこれらを基に資質・能力を働かせて、具体的な活動を行っている。このような、形や色などの造形的な特徴を理解したり、イメージをもったりする資質・能力は、表現及び鑑賞の活動の基になるとともに、形や色などを活用したコミュニケーションの基盤となる。この内容を、〔共通事項〕(1)ア及びイで取り扱うこととした。

〔共通事項〕の内容は、自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する「知識」の育成に関するものと、様々な対象や事象について自分なりのイメージをもつ「思考力、判断力、表現力等」の育成に関するものである。〔共通事項〕の共通とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目、事項の全てに共通するという意味である。「A表現」及び「B鑑賞」の指導においては、〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え、指導や評価を具体化する必要がある。

各活動において指導する事項

表現での造形遊びをする活動や絵や立体，工作に表す活動及び鑑賞する活動は，それぞれ次の事項を指導することになる。

造形遊びをする活動

「A表現」(1)ア	造形遊びをする活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」
(2)ア	造形遊びをする活動を通して育成する「技能」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」

絵や立体，工作に表す活動

「A表現」(1)イ	絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」
(2)イ	絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「技能」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」

鑑賞する活動

「B鑑賞」(1)ア	鑑賞する活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」

なお，造形遊びをする活動と，鑑賞する活動を関連付けて指導する場合は，「A表現」(1)ア，(2)ア，「B鑑賞」(1)ア，〔共通事項〕(1)ア，(1)イを指導することになる。

絵や立体，工作に表す活動と，鑑賞する活動を関連付けて指導する場合は，「A 表現」(1) イ，(2) イ，「B 鑑賞」(1) ア，〔共通事項〕(1) ア，(1) イを指導することになる。

図画工作科では，これらの内容を題材として児童に提示し，資質・能力の育成を目指すことになる。題材とは，目標及び内容の具現化を目指す「内容や時間のまとまり」といえる。児童が，興味や関心をもち主体的に取り組むことができるような題材を，教師の創意工夫を生かして設定し，児童の資質・能力を育成するようにすることが大切である。また，図画工作科では，題材ごとに作品や活動をつくりだすという特徴がある。作品や活動は，表現した人そのものの表れであり，作品や活動をつくりだすということは，かけがえのない自分を見いだしたりつくりだしたりすることだといえる。このことは全ての活動において大切にしなければならないことである。

○内容の構成（内容項目及び事項）の改善について

今回の改訂では、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。内容の構成については、平成20年の告示と比較すると次のようになる。

平成20年告示	
「A表現」(1) 造形遊びをする活動に関する項目	ア 発想や構想の能力と活動の概要 イ 発想や構想の能力と活動の方法 ウ 創造的な技能
「A表現」(2) 絵や立体、工作に表す活動に関する項目	ア 発想や構想の能力と活動の概要 イ 発想や構想の能力と活動の方法 ウ 創造的な技能
「B鑑賞」(1) 鑑賞する活動に関する項目	ア 鑑賞の能力と活動の概要 イ 鑑賞の能力と活動の方法
〔共通事項〕(1)	ア 形や色などに関する事項 イ イメージに関する事項



平成29年告示	
「A表現」(1) 発想や構想に関する項目	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」
「A表現」(2) 技能に関する項目	ア 造形遊びをする活動を通して育成する「技能」 イ 絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「技能」
「B鑑賞」(1) 鑑賞に関する項目	ア 鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」
〔共通事項〕(1)	ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」 イ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」

2 各領域及び〔共通事項〕の内容

(1) 「A表現」の内容

「A表現」は、「造形遊びをする」と「絵や立体、工作に表す」との二つの側面に分けて捉えることができる。

○造形遊びをする

児童の遊びには、人が本来もっている、生き生きと夢中になって活動する姿を見ることができる。遊びにおいて、児童は、自ら身の回りの世界に進んで働きかけ、いろいろと手掛けながら、自分の思いを具体化するために必要な資質・能力を発揮している。そこには心と体を一つにして全身的に関わりながら、多様な試みを繰り返し、成長していく姿がある。

このような遊びがもつ教育的な意義と能動的で創造的な性格に着目し、その特性を生かした造形活動が「造形遊びをする」の内容である。

大まかな内容は、児童が材料などに進んで働きかけ、自分の感覚や行為を通して捉えた形や色などからイメージをもち、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせてつくることである。学習活動としては、想像したことをかく、使うものをつくるなどの主題や内容をあらかじめ決めるものではなく、児童が材料や場所、空間などと出会い、それらに関わるなどして、自分で目的を見つけて発展させていくことになる。

「造形遊びをする」では、児童が自ら材料や場所などに働きかけ、そこから発想していく。材料としては、児童が関心や意欲をもつ、土や砂、粘土や木切れ、紙、絵の具など、児童に身近なものが考えられる。活動としては、砂場で穴を掘ったり、新聞紙を丸めたり、特徴のある場所を探したりするなどから始まることが考えられる。それは学年が進むにつれ、次第に、材料や場所などの具体的な特徴に目を向けたり、校庭や光あふれる広場などの場所や空間に活動が広がったりして展開していく。そこでは、材料や用具についての経験や技能を総合的に生かすなどの活動も見られる。このように、「造形遊びをする」は、単に遊ばせることが目的ではなく、進んで楽しむ意識をもたせながら、資質・能力を育成する意図的な学習である。また、「造形遊びをする」では、材料の質や量、場所の広さなどが活動を大きく左右する。育成を目指す資質・能力や児童の実態と材料や場所、空間などの関連を検討し指導計画を立てることが重要である。

また、「造形遊びをする」では、児童が、つくる過程そのものを楽しむ中で「つくり、つくりかえ、つくる」という、学びの過程を経験している。児童は一度つくって満足することもあるが、つくっている途中で考えが変わって、つくりかえることもあ

る。次々に試したり、前につくったものと今つくりつつあるもの間を行きつ戻りつしたり、再構成をしたり、思ったとおりにいかないときは考えや方法を変えたりして、実現したい思いを大切に活動している。このような学びの過程を児童自身が実感できるようにすることが大切である。なお、「つくり、つくりかえ、つくる」は、広く捉えれば図画工作科の学びそのものであり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のみならず、「学びに向かう力、人間性等」にも深く関わることである。

○絵や立体、工作に表す

児童は、幼いころから、身近な紙や地面に思いのままにかいたり、土や空き箱で何かをつくったりして楽しんでいる。やがて、線や形に自分なりの意味を見付けるようになり、この活動は、自分の思いや願いを表すことにつながっていく。それは、自分の感じたことや思ったことを自分の方法で表すという表現の始まりともいえる。児童は、表したい思いを基に発想を広げたり、どのように表すかを考え、工夫して表したりする。それらは次第にまとまりを見せるようになり、作品として残したいという意識も生まれてくる。

児童がもっているこのような表現の欲求を満足させ、夢中になって絵をかいたり、粘土で表したり、用途や目的があるものをつくったりするなどの造形活動が「絵や立体、工作に表す」の内容である。

大まかな内容は、児童が感じたこと、想像したことなどのイメージから、表したいことを見付けて、好きな形や色を選んだり、表し方を考えたりしながら、技能を働かせて表すことである。学習活動としては、児童は、およその目的やテーマを基に発想や構想を行い、自分なりの技能を活用しながら表し方を工夫して思いの実現を図っていくことになる。思いのままに表す楽しさから、自己を見つめたり、友人に伝えたりするなど、他者や社会を意識した表現へと広がりながら、資質・能力を育成する学習である。

「絵や立体、工作に表す」では、自分の夢や願い、経験や見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの児童が表したいと思うことを基に表現していく。低学年において表したいことは、自分の感じたことや想像したことが中心となるが、中学年から高学年になるにつれて、見たことや伝え合いたいことなどに広がる。「絵や立体」とは、絵の具などで平面に表したり、粘土などで立体に表したりすることであり、ともに自分の感じたことや思ったことなどを表すという点で共通している。一方、「工作」とは、意図や用途がある程度明確で、生活を楽しくしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。しかし実際の児童の表現では、絵に立体的なものを加えたり、工作で表面に絵をかいたりするなど、表す過程では関連し合うこ

とが多い。そこで、表したいことから学習が広がることを重視し「絵や立体、工作に表す」とまとめて示している。

造形遊びをする活動は、材料や場所、空間などの特徴から造形的な活動を思い付いて活動するものであり、絵や立体、工作に表す活動は、表したいことを見付けて、それに必要な材料を選んで表すものである。結果として同じような作品になることも考えられるが、これらは、造形的な創造活動の過程が異なるものであり、両方を学ぶことにより、表現に関わる資質・能力がバランスよく育成されることになる。

また、造形遊びをする活動においても、絵や立体、工作に表す活動においても、児童は、自分が納得するまでつくったり、活動の終わりを自分で決めたりしている。それぞれの児童が自分らしくやり切る学習活動は、図画工作科の特質ともいえる。

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

「A表現」の(1)では、表現の活動を通して、児童一人一人の「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。そこで「表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し、ア及びイの二つの事項を指導することとした。

アは、造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」であり、材料、場所などの活動の対象を示すとともに、児童が感じた形や色、イメージなどから、発想してつくるということと、作りだした形や色から新しい発想をしたり、作りながら周囲の様子を考え合わせて構成したりすることを示している。

低学年、中学年、高学年のそれぞれのアの事項は、児童の意識が自分の身の回りから周囲の環境まで広がっていくという発達の特性に依拠している。低学年では、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に、造形的な活動を思い付くことや、どのように活動するかについて考えることを示している。中学年では、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、どのように活動するかについて考えることを示している。高学年では、場所や空間の広さや形などの特徴も視野に入れ、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかを考えることを示している。

指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、活動と材料などの関係に配慮する必要がある。例えば、材料からの発想を広げるために、材料の種類や量を豊富に用意したり、材料からの発想を深めるために、材料の種類や量を絞って用意したりするなどが考えられる。

イは、絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」であり、感じたこと、想像したことなどから、自分の表したいことを見つけて表すということと、自分の表したいことや用途などを考え合わせながら、色を選んだり、形をつくったり、計画を立てたりすることを示している。

低学年、中学年、高学年のそれぞれのイの事項も、児童の意識や活動範囲が自分から他者、社会に広がるという発達の特性に依拠している。低学年では、感じたことや想像したことから、表したいことを見付けることや、どのように表すかについて考えることを示している。中学年では、客観性や他者意識の芽生えに配慮し、見たことや用途が加わり、形や色、材料などを生かし、どのように表すかについて考えることを示している。高学年では、社会的な広がりや踏まえ、伝え合いたいことや構成の美しさなどが加わり、どのように主題を表すかについて考えることを示している。

指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、材料や用具、表現方法などを考慮する必要がある。例えば、思いのままにクレヨンやパス、絵の具を使うことのできる環境を用意したり、粘土で自在に形を追求する時間を確保したりすることが考えられる。動く仕組みそのものを工夫したり、表現しながら伝えたい思いを膨らませたりするなど、題材を工夫することも考えられる。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

「A表現」の(2)では、表現の活動を通して、児童一人一人の「技能」を育成することになる。そこで「表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し、ア及びイの二つの事項を指導することとした。

アは、造形遊びをする活動を通して育成する「技能」であり、発想や構想をしたことを実現するために、体全体を働かせたり、材料や用具の経験や技能を総合的に生かしたりしながらつくることを示している。

低学年、中学年、高学年のそれぞれのアの事項は、児童の意識が自分の身の回りから周囲の環境まで広がっていくという発達の特性に依拠している。低学年では、身の回りの材料を並べる、つなぐ、積むなど、手や体全体の感覚などを働かせて活動を工夫してつくることを示している。中学年では、身近な材料や用具を組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせて活動を工夫してつくることを示している。高学年では、経験や技能などを総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして活動を工夫してつくることを示している。

指導に当たっては、「技能」の育成の観点から、活動と材料などの関係に配慮する必要がある。例えば、「技能」を育成するために、材料や用具の経験を総合的に生かすような題材を構成する、手や体全体を使って長く並べたり高く積んだりできる場所を工夫するなどが考えられる。また、「技能」は発想や構想をしたことを実現するだけでなく、「技能」を働かせる中から、新たな発想や構想が生まれることもある。このことに留意した指導の工夫も必要である。

イは、絵や立体、工作に表す活動を通して育成する「技能」であり、発想や構想をしたことを実現するために、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、様々な表し方を工夫して表すことを示している。

低学年、中学年、高学年のそれぞれのイの事項も、児童の意識や活動範囲が自分から他者、社会に広がるという発達の特性に応じている。低学年では、思う存分に手や体全体の感覚などを働かせて、表したいことを基に表し方を工夫して表すことを示している。中学年では、客観性や他者意識の芽生えに配慮し、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すことを示している。高学年では、社会的な視野の広がりを踏まえ、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、表現に適した方法などを組み合わせたり、表したいことに合わせて表し方を工夫したりして表すことを示している。

指導に当たっては、「技能」の育成の観点から、材料や用具、表現方法などを考慮する必要がある。例えば、用具の活用においては児童の感覚や行為を重視することである。手の延長のように用具を使って表し方を工夫している姿、自分の手や体の動きから生まれる線を楽しむなどの姿を捉え、指導と評価に生かすことが重要である。また、アの事項と同じように、「技能」は発想や構想をしたことを実現するだけでなく、「技能」を働かせる中から、新たな発想や構想が生まれることもある。このことに留意した指導の工夫も必要である。

また、用具には先人の知恵や人々のつながりなどが含まれている。用具を用いることは人と協働したり、文化の大切さに気付いたりすることになる。用具を使うことで広がる社会との関わりや歴史的な背景などに着目することも大切である。

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を明確にし、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を進めることが期待されている。一つの型や方法に固執した指導や、特定の表現のための表し方を身に付けるような偏った指導が行われることのないように、更に留意する必要がある。なお、児童が扱う用具については、その名称や使い方だけを指導するのではなく、用具を使ったり、活動を工夫したりする中で、その使い方に十分慣れるようにすることが重要である。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の指導の関連を十分に図るように配慮する必要がある。

(2) 「B鑑賞」の内容

○鑑賞する

児童は、幼いころから、身近なものを見つめたり、手にしたりするなど、自ら対象に働きかけることを通して、心を動かしながら身の回りの世界を捉えている。それは感じたことから自分の考えを組み立てたり、組み直したりしながら自分なりに見方や感じ方を深めていく営みである。このような営みの中で、児童は対象に面白さを感じたり、周りの人と共有できるよさなどを見付けたりしながら自分なりに意味や価値をつくりだしている。それは、見ることとつくったり表したりすることを繰り返しながら表現を高めたり、感じたことを話し合いながら文化の違いを理解したりする活動などの基盤になっている。

児童がもっているこのような鑑賞の欲求を満足させ、身の回りの生活や社会に能動的に関わるとともに、伝統や文化を継承、発展、創造することについての基礎を培う活動が「鑑賞する」の内容である。

大まかな内容は、自分たちの作品や身近な材料、我が国や諸外国の親しみのある美術などの形や色などを捉え、自分なりにイメージをもつなどして、主体的によさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めることである。学習活動としては、児童は、自分の表し方の変化を振り返る、作品などの意図や特徴について話し合うなど、様々な方法で自分の見方や感じ方を深めるとともに、作品などを大切にしようとする態度を育成することになる。

児童はこの活動を通して、よさや美しさを感じ取ったり、表現の特徴や表し方の変化などを捉えたりして、自分の見方や感じ方を深めていく。そこから、自分の表現を振り返って表し方を工夫したり、社会や文化との関わりを考えたりする活動が展開することになる。これは、自分の見方や感じ方を更新し続け、今日のように視覚的な情報があふれている社会に主体的に対応する力を育成することになる。

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

「B鑑賞」の(1)では、鑑賞の活動を通して、児童一人一人の「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。そこで「鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し、アの事項を指導することとした。

アは、鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」であり、自

分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術などを活動の対象として示すとともに、造形的なよさや美しさなどについて感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めることを示している。

低学年、中学年、高学年のそれぞれのアの事項は、自分や友人などの身の回りから、社会や文化なども対象とすることができるようになるという発達特性に応じている。低学年では、自分たちの身の回りの作品や材料などから、造形的な面白さや楽しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げることを示している。中学年では、活動範囲も広がるので、身近にある美術作品や製作の過程などから、造形的なよさや面白さなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げることを示している。高学年では、社会や文化も対象に取り入れ、分析的に見ることもできるようになるので、我が国や諸外国の親しみのある美術などから、造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めることを示している。

指導に当たっては、鑑賞が、自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動であることに配慮する必要がある。例えば、視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、鑑賞活動を幅広く捉えることである。その際、作品などについては、児童が自分の見方や感じ方などを深めるために、つくり始めから終わりまで幅広い意味で捉えることが大切である。また、指導の効果を高めるために鑑賞を独立して設定する場合には、その必然性や児童の実態などを十分考慮し、児童一人一人が能動的に鑑賞できるようにする必要がある。生活や文化などによる感じ方の違いにも配慮しながら、自分たちの伝統的な文化を大切にするとともに、諸外国の文化を尊重する態度を育成することも重要である。

指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の指導の関連を十分に図るように配慮する必要がある。

(3) 【共通事項】の内容

児童は、幼いころから、身近なものを見たり、手にしたりするなど、自ら身の回りの世界に進んで働きかけ、様々な形や色などと出会っている。それはやがて、形や色などを手掛かりにして、選んだり、使ったりするなど、思いを形や色などに託し表現するようになる。また、ものに触れて心の中に様々なイメージを思い描くとともに、ものをいろいろな表現に使うことからイメージを広げている。

ここで発揮していることが、〔共通事項〕の内容である。〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力であり、造形活動や鑑賞活動を豊かにするための指導事項として示している。

大まかな内容は、自分の感覚や行為を通して形や色などを理解すること、及び、自分のイメージをもつことである。自分の感覚や行為とは、視覚や触覚などの感覚、持ち上げたり動かしたりする行為や活動のことであり、児童自身の主体性や能動性を示している。形や色などとは、形や色、線や面、動きや奥行きなどの対象の造形的な特徴のことである。自分のイメージとは、児童が心の中につくりだす像や全体的な感じ、又は、心に思い浮かべる情景や姿などのことである。どちらも、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、心の中に浮かび上がらせている。

このような形や色、イメージなどは、表現及び鑑賞の活動で「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を働かせる際の具体的な手掛かりになっている。同時に、それぞれの児童の生活経験、社会や文化などに深く関わっており、一人一人の児童が生きる上で大切な役割を果たすものである。このような意味で〔共通事項〕で示している内容は、形や色などを活用したコミュニケーションの基盤になるものであるとともに、表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせる児童の具体的な姿である。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

〔共通事項〕の(1)では、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童一人一人の資質・能力を育成することになる。そこで「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」と示し、ア及びイの二つの事項を指導することとした。

アは、児童が自らの感覚や行為を通して形や色などを理解することを「知識」として示している。イは、児童が自分のイメージをもつことを「思考力、判断力、表現力等」として示している。アとイは、アから引き続いてイを発揮したり、イを基に形や色などを理解したりするなど、相互に関連し合う関係にある。

また、それぞれは、形や色、イメージなどに関する発達の特性に応じている。低学年では、自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くとともに、自分のイメージをもつことを示している。中学年では、自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かるとともに、自分のイメージをもつことを示している。高学年では、自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解するとともに、自分のイメージをもつことを示している。

指導に当たっては、〔共通事項〕のアが「知識」、イが「思考力、判断力、表現力等」で整理されたことや、表現や鑑賞の領域や活動などの全体に関わる事項である

ことを踏まえ、これまで行われてきた指導内容や方法を〔共通事項〕の視点で検討し、改善することが重要である。例えば、児童が絵の具を混ぜてつくった色にどのようなイメージをもっているのかを確かめながら指導を展開することや、のこぎりで板材を切っているときの音や動きのリズムなどからどのような技能を働かせているのか捉えて指導を改善することなどが考えられる。

また、〔共通事項〕は、児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり、形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮しながら、指導を具体化することが必要である。例えば、グループで活動をしている児童がどのようなイメージを友人と共有しているのか、児童がつまづいたり活動が停滞したりしている原因は何かなどを把握する視点として活用することも大切である。〔共通事項〕は、〔共通事項〕だけを題材にしたり、どの時間でも〔共通事項〕を教えるから授業を始めたりするなどの硬直的な指導を意図したものではないことに、十分に配慮して指導することが大切である。

第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容

1 目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

この時期の児童は、周りの人、物、環境などに体ごとに関わり全身で感じるなど、対象と一体になって活動する傾向が見られる。また、具体的な活動を通して思考したり、既成の概念にとらわれずに発想したりするなどの特徴も見られる。表現及び鑑賞の活動においても、つくりながら考えたり、結果にこだわらずに様々な方法を試したり、発想が次々と展開したりするなどの様子も見られる。

このような特徴を考慮して、目標の実現を目指すことが大切である。

学年の目標は、教科の目標と同じように、(1)は「知識及び技能」を、(2)は「思考力、判断力、表現力等」を、(3)は「学びに向かう力、人間性等」を示している。

学年の目標(1)

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」については〔共通事項〕(1)ア、「技能」については「A表現」(2)ア及びイに対応している。

「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付く」

は、「知識」について示している。

対象や事象を捉える造形的な視点とは、材料や作品、出来事などを捉える際の、形や色などのことである。

自分の感覚や行為を通して気付くとは、自分の視覚や触覚などの感覚、並べたり、つないだり、積んだりするなどの行為や活動を通して、形や色などに気付くことである。このことにより、表現したり鑑賞したりするときに、形や色などに着目しながら活動するようになることを示している。

「手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする」は、「技能」について示している。

手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使いとは、自分の気持ちや感覚などと一体になって、身近な材料を用いたり、扱いやすい用具を使ったりし、児童がこれらに十分に慣れることである。

表し方などを工夫してとは、材料を用いたり、用具を使ったりする中で感じたことを生かしながら活動や表し方などを工夫することである。

創造的につくったり表したりすることができるようにするとは、自分の感覚や気持ちを基に、造形活動を自ら充実させ、自分らしく技能を働かせることができるようにすることである。

学年の目標 (2)

(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応している。

「造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」の双方に重なる資質・能力について示している。

造形的な面白さや楽しさとは、作品などを表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちのことであり、児童自身の考え方や感じ方を重視する意味で示している。

表したいこととは、自分の夢や願い、経験や、動くものや飾るものなどの児童が表したい、つくりたいと思うことである。

表し方などとは、表し方や表現方法などのことである。

「楽しく発想や構想をし」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

楽しく発想や構想をするとは、材料の形や色などを基に児童が楽しく造形的な活動や表したいことを思い付くことや、どのように活動したり表したりするか考えることである。この時期の児童にとっては、造形活動を楽しむことがそのまま資質・能力の育成につながる。また、「思考力、判断力、表現力等」を十分に働かせることにより豊かな造形活動を生み出していくことになる。

「身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする」は、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

身の回りの作品などとは、自分たちの作品や身近な材料などのことである。

自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにするとは、作品をつくりたり見たりするときなどに、面白さや楽しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げ、自分なりに対象や事象を味わうことができるようにすることである。

学年の目標 (3)

(3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。

楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組みとは、表現したり鑑賞したりすることが一体になりながら楽しく活動するという低学年特有のよさを生かして活動することである。

つくりだす喜びを味わうとは、作品などをつくりたり見たりすることそのものがつくりだす喜びになることを示している。同時に、つくりだす喜びを味わうことが、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を一層育成することになる。

形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養うとは、表現や鑑賞の活動を通して育成する態度について示している。形や色などを視点に、比べたり、選んだり、つくりだしたりするなどし、夢や願いをもち、楽しい生活を自らつくりだそうとする態度を養い、主体的に生きていくことについて示している。

「A 表現」

第1学年及び第2学年 「A表現」(1)

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。

この内容は、第1学年及び第2学年の目標(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、進んで材料などに働きかけ、そこで見付けたことや感じたことを基に思いを膨らませたり、楽しかったこと、驚いたことなどの出来事、好きなものや考えたお話などを思いのままにかいたりつくったりしている姿が見られる。また、自分自身を変身させたり、何かになりきったりして、空想することを楽しんでいる姿も見られる。

このような傾向を生かして、発想や構想に関する事項を指導することを、「A表現」(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(1)ア及びイにおいて育成する「思考力、判断力、表現力等」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(1) ア	「A表現」(1) イ
造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。	絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。

第1学年及び第2学年 「A表現」(1)ア

ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。

この事項は、発想や構想に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が材料に進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

身近な自然物や人工の材料とは、この時期の児童が関心や意欲をもつ、扱いやすい身近な材料のことである。**自然物**としては、土、粘土、砂、小石、木の葉、小枝、木の実、貝殻、雪や氷、水など、学校や地域の実態に応じた様々な材料が考えられる。**人工の材料**としては、新聞紙、段ボール、布、ビニル袋やシート、包装紙、紙袋、縄やひも、空き箱などが考えられる。クレヨン、パス、共用の絵の具などは、用具でもあるが形や色をもつ材料の一つとして考えることができる。

造形的な活動を思い付くとは、児童が材料に働きかけて捉えた形や色、自分のイメージなどを基に造形的な活動を発想することである。児童は、小石の形や木の葉の色の面白さ、紙を破いたときの手応え、手の動きから生まれた形や色、材料と材料との組み合わせなどから様々なことを思い付き、活動を始め、更に新しい発想をすることになる。

感覚や気持ちを生かしながらとは、手などで触りながら材料を捉える感覚、自分の体で大きさや長さをつかむ感覚、形や色などに対する児童の気持ちなど、造形活動で生じる感覚や気持ちを大切にしながら活動することである。低学年の児童は、この感覚や気持ちと自分の造形活動とが直接つながっており、単に分けられるものではない。感覚や気持ちを生かした活動を設定することにより、造形遊びをする活動は、児童にとって、更に楽しい活動になり、新たな発想を生み出す原動力や、それを実現するための工夫につながっていく。

どのように活動するかについて考えるとは、新たに造形的な活動を思い付いたり、作り方を考えたりすることである。発想や構想を繰り返して活動することも児童にとって楽しいことであり、そのことによって資質・能力が育まれる。友人と関わりながら次の活動を考えたり、一度つくった形を崩し、材料に触れながら活動を考えたりすることも考えられる。

「A表現」(1)アの指導に当たっては、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことと、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えることの二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことの指導に当たっては、児童が、材料と十分に関わることができるようにする必要がある。そのためには、空き教室や校庭など、広くて安全な場所を活動場所にする、一人一人の児童が発想を広げることのできる時間を確保するなどの設定が重要である。

材料は、そのもの自体の形は変えにくい、並べたりつないだりすることを思い付きやすいもの、ちぎったり丸めたりするなど、そのもの自体の形を変えることを思い付きやすいもの、触れた感じを十分に味わうことから活動を思い付きやすいものなど、様々な特徴がある。材料の特徴によって活動の可能性が変わることを踏まえ、材料を選ぶ必要がある。なお、材料は、教師が用意するだけでなく、例を示した上で、児童が集めることも考えられる。

また、児童が進んで造形的な活動を始めるような提案をしたり、題材名を示したりすることも重要である。その際、教師と一緒に活動したり、材料や活動の例を挙げたりすることなども考えられるが、指示的になりすぎて児童の発想を狭めたり、具体的な作品をつくるような意識を強くもたせすぎたりすることがないように十分注意する必要がある。

感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えることの指導に当たっては、児童の活動は多様であることを踏まえた指導の工夫が必要である。造形遊びをする活動では、並べたり、つないだり、積んだりするなどしながら、何かのイメージをもち活動するときもあれば、活動するうちに具体的なものを形づくることを目指すときもある。児童の様子をよく見て、児童一人一人の発想や構想を可能な限り受け止めることが大切である。

また、児童の「感覚や気持ち」と「活動すること」を切り離さないように配慮することも重要である。そのために児童一人一人の表現の思いを材料や友人などの児童を取り巻く関係から捉え、造形的な試みを見守り、励ますことなどが大切である。

一人一人の児童が、「この材料で、どんなことができるだろう」などと考え、発想や構想、技能を連続させて、つくり、つくりかえ、つくりことができるように、新しい試みをしようとする事自体を見守ったり励ましたりして、主体的に造形的な活動に向かうようにすることが大切である。

第1学年及び第2学年 「A表現」(1) イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，感じたこと，想像したことから，表したいことを見付けることや，好きな形や色を選んだり，いろいろな形や色を考えたりしながら，どのように表すかについて考えること。

この事項は，発想や構想に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したことから発想や構想をし，技能を働かせながら絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。絵や立体，工作は，表す過程では関連し合うことが多く，表したいことから学習が広がることを重視し，「絵や立体，工作に表す」とまとめて示している。低学年では，絵や立体に表していても，それで遊びたくなったり飾りたくなったりすることもある。絵や立体，工作の関連については，他学年以上に柔軟に捉える必要がある。

感じたこと，想像したこととは，表したいことの基になる自分のイメージについて示している。体験したことから感じたこと，関心のあることから想像したことなど，児童自身が思ったことである。例えば，うれしかったこと，不思議に思ったこと，かきながら新たに思ったことなどが考えられる。また，生活を楽しくするものをつくったり，身の回りを飾ったりすることなども考えられる。

表したいことを見付けとは，このような自分のイメージを基に，表したいことを発想することである。例えば，破いた紙の形から想像して生き物に表したいと思ったり，簡単な仕組みを動かしながら，表したいおもちゃを思い付いたりするなどが考えられる。また，児童は，自分で表したいことを見付けると，それを実現したいという強い思いをもつ。表したいことを見付けることは，表現の原動力ともいえる。ただし，低学年の児童の表したいことは，初めからはっきりしているものではないので，およその表したいことも含めて捉える必要がある。

好きな形や色を選んだり，いろいろな形や色を考えたりしながらとは，表したいことを表すために，自分の好きな形や色を選んだり，試すようにいろいろな形や色を考えたりしながら，表現への思いを一層膨らませることである。

どのように表すかについて考えるとは，形や色などを楽しみ，周りの友人と関わり合いながら，自分の思いをはっきりさせたり，つくりつつある形や色から発想を広げたりすることである。画用紙の上で筆を動かしながら考えたり，友人に話したりしながら思いを巡らすことも考えられる。

「A表現」(1)イの指導に当たっては、**感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることと、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることの指導に当たっては、児童の興味や関心を、題材や指導に生かすことが必要である。そのためには、日頃から児童の様子をよく見たり対話したりすることを心掛け、一人一人の児童がどのようなことに興味や関心をもっているのか、何を楽しいと感じているのかなどを把握しておくことが重要である。

また、感じたこと、想像したことは、互いにつながりのあるものとして捉え、指導に生かすことが必要である。初めは感じたことから表したいことを見付け、表していても、その過程で想像を広げて思いが膨らんでいくこともある。特に低学年の児童は、活動を進めながら表したいことを見付けることが多いことから、表したいことの変化などには柔軟に対応する必要がある。また、表したいことを見付けることは、児童自身が行うことだということを教師が常に意識して、低学年から指導を積み重ねていくことが重要である。

児童によっては、表したいことがなかなか決められず、友人と似通ったことをしてしまうこともある。しかし、児童の表したいことは、およそのものであることも踏まえ、表したいことがはっきりし始めてきたときを捉えて励ますことが大切である。

好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えることの指導に当たっては、その時間を設定し、児童の様子をよく見て指導に生かすことが大切である。例えば、画用紙の上で手や絵の具の付いてない筆を動かしながら「ここにチョウチョウをかいて、こっちはどうしようか」と、材料や用具に触れながら考えるようにすることも考えられる。チョウチョウをクレヨンやパスでかいた後で、チョウチョウの周りについて、「ここに何をかこうか」など、友人と話しながら考えるようにすることも考えられる。

また、児童にとって、「どのように表すか」も、およそのことであり、好きな色を選んだり、納得するまでつくり直したり、行きつ戻りつしながら表したり思い付いたりすることができる過程を重視する必要がある。また、造形活動そのものを楽しむ傾向を生かし、夢中になって絵をかいたり、粘土でつくったり、紙で工作したりするなど、児童の意欲が高まり、継続するような指導を行うことも重要である。

第1学年及び第2学年 「A表現」(2)

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

この内容は、第1学年及び第2学年の目標(1)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、土や粘土などの材料に体ごと関わって楽しんだり、身近にあるいろいろな材料を並べたり、つないだり、積んだりして、進んで材料などに働きかけている姿が見られる。また、友人とともに大きな材料に体全体で関わったり、砂場で形の変化を楽しんだりして関わっている姿も見られる。思い付いたことはすぐにつくったり、かいたりしたいと思ひ、はさみなどの用具も好んで使い、重ねた紙を切ってみたり、自分でかいた線に沿って切ってみたりするなどの姿も見られる。

このような傾向を生かして、「技能」に関する事項を指導することを、「A表現」(2)表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「技能」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(2)ア及びイにおいて育成する「技能」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(2) ア	「A表現」(2) イ
造形遊びをする活動を通して、	絵や立体、工作に表す活動を通して、
身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、	身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、
並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。	手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

第1学年及び第2学年 「A表現」(2)ア

ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。

この事項は、「技能」に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「技能」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が材料に進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとは、材料や用具を安全に使いながら、その扱いに慣れるようにすることである。**身近で扱いやすい材料**は、身近な自然物や人工の材料など、この時期の児童が関心や意欲をもち、扱いやすい身近な材料のことである。低学年の造形遊びでは、児童が手や体全体の感覚などを働かせて、材料そのものに働きかける活動が重要となる。**用具**は、はさみ、のり、簡単な小刀類などの児童が身近で扱いやすい切断や接合、接着ができる用具などのことである。材料によっては、用具を使うことで活動が充実することもある。クレヨン、パス、共用の絵の具などは、用具でもあるが、形や色をもつ材料の一つとして考えることができる。

並べたり、つないだり、積んだりするなどとは、児童が材料を手にしたときに、手や体全体の感覚などを働かせて自然に始める行為や活動の例である。例えば、小石を並べたり、木片を長くつないだり、空き箱を積み重ねたりするなどである。他にも、重ねる、かぶせる、丸める、破る、巻く、つるす、もぐりこむ、たらす、などが考えられるが、ここで例として示している、「並べる、つなぐ、積む」は、児童の平面から立体への意識の芽生えや、造形遊びが構成的な活動でもあるという意味も含めて示している。

手や体全体の感覚などを働かせとは、手や体全体の感覚や自分の気持ちが一体となって技能を働かせることである。低学年の造形遊びをする活動では、手だけではなく、腕を動かしたときの感覚、見上げたときの感覚など体全体の感覚などを働かせることが重要である。児童の造形活動の本来の姿である全ての感覚や技能を総合的に働かせるという意味で示している。

活動を工夫してつくるとは、材料や用具に触れたり使ったりする中で感じたことを生かしながらつくることである。また、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、活動を工夫してつくること、技能の育成に必要なことを示している。

「A表現」(2)アの指導に当たっては、**身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れることと、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れることの指導に当たっては、児童が手や体全体の感覚などを働かせて、いろいろな材料に触れ、材料を扱う楽しさや面白さを味わい「もっと使ってみたい」という関心や意欲をもつようにすることが大切である。低学年の造形遊びでは、直接材料に触れる場面が多いと考えられるが、用具を使う際も、材料と同じように関心や意欲をもつようにすることが大切である。

その際、特に安全に配慮し、はさみや簡単な小刀など危険が伴うものは、必ず教師が使い方を示す必要がある。用具の置き場所や活動場所などにも十分配慮することが重要である。

また、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れることは、活動を工夫して創造的につくることを積み重ねることによって身に付くものであるという視点をもち、指導を工夫することが大切である。

並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくることの指導に当たっては、材料だけではなく活動場所について考慮することが大切である。例えば、児童が手や体全体の感覚などを働かせて、紙を破いたり丸めたりすることができるように、ある程度広い場所で活動することが考えられる。手や体全体の感覚などを働かせて、色水をつくったり並べたりすることができるように、広くて明るく、水をこぼしても問題のない場所で活動することも考えられる。

また、並べたり、つないだり、積んだりするなどは例示であり、材料の並べ方や積み方を教師が指示して児童にさせるのではなく、児童が自ら工夫してつくるように指導を工夫することが重要である。児童が材料を手にして始めた行為や活動を、教師は資質・能力の視点で捉え、できる範囲で受け止めるようにすることが大切である。

児童の多様な試みを受け止め、児童が試みることに価値を見出し、更に活動を工夫するよう促していくことが大切である。しかし、児童の興味や関心が途切れ、活動の停滞が見られるときには、新しい試みをする視点に気付くようにしたり、質の違う材料を提案してみたりするなど指導を工夫する必要がある。同じことを繰り返しながらも、興味や関心が継続しているのか、単に繰り返しているのかを見極め、指導することが大切である。

第1学年及び第2学年 「A表現」(2)イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに，手や体全体の感覚などを働かせ，表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

この事項は、「技能」に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「技能」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したことから発想や構想をし，技能を働かせながら，絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。

身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとは，材料や用具を安全に使いながら，絵や立体，工作に表すことを通して，その扱いに慣れることである。**身近で扱いやすい材料や用具**とは，土，粘土，木，紙，クレヨン，パス，はさみ，のり，簡単な小刀類などのことであり，画用紙や厚紙など，かいたりつくったりできる材料，粘土や箱などの立体をつくる材料，クレヨン，パスなどの描画材料，はさみ，のり，簡単な小刀類などの切断や接合，接着ができる用具など児童にとって身近で扱いやすいもののことである。

手や体全体の感覚などを働かせとは，手や体全体の感覚や自分の気持ちが一体となって技能を働かせることである。体全体とは，大きなものをつくることのみを意味しているのではなく，児童の造形活動の本来の姿である全ての感覚や技能を総合的に働かせるということである。例えば，粘土を丸めたり伸ばしたりする，指や手で絵をかく，型を押し付けて写す，画用紙をちぎるなど，児童が手や体全体の感覚などを働かせていろいろと試みることなどが考えられる。

表したいことを基に表し方を工夫して表すとは，児童が自分の表したいことを基に技能を働かせることである。感じたこと，想像したことから見付けたおよその表したいことを基に，材料を用いたり，用具を使ったりする中から感じたことを生かしながら表すことである。例えば，好きなものを絵に表すとき，クレヨンやパスの色を選び，表し方を工夫して表す，思い浮かべた花を紙で表すとき，紙の切り方を工夫して表す，乗ってみたい乗り物を表すとき，粘土を丸めたりひねりだしたりするなど工夫して表すことなどが考えられる。

「A表現」(2)イの指導に当たっては、**身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れることと、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れることの指導に当たっては、材料や用具を楽しく使えるような題材を設定する必要がある。例えば、はさみは、形を線のとおり正確に切るというよりも、切る心地よさを感じながら楽しくはさみを使えるような題材を設定し、表し方を工夫して創造的に表す過程で使い方について関心を持ち、はさみで切ることに十分に慣れるようにすることである。その際、危険が伴う用具については、必ず教師が使い方を見せることが重要である。

また、材料や用具に十分に慣れることは、表し方を工夫して創造的に表すことを積み重ねることによって身に付くものであるという視点を持ち、指導の工夫をすることが大切である。第1学年で扱った材料や用具を第2学年でも取り上げ、繰り返して経験することで十分に慣れるようにすることも考えられる。

手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すことの指導に当たっては、発想や構想を含めた過程で技能を捉える必要がある。児童が表したいことを見つけたときは、およその形や色などをイメージし、それを実現しようとクレヨンやパスなどでかいたり、紙を折ったり切ったりなどしながら表そうとしている。その児童の思いを大切にされた指導をすることが重要である。

また、低学年の特性である手や体全体の感覚などを十分に働かせ材料や用具と一体になって表現する実態を踏まえ、例えば、はさみを使う行為から動きやリズムをつくりだしたり、無心になって用具を使う中から形を見付けたりするなど、感じたことを生かしながら表すことや、用具を使うことから表現が広がるような指導を工夫することも重要である。思い付いたことがすぐにできるような材料や用具をあらかじめ用意しておくことも大切である。低学年では箱のような立体的なものを丈夫につくることは難しい。そのようなことを表したいと思ったときのために、空き箱などを利用して表したいことが実現できるようにする工夫も必要である。また、多様な試みを支えるため、材料はある程度の量を用意することも必要である。

さらに、教師が表す形を決め過ぎたり、手順が複雑で一つ一つの細かな指示がないとできない内容を設定したりすることは、避ける必要がある。児童が「もっとのりで付けたい」、「今度は、違う方法でやってみよう」など、主体的に表し方を工夫できるように設定をすることが重要である。教師はその姿を励まし、児童の技能に対する関心や意欲を高め、更に技能が身に付けられるようにしていくことが大切である。

このような「A表現」(1)ア、イ及び(2)ア、イの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

造形遊びをする活動では、低学年では特に発想や構想をすることと、技能を働かせることが密接につながっていることを踏まえ、児童が思い付いたことや方法を、すぐに試することができる環境を用意することが重要である。例えば、長く並べたいと思い付いたときのために広い床のある場所をえるようにしておく、紙をたらしたいと思い付いたときのためにひもを張れるようにしておくなどが考えられる。また、造形遊びをする活動では、材料の用意が大切であるが、例えば、児童が用意するとともに、教師自身が集めたり保護者の協力を得たりしながら、造形活動に役立つ材料を数多く準備し、保管しておくことが考えられる。その際、自然物は手に入りやすい時期があることを踏まえて計画的に準備しておく必要がある。活動場所の範囲や安全に配慮することも重要である。校庭など広い場所で活動するときは、活動の始まりに活動場所の範囲を明確に示しておく必要がある。

絵や立体、工作に表す活動でも、造形遊びをする活動と同じように、児童が見付けたことや方法をすぐに試することができる環境を用意することが大切である。例えば、更にかきたいことを見付けたときのために紙を足せるように用意しておく、友人と思い付いたことを表したいと思ったときのために一緒に活動できる場所を用意しておくなどが考えられる。また、いろいろな形や大きさの紙を用意する、線だけでかく、かたまりからつくり始める、仕組みや用具だけを提示するなど、様々な題材の工夫をすることも大切である。

低学年は、造形遊びをしたり、絵や立体、工作に表したりしながら、言葉や動作などで表現することもある。このような低学年の児童の実態に配慮した指導をすることが大切である。

また、これまでどのような材料や用具を経験しているのかを把握しておくことも大切である。前学年の年間指導計画などに目を通す、児童に用具の経験について聞くなどして、児童が自分の経験を生かすことができる機会を設定することが重要である。なお、幼児期の教育において、遊びや生活の中で、一人一人の幼児がその幼児なりに様々な材料や方法を経験しながら、自分なりに工夫して表現することを大切にしていることなどを踏まえ、指導の工夫を行うことが重要である。

「B 鑑賞」

第1学年及び第2学年 「B鑑賞」(1)

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

この内容は、第1学年及び第2学年の目標の(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、校庭に材料を並べながら時折並べた材料を見渡す、自分の作品をいったん確認して次の活動に移るなど、見るということをあまり意識せずに自然と見ている姿が見られる。気に入った対象や事象をじっと見たり材料の感触を楽しんだりするなどの姿もある。作品を見たり、つくったりしているときに、作品と同じポーズをとったり、自分の見付けたことを独り言のように口にしたり、友人の話に耳を傾けたりする姿も見られる。つくったものを誰かに見せたり贈ったりする姿も見られる。

このような傾向を生かして、鑑賞に関する事項を指導することを、「**B鑑賞**」(1) **鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、鑑賞の活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

鑑賞の活動を展開するに当たっては、自分たちの作品や身近な材料などの特徴を踏まえて指導することが必要である。

「B鑑賞」(1)ア
身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、
自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、
表し方などについて、
感じ取ったり考えたりし、
自分の見方や感じ方を広げること。

第1学年及び第2学年 「B鑑賞」(1)ア

ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

この事項は、鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

身の回りの作品などとは、自分たちの作品や身近な材料などのことであり、児童の身の回りにある鑑賞の対象を示している。

鑑賞する活動を通してとは、身の回りの作品などを、進んで見たり、触ったり、これらについて話したりするなど、自ら働きかけ、自分の見方や感じ方を広げることを通して学習することを示している。

自分たちの作品とは、自分や友人のつくった作品やつくりつつある作品などのことである。**身近な材料**とは、造形活動で用いられる材料や、身の回りの形や色などのことである。児童が自分にとって身の回りにある近い存在として感じている場合は、校内に展示してある作品や大人の作品などを鑑賞の対象とすることも考えられる。

造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などとは、鑑賞活動を通して児童が感じ取ったり考えたりする内容について示している。**造形的な面白さや楽しさ**は、児童が対象に関わることによって生じた感情や気持ちのことであり、自分なりの感じ方を重視する意味で示している。例えば、作品や材料の形や色、触った感じなどの面白さや楽しさなどがある。**表したいこと**は、思い付いた活動や自分の夢や願い、経験などの児童が表したいと思うことである。**表し方など**は、表し方や表現方法などのことである。

感じ取ったり考えたりしとは、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさなどを、自分なりに味わっている姿のことである。

自分の見方や感じ方を広げるとは、児童がもっている自分なりの見方や感じ方を基にしながら、新たに見たり触ったりした作品や材料などとの出会いの中で、見方や感じ方を広げることである。また、これまで見たり触ったりした経験がある作品や材料であっても、生活範囲や関心の広がり、友人との関わりなどの中で、これまでとは違った見方や感じ方ができるようになり、自分の見方や感じ方を広げることもある。

「B鑑賞」(1)アの指導に当たっては、進んで見たり、触ったり、話したりするなど、自ら働きかける能動的な鑑賞活動を行うことの重要性を踏まえ、指導の充実を図る必要がある。

低学年では、自分と対象とを一体的に捉えている低学年らしさを指導に生かすことが重要である。児童の意欲や関心を重視し、身の回りの作品や材料などを見たり触ったりしたときの素直な驚きや喜びを大切に、それを広げたり確かめたりできるような指導の工夫が必要である。例えば、作品と同じポーズをとる、材料に触れるなど、見たり感じたりすることそのものを楽しむような活動が考えられる。特に、低学年では、触って感じ取ったり考えたりすることが重要である。材料や、触ってもよい作品などを鑑賞の対象として設定し、例えば、指先で触る、てのひらで包み込むように触る、抱きかかえるように触る、持ち上げるなど児童が様々な作品などを触ることができるようにすることが考えられる。

また、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実することも重要である。言葉の数や語彙は限られているが、児童が自然に発する言葉は、決して一面的なものではなく、自分なりの意味をもっている。児童一人一人の話を十分に聞くことが大切である。

低学年の児童は、友人などの話をそのまま自分の気付きのように捉え、直ちに自分の表現や作品の見方に取り入れたりする姿もあることから、このような姿を指導の過程において生かすことが大切である。

さらに、日頃から児童の様子をよく見て、どのようなことに興味や関心をもっているのかを把握しておく必要がある。そして、そのことを鑑賞の対象にしたり、鑑賞の対象と関連付けたりすることが大切である。また、造形活動においては、児童が何かつぶやいたり、自分の作品をじっと見つめたりするなどの「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」が自然に表れている姿に着目することも重要である。

このような「B鑑賞」(1)アの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

低学年では、表現と鑑賞が分けにくいこの時期の児童の特性を考慮し、その上で、「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るようにする必要がある。児童は、発想や構想をしたり技能を働かせたりしているときに、友人の作品や身近な材料などから、自分の見方や感じ方を深めたり、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得たりすることがある。また、独立して設定した鑑賞の場面で、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得ることもある。例えば、破いた紙を鑑賞したり、材料を鑑賞したりする時間を設定することにより、新たなことを思い付く、友人のつくった絵の具の色を鑑賞したり、材料の並べ方や積み方を鑑賞したりして、自分の方法をつくりだすことなどが考えられる。

また、感じ取ったり、考えたりする時間を十分に確保し、児童が想像を膨らませたり、表したい思いを温めたりすることができるようにすることが重要である。なお、児童が材料の感じを体全体で味わっているときに、安易に「何に見えるか」など問いかけ、見立てをさせたり、作品の製作の過程で一律に形式的な相互に鑑賞する時間を設けたりなどすることは、造形活動の広がりや表現の意欲の高まりを妨げることもあるので留意する必要がある。

さらに、鑑賞の時間は、主に発想や構想をしているときに設定すると、新たな発想や構想につながり、主に技能を働かせているときに設定すると、そこで得た表し方の工夫を技能に生かすなどの傾向もある。しかし、児童は個々の課題に応じた視点で鑑賞する傾向があることに留意し、一人一人の児童が、鑑賞して得たことを造形活動や鑑賞活動にどのように生かしていくかを捉えることが重要である。なお、造形遊びをする活動では、作品として最後まで残すことを前提としていないことから、学習の終わりに鑑賞の時間を設定する際には、活動が形として残っていない児童の思いに配慮する必要がある。

児童が活動しながら自然に鑑賞できるように学習環境を整えることも大切である。例えば、材料や用具の置き場を考慮し、取りに行き戻す途中に友人の活動や作品が目に入るようにする、教室の席を班の形にして、互いの活動や作品が目に入るようにする、製作途中の作品を保管する棚や机を、作品の置き場所としてだけでなく、児童が自分の作品や友人の作品を鑑賞する場とするなどが考えられる。

(共通事項)

第1学年及び第2学年 (共通事項) (1)

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

この内容は、第1学年及び第2学年の目標の(1),(2),(3)を受けたものである。〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力であり、造形活動や鑑賞活動を豊かにするための指導事項として示している。

この時期の児童には、身近にあるものを、自分の好きなもの、見たことのあるもの、心地よいものなど、自分なりの感覚や気持ちを基に捉える傾向がある。形や色などについては、同じ、違う、似ている、似ていないなどの印象や、大きい小さい、長い短い、丸、三角、四角など大まかなまとまりで捉える傾向がある。例えば、自分の好きな色だからと、何かをかいたりつくったりするときに、まず赤のクレヨンや紙などを手に取ったり、山や木、イチゴなどのいろいろな形を概ね三角と捉えたりする姿である。また、例えば、紙を次々とねじって、材料をいろいろな形に変えたり、抵抗感を楽しんだりする行為や活動を通して世界を捉える傾向もある。形や色を選ぶときも直観的で、身近な材料や用具に触れながらいろいろな形を見付けることを楽しんだり、偶然にできた形を面白いと感じたりする姿も見られる。ものには多くの色や違いがあることにも気付き、クレヨン、パスなどの色もいろいろと使うようになってくる。

イメージについても、自分の感覚や行為などを基にした直観的なものである。例えば、三角をたくさん集めるとお花に見える、丸めた形が生き物のように動き出しそうに思えるといったことなども考えられる。そして、多くの場合、それは、自分の気持ちや行為から自然に生まれるものであり、これを対象や事象と分けて考えたり理由付けて説明したりすることは難しい。

このような傾向を生かして、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、形や色、イメージに関する事項を指導することを、**(共通事項) (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになり、そのことは「A表現」及び「B鑑賞」における「技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成につながる。

第1学年及び第2学年（共通事項）(1)ア

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」について示している。

アの事項は、形や色などに関する事項であり、その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが、今回の改訂では「知識」として整理して示している。

自分の感覚や行為とは、紙や粘土などの材料や自分たちの作品などを捉えるときの、自分の視覚や触覚などの感覚、並べたり積んだりするなどの行為や活動のことである。

平成20年告示の学習指導要領では、「自分の感覚や活動を通して」と示していたが、今回の改訂では「自分の感覚や行為を通して」と示している。それは、並べたり、積んだりするなどの一つ一つの行為を通して、形や色などに気付くことを重視したためである。

形や色などに気付くとは、このような感覚や行為を通して、形、線、色、触った感じなどに気付くことを示しており、学習活動、扱う材料や用具などにより、様々な内容が考えられる。

具体的には、材料と自分の体の大きさを比べることで形や大きさに気付くこと、絵の具で色水をつくることにより様々な色に気付くこと、ふわふわした材料の感触を体全体で味わうことにより触った感じに気付くことなどである。

児童が、自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くと、発想や構想をするときに、「形はどうしようか」、「色はどれにしようか」などと、形や色などに着目して活動するようになる。また、作品などを鑑賞するときや、技能を働かせるときも、形や色などに着目して活動するようになる。これらは、「知識」を活用して「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を働かせているということである。

さらに、図画工作科の学習活動だけではなく、学校や家庭などの他の場面でも、対象や事象の形や色などに着目して関わるようになる。

これらのことは、児童が対象や事象に主体的に関わるようになることであり、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わり、自分の世界を広げることにつながる。

知識を自分のものにするためには、感覚や行為はもとより、感じる、考える、つくる、表すなどの造形的な創造活動が欠かせない。このことから、図画工作科では、表現や鑑賞の全てに係る〔共通事項〕に「知識」を位置付けている。

第1学年及び第2学年（共通事項）(1)イ

イ 形や色などを基に，自分のイメージをもつこと。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」について示している。

イの事項は，自分のイメージに関する事項であり，その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが，今回の改訂では「思考力，判断力，表現力等」として整理して示している。

形や色などを基にとは，自分の感覚や行為を通して捉えた，形，線，色，触った感じなどを基にすることである。視覚だけではなく手や体全体の感覚などを働かせ，形や色などを，もっとよく見てみる，もっと触れてみるなどして，自分の感覚や行為を通して形や色などを捉えることが自分のイメージをもつことにつながっていく。

自分のイメージをもつとは，大人から与えられた知識や，社会の習慣などを受動的に理解することではなく，自分の感覚や行為とともに，イメージをもつことである。**イメージ**とは，児童が心の中につくりだす像や全体的な感じ，又は，心に思い浮かべる情景や姿などのことである。どちらも，生まれてからこれまでの経験と深く関わっており，児童は，そのときの感情や気持ちとともに，心の中に浮かび上がらせている。

特に低学年の段階では，イメージは自分の感情や行動などと一緒に得られるものである。例えば，自分の手の動きから生まれた線を「ぐんと伸びている」と思う，はさみを「ぐいぐい進む」という気持ちで使うなどが考えられる。浮かんでいる雲を「飼っているカメみたい」と話したり，色水を混ぜて，「昨日飲んだジュースみたい」とつぶやいたりなど，偶然見付けた形や色などから自分のイメージをもっている姿も見られる。また，作品を見る際に児童が作品と同じポーズを取ったり，何かに見立てたりすることもよく見られる姿である。児童の活動の背景には，このような児童自身と一体になったイメージが働いており，児童はこれらを基に自分の活動を展開している。

自分のイメージをもつことは，学習活動の様々な場面で働かせる「思考力，判断力，表現力等」である。表したいことに対して自分のイメージをもつだけでなく，材料や場所などに対して自分のイメージをもったり，作品などに対して，自分のイメージをもったりすることを大切にされた指導が重要である。

〔共通事項〕の指導に当たっては、(1)ア及びイの事項の視点から、指導の充実を図る必要がある。

自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くことの指導に当たっては、形や色の名前などをあらかじめ学習するのではなく、児童が体験的に対象の形や色などに気付くようにすることが重要である。形や色などを比べて選ぶ、様々な材料に触れるなどの、多様な学習活動を設定し、楽しみながら児童が形や色などに興味や関心をもつようにすることが大切である。このことを積み重ねることにより、表現したり鑑賞したりするとき、形や色などに着目し、活動するようになる。

また、学習活動において児童が関心をもっている形や色などを指導に反映する必要がある。繰り返し用いている形は何か、こだわっている色は何かなどを教師が見付けて、児童が自分の形や色で活動できるように指導を工夫することが大切である。例えば、同じ色の紙を何枚も使いたいと思う児童や、いろいろな色の紙を少しずつ使いたいと思う児童がいる場合、それぞれの児童の思いに応えられるように、材料の種類や量に配慮することも考えられる。

さらに、児童が感覚や行為を通して、自分がこの形や色などをつくりだしたのだという実感や満足感をもつようにすることや、つくりつつある形や色などに対して、感じたり気付いたりしていることを尊重し、自信をもつよう励ますことなどが大切である。

形や色などを基に、自分のイメージをもつことの指導に当たっては、児童がもっているイメージを捉え、具体的に把握し指導に生かすことが大切である。例えば、児童が自然に発する言葉に着目したり、児童がかいた絵などから読み取ったりするなどが考えられる。

また、友人と一緒に活動するときイメージが次々と変化している場合があるので、その過程に着目することも大切である。児童は、題材の導入の際に、表したいことのイメージをすぐにもつこともあれば、材料や用具、作品等に触れて形や色などを捉えながら次第にイメージをはっきりさせていくこともある。児童のもつイメージは、活動しながら更新されていくものであることに配慮して活動の過程に着目して指導していく必要がある。

さらに、豊かなイメージにつながるような体験を設定することも重要である。イメージは、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、自分のイメージを心の中に浮かび上がらせている。このことに留意し、学習活動全体を考えることも重要である。

このような〔共通事項〕(1)ア及びイの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を、〔共通事項〕の視点で見直し、指導内容や方法、指導上の配慮事項などを検討することが大切である。例えば、児童が、箱の中から好きな形や色の箱をいくつか選び、積み重ねながらどんなことができるか考えているのは、発想や構想をしている姿でもあり、形や色などに気付いたり、自分のイメージをもったりしている姿でもある。このような活動も、〔共通事項〕の視点で検討することにより、より豊かな学習活動となる。例えば、箱を児童が用意するようにし、材料の準備の段階から形や色などに着目するようにする。あるいは、床で活動できるようにし、大きく広がる形もつくることができるようにするなどが考えられる。場合によっては、児童のつぶやきなどを捉えたり、簡単な文などを書かせたりして、児童が何を考えているかを確認し、指導に役立てることも考えられる。鑑賞活動においては、一人一人の児童の気付きを交流し合うことで、見方や感じ方を広げることになる。児童同士が自分の気持ちや印象、体験などを交流できるような時間や場などを工夫する必要がある。

また、アとイの事項で示している内容が、一体的であったり、相互に行き来しながら明らかになったりする性質をもつことに十分配慮し、児童がアとイとの関わりに気付くようにする必要がある。

〔共通事項〕は、児童が自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付き、その形や色などを基に自分のイメージをもつ場合もあれば、児童が形や色などを基に、自分のイメージをもち、そこから自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付く場合もある。このように、アとイの事項は、アから引き続いてイが発揮されたり、イを基に形や色などに気付いたりするなど、相互に関連し合う関係にある。そこでアとイの関連を図り、アとイの事項それぞれが発揮されるような指導計画の作成が必要である。

さらに、〔共通事項〕は児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり、形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮し、〔共通事項〕だけを題材にしたり、どの時間でも個別に取り上げて教えたりするなどの硬直的な指導にならないよう、指導内容や方法を工夫して指導計画を具体化する必要がある。特に低学年の初めの時期は、児童の幼児期における造形に関する活動の経験に配慮した指導計画を作成することが重要である。

第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容

1 目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

この時期の児童は、ある程度対象との間に距離をおいて考え、そこで気付いたことを活用して活動することができる傾向がある。表現及び鑑賞の活動においても、表し方を工夫することに意欲を示したり、想像したことを実現することに熱中したりする。また、手などの働きも巧みさを増し、扱える材料や用具の範囲が広がり、多様な試みが見られるようになる。同時に友人の発想やアイデアに関心をもったり、表し方を紹介し合ったりするなど、周りとの関わりも活発になる。

このような特徴を考慮して、目標の実現を目指すことが大切である。

学年の目標は、教科の目標と同じように、(1)は「知識及び技能」を、(2)は「思考力、判断力、表現力等」を、(3)は「学びに向かう力、人間性等」を示している。

学年の目標 (1)

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」については〔共通事項〕(1)ア、「技能」については「A表現」(2)ア及びイに対応している。

「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かる」は、「知識」について示している。

対象や事象を捉える造形的な視点とは、材料や作品、出来事などを捉える際の、

形や色などの感じのことである。

自分の感覚や行為を通して分かるとは、自分の視覚や触覚などの感覚、混ぜたり切ったりするなどの行為や活動を通して、形や色などの感じ分かることである。このことにより、表現したり鑑賞したりするときに、形や色などの感じに着目しながら活動するようになることを示している。

「手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする」は、「技能」について示している。

手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使いとは、手などを十分に働かせて用具を用いたり、全身の感覚を使って材料を加工したりし、材料や用具を適切に扱うことである。

表し方などを工夫してとは、自分の気持ちや感覚、行為、活動などを通して、活動や表し方、表現方法などを工夫したり作りだしたりすることである。

創造的につくったり表したりすることができるようにするとは、自分の感覚や思いなどを基に、造形活動を自ら充実させ、自分らしく技能を働かせることができるようにすることである。

学年の目標 (2)

(2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応している。

「造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」の双方に重なる資質・能力について示している。

造形的なよさや面白さとは、作品などを表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちのことであり、面白いという感情だけでなく、他者と共有できるよさとしての捉え方を含むものとして示している。

表したいこととは、自分の夢や願い、経験や見たこと、動くものや飾るものなどの児童が表したい、つくりたいと思うことである。

表し方などとは、表し方や表現方法などのことである。

「豊かに発想や構想をし」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

豊かに発想や構想をするとは、形や色、イメージなどを基に児童が楽しみながら豊かに造形的な活動や表したいことを思い付くことや、どのように活動したり表したりするか考えることである。

「身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする」は、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

身近にある作品などとは、低学年で示した対象に加えて、自分たちの作品や身近な美術作品、身近な人々の製作の過程などのことであり、中学年の児童の生活範囲や人間関係の広がりに対応した対象として示している。

自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにするとは、作品をつくりたり見たりするときなどに、よさや面白さなどを感じ取ったり味わったりし、自分の見方や感じ方を広げ、自分なりに対象や事象を味わうことができるようにすることである。

学年の目標 (3)

(3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。

進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組みとは、自分の資質・能力を発揮しながら、友人と関わり合い、表現や鑑賞の活動を意欲的に行うという中学年特有のよさを生かして活動することである。

つくりだす喜びを味わうとは、児童が自分の思いを具体的な形や色などに表したり、自分の考えを大切に鑑賞したりすることがつくりだす喜びになることである。同時に、つくりだす喜びを味わうことが、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を一層育成することになる。

形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うとは、表現や鑑賞の活動を通して育成する態度について示している。形や色などを視点に、比べたり、選んだり、つくりだしたりするなどし、夢や願いをもち、楽しく豊かな生活を自らつくりだそうとする態度を養い、主体的に生きていくことについて示している。

「A 表現」

第3学年及び第4学年 「A表現」(1)

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。

この内容は、第3学年及び第4学年の目標の(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、友人と共に活動することを好み、交流し合いながら活動を思い付いたり、広い場所や狭い空間などを利用しながら活動を思い付いたりし、活動そのものに夢中になる姿が見られる。また、ある程度対象や事象を客観的に捉えられるようになる時期ではあるが、夢や願いを表現したり、想像したりすることを楽しみながら表現が次々に展開していくなどの姿も見られる。

このような傾向を生かして、発想や構想に関する事項を指導することを、「A表現」(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(1)ア及びイにおいて育成する「思考力、判断力、表現力等」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(1) ア	「A表現」(1) イ
造形遊びをする活動を通して、	絵や立体、工作に表す活動を通して、
身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、	感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、
新しい形や色などを思い付きながら、	表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのよう
どのように活動するかについて考えること。	ように表すかについて考えること。

第3学年及び第4学年 「A表現」(1)ア

ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。

この事項は、発想や構想に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が身近な材料や場所などに進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

身近な材料や場所などとは、この時期の児童の活動の広がりに応じたもので、児童の生活圏内にあり活用が容易な材料や場所などのことであり、材料だけではなく場所なども基にすることを示している。**材料**としては、前学年までの材料に加えて、木切れ、空き容器、何かの部品などの、切ったり、分解したり、組み合わせたりできるようなものが考えられる。**場所**としては、児童が造形的な活動を思い付く場所のことで、机の下の隙間、廊下、樹木や遊具等がある場所、机や椅子などがなく空き教室、体育館、傾斜地などが考えられる。その他、材料の形や色、場所の感じ、これまでの造形的な活動の体験など、材料から派生するものも考えられる。

造形的な活動を思い付くとは、児童が材料や場所などに働きかけて捉えた形や色の感じ、自分のイメージなどを基に造形的な活動を発想することである。例えば、小枝や葉などの自然材と選んだ場所の感じを基に、お気に入りの場所をつくる、段ボールを組みながらできる空間のよさにこだわり、部屋のような空間を組み立てるなどが考えられる。そこでは、材料と場所が関わり合いながら発想が展開することになる。

新しい形や色などを思い付きながらとは、一度つくった形に、別の材料を加えたり組み合わせたりするなどいろいろと試みる中で、もとの形や色などとは違った形や色などになるようなことを思い付くことである。次々と形や色などを変化させたり、動かしたりするなどの発想が連続する過程を示している。

どのように活動するかについて考えるとは、新たな造形的な活動を思い付いたり、更につくり方を考えたりすることを一体的に行いながら、自分のイメージを実現しようとするものである。児童が自分の感覚や気持ちを大事にしながらいま思い付くまま試みたり、一人一人が思い付いたことを出し合い、発想を刺激し合いながらグループで造形活動を考えたりなど、活動しながらその過程で新たな活動を考えていくことを示している。

「A表現」(1)アの指導に当たっては、**身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことと、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことの指導に当たっては、児童が、材料や場所などと十分に関わりながら造形的な活動を思い付くようにする必要がある。そのためには、材料から場所を考えたり、活動する場所にある材料を活用したりするなど、児童がいろいろと試みる中で、発想が広がるような指導を工夫することが重要である。場所については、児童が新たな見方や感じ方で場所を捉え、造形的な活動を思い付くという視点で考えることが大切である。例えば、児童が場所探しをるところから始まる設定も考えられる。そのためには、学校内の環境を教師が見つめ直し、児童の実態と照らし合わせ、資質・能力がより発揮できそうな場所をふだんから探しておくことが重要である。

また、児童が材料の質や量と場所とを考え合わせながら活動できるようにすることも重要である。それには、低学年から造形遊びをする活動を積み重ね、様々な材料に触れる経験をしておくことが重要である。低学年で扱ったことのある材料を提示する場合は、児童自身がその経験を生かし、場所との関わりで造形的な活動を思い付くように指導を工夫することが重要である。地域や児童の実態も考慮しつつ、児童が自分で材料集めをするような指導の工夫も考えられる。

新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えることの指導に当たっては、あらかじめグループでつくるものを決めて分担をするのではなく、材料と関わる中から生まれた児童一人一人の気付きやイメージを基に、児童が自然に発想や構想を交流するなどの展開が重要である。中学年は、友人との活動を好む発達の段階であることや、場所は、一人一人が区切って使うよりも共有したほうが使いやすいことから、友人と共につくる活動がよく見られるようになる。児童一人一人の思いが友人同士の中で大切にされるように配慮することが重要である。

また、手掛けたことによって生まれてくる新しい形や色の感じを捉え、更に活動を発展させていくようにすることも重要である。例えば、新しい活動に向かうように教師が共感的な声掛けをする、児童が改めて活動している場所を見渡すようにするなどが考えられる。

一人一人の児童が、「この材料とこの場所でどんなことができるか」などと考え、つくり、つくりかえ、つくることができるように、新しい試みをしようとする事自体を捉え、見守ったり励ましたりして、児童が主体的に造形的な活動に向かうようにすることが大切である。

第3学年及び第4学年 「A表現」(1)イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，感じたこと，想像したこと，見たことから，表したいことを見付けることや，表したいことや用途などを考え，形や色，材料などを生かしながら，どのように表すかについて考えること。

この事項は，発想や構想に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したこと，見たことから発想や構想をし，技能を働かせながら絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。

感じたこと，想像したこと，見たこととは，表したいことの基になる自分のイメージについて示している。**感じたこと，想像したこと**とは，体験したことから感じたこと，関心のあることから想像したことなど，児童自身が思ったことである。意図や目的をもって自分たちの生活を楽しくすることも考えられる。**見たこと**とは，児童自身が見たり触れたりしたことから捉えたことで，見ることに関心をもちながら表すことができるようになる中学年の児童の発達に応じて示している。例えば，自分の興味のある部分，自分なりに捉えた形や色，ものの重なりなどが考えられる。

表したいことを見付けとは，このような自分のイメージを基に，児童自身が表したいことを発想することである。例えば，材料に触りながら生き物を想像し，表したい生き物を見付けたり，自然のものを見て，自分の表したいことを見付けたりすることが考えられる。ただし，中学年の児童の表したいことも，初めからはっきりしているものではないので，およその表したいことも含めて捉える必要がある。

表したいことや用途などを考えとは，自分のイメージを基に見付けた表したいことや，実際にどのように使うかなどについて考え，表現への思いを一層膨らませることである。

形や色，材料などを生かしとは，自分の発想を実現するために形や色を考えたり，材料を選んだりすることである。例えば，どの色とどの色が合うのかを考えること，仕掛けや動く仕組みを工夫すること，表したいことに合った材料を集め材料の生かし方を工夫することなどが考えられる。

どのように表すかについて考えるとは，自分の思いに合う表し方や見通し，順序などを考えることである。例えば，心に思い描いたことを簡単な絵や図でかきとめたり，直接材料を置いて表し方を決めたりするなど，表しながら次第に自分の考えをはっきりさせていくことなどが考えられる。

「A表現」(1)イの指導に当たっては、**感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることと、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることの指導に当たっては、それらを互いにつながりのあるものとして捉え、指導に生かす必要がある。例えば、見たことから想像することもあれば、見たことから感じたことにつながる場合もある。見ながら表すことから始めたとしても、想像することへ広がり、形や色が変わっていくことも考えられる。特に、見たことについては、図画工作科の学習は造形的な創造活動を目指していることを踏まえ、具体的なものの形や色などを単に再現することを強いるものではないことに留意する必要がある。

さらに、題材や題材名を工夫することも大切である。例えば、表したいことを選べる題材、夢や願いを思い描くことができる題材などが考えられる。題材名も、表現する喜びを味わい、造形的な創造活動を楽しもうとする意欲がわくものにするのが大切である。なお、題材には、表したいことのイメージが先に明確にあり、それを実現していく傾向の強いものや、表しながら表したいことを次々と思い浮かべ、表現の思いが膨らんでいく傾向の強いものなどがある。児童が、様々な学習過程を経験するように指導を工夫することも大切である。

表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えることの指導に当たっては、表したいことへの思いを膨らませたり、技能についても考えたりできるようにする必要がある。そのために、明確な手順どおりに表すというよりも、試しながら表したり、次第に表したいことや用途などが明確になったりするような指導の工夫が重要である。例えば、友人と表したいことを話す中で、どのように表すのかを児童自身が考えるようにしたり、教師の共感的な声掛けにより、イメージを明確にするようにしたりすることが考えられる。さらに、自分の思いに合う材料を児童自身が集めることにより、どのように表すかについて思い描くことができるようにする、材料や用具を置く場所を設けて、材料を比べながら選ぶようにするなども考えられる。

図画工作科では、偶然の結果として思いがけないものが生まれることが多々ある。また、児童が失敗したと感じていても、別の視点から捉え直すことによって新しい発想や構想が生まれ、最初に考えたことよりも気に入った発想や構想になることもある。このような経験は、「学びに向かう力、人間性等」を涵養する面でも大切にしたいことであることを踏まえ、指導を工夫することが重要である。

第3学年及び第4学年 「A表現」(2)

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切っただり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

この内容は、第3学年及び第4学年の目標の(1)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、自分の体より大きな材料を使ったり、広い場所や狭い空間などを利用したりしながら活動する姿が見られる。また、手などの働きも巧みさを増し、扱う材料や用具の種類が増え、自分の表したいことに合わせて材料や用具を使う姿も見られる。新しく目にする材料や身の回りの材料、様々な表現方法に興味をもち、自分の表現に生かしていこうとする姿も見られる。

このような傾向を生かして、「技能」に関する事項を指導することを、「A表現」(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「技能」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(2)ア及びイにおいて育成する「技能」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(2) ア	「A表現」(2) イ
造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切っただり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。	絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

第3学年及び第4学年 「A表現」(2) ア

ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。

この事項は、「技能」に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「技能」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が身近な材料や場所などに進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

材料や用具を適切に扱うとは、用具の扱い方に慣れるとともに、児童が作りたいたいことに合わせて、材料や用具が適切かどうかを判断したり選んだりして、安全な使い方にも気を付けながら使うことである。**材料や用具**は、前学年までに経験した材料や用具に加えて、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなど、中学年の児童が活用できる材料や用具の広がりに応じたものことである。友人と一緒に活動したり、体全体を使って活動したりできるような、大きな段ボールや木の枝、ひもなども考えられる。

前学年までの材料や用具についての経験を生かしとは、前学年までに経験した材料や用具の中から、活動に適したものを選んだり、使ったりすることである。

組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするとは、組み合わせてみたらどうなるか、切ってみたらどうなるかなど、試すような気持ちで活動することである。例えば、木材をのこぎりで切り、それを接着剤などでつないで形をつくったり、更につくりかえたりする。あるいは釘を木切れに打ち込むことに熱中しながら、次第に自分なりの表し方を見付けるなどが考えられる。

手や体全体を十分に働かせとは、手や体全体を十分に働かせて、材料や用具を使ったり生かしたりすることが重要であることを示している。体も成長し、手などの働きも巧みさが増すことで、扱うことのできる材料や活動場所も広がってくる。手や体全体を十分に働かせる活動が児童にとって喜びであり、造形的な活動への関心や意欲を高めることも示している。

活動を工夫してつくるとは、身近な材料や場所などを基に思い付いた造形的な活動をしながら自分の気持ちや感覚、活動などを通して、活動や作り方などを工夫してつくることである。また、材料や用具を適切に扱うとともに、活動を工夫してつくるのが、技能の育成に必要なことを示している。

「A表現」(2)アの指導に当たっては、**材料や用具を適切に扱うことと、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

材料や用具を適切に扱うことの指導に当たっては、児童が、それらを十分に経験することを通して楽しみながら適切に扱うようにする必要がある。そのためには、様々な方法を試してみるようにすることが重要である。

造形遊びでは、自分の思い付いたことを実現するために、技能を働かせ、材料や用具を適切に扱うことを身に付けていく。用具も材料に応じたものになるが、用具の安全な使い方を指導するとともに、自分の思い付いたことを大切に活動し、用具の扱いが分かっていくようにすることが重要である。

また、材料や用具を適切に扱うことは、活動を工夫して創造的につくる中で身に付くものであるという視点を持ち、指導を工夫することが大切である。

前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくることの指導に当たっては、児童の経験や実態を考慮する必要がある。そのためには、手や体全体を十分に働かせながら用具を使ったり、表し方を工夫したりする中で技能が育成されるように、多様な材料や用具を用意したり、逆に材料や用具の種類や数を絞ったりするなどが考えられる。低学年で扱った材料や用具を工夫して扱うなどの発展的な指導も考えられる。

また、切ってつないだり、形を変えたりするなどは、児童が自分にとって新しいものやことをつくりだすことであり、造形遊びでは、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と「技能」を関連付けて指導することを、特に重視する必要がある。教師は、児童が手や体全体を十分に働かせ発揮している技能を捉え、これを一層伸ばすような指導と評価の工夫をすることが重要である。

技能を働かせて次々と活動を展開していても、授業時間の終わりに、その形が残っていないことがある。そのような場合も技能は育成されているので、育成する資質・能力の視点で児童の活動の様子を捉えることが大切である。活動の振り返りの段階では、児童の気持ちを十分配慮し、次々と活動を展開していったことの価値を認め、励ます必要がある。自分で発揮した技能を振り返ったり、教師が写真や動画を撮っておき、それを振り返りに使ったりするなどの指導の工夫も考えられる。

第3学年及び第4学年 「A表現」(2) イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，材料や用具を適切に扱うとともに，前学年までの材料や用具についての経験を生かし，手や体全体を十分に働かせ，表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

この事項は、「技能」に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「技能」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したこと，見たことから発想や構想をし，技能を働かせながら絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。

材料や用具を適切に扱うとは，用具の扱い方に慣れるとともに，児童が表したいことに合わせて，材料や用具が適切かどうかを判断したり選んだりして，安全な使い方にも気を付けながら使うことである。**材料や用具**は，前学年までに経験した材料や用具に加えて，木切れ，板材，釘^{くぎ}，水彩絵の具，小刀，使いやすいのこぎり，金づちなど，中学年の児童が活用できる材料や用具の種類^{くぎ}の広がりに応じたものである。

前学年までの材料や用具についての経験を生かしとは，前学年までに経験した材料や用具の中から，活動に適したものを選んだり，多様な扱いを試み表し方を工夫したりすることである。

手や体全体を十分に働かせとは，手や体全体を十分に働かせて，材料や用具を使ったり生かしたりすることが重要であることを示している。中学年では，体も成長し，手などの働きも巧みさが増すことで，扱うことのできる材料や用具も広がってくる。手や体全体を十分に働かせる活動が児童にとって喜びであり，絵や立体，工作に表すことへの関心や意欲を高めることになる。例えば，のこぎりで板材を切る，釘^{くぎ}で板をとめる，刷毛^{はけ}で太い線や面をかくなど，児童が手や体全体を働かせて多様に試みることなどが考えられる。

表したいことに合わせて表し方を工夫して表すとは，児童が自分の表したいことに合わせて技能を働かせることである。感じたこと，想像したこと，見たことから見付けた，およその表したいことに合わせて，材料や用具を選んだり，表し方を工夫したりすることになる。例えば，水彩絵の具を使いながら水の加減や色の混ぜ方を工夫したり，金づちを使いながら釘^{くぎ}を並べるように打ったりする，材料を小刀で削ったり，彫刻刀で彫ったりしながら新しい形をつくりだすなどが考えられる。初めに思い描いたイメージに近づけようと製作することもあるが，一方で，表している過程で新しい発想が生まれ新たな試みをしようとする場合もある。

「A表現」(2)イの指導に当たっては、**材料や用具を適切に扱うことと、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

材料や用具を適切に扱うことの指導に当たっては、児童がそれらを十分に経験することを通して楽しみながら身に付けるようにすることが大切である。そのためには、様々な方法を試してみるようにすることが重要である。

また、表したいことに合わせて表し方を工夫して創造的に表す中で身に付くものであるという視点もち、指導を工夫することが大切である。この時期の児童は、見方や感じ方が更に広がり、形や色などの感じを捉えられるようになり、表したいことの色も、明るい感じの青色、暗い感じの青色など複雑になってくる。例えば、水彩絵の具の、様々な感じの色をつくることのできる特徴を生かし、工夫してその色をつくるようにしたり、色をつくることを楽しみながら、徐々に材料や用具を適切に扱うようにしたりすることが考えられる。

材料や用具は、安全に配慮することが必要である。活動に適切か、刃こぼれはないか、彫りやすい板材か、安全に使える環境かなど、児童の実態に配慮しながら指導することが重要である。

前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すことの指導に当たっては、児童が積極的に材料や用具、表し方などを試すことができるようにする必要がある。例えば、何枚も紙を用意する、紙を上から貼ったり継ぎ足したりできるなど、試したりやり直したりすることのできる設定が重要である。児童が造形遊びをする活動で得た材料などの経験も自ら生かすことができるような設定も必要である。例えば、これまでの造形遊びの活動を振り返り、どのような活動をしたか思い出すような場面を設定する、前学年において造形遊びで使った材料を、絵や立体、工作に表す活動での材料にしてみるなどが考えられる。自分の表したいことに合わせて使うだけでなく、材料や用具を使うことから表したいことが変化したり、広がったりすることにも配慮が必要である。

また、中学年では、友人の使っている材料や用具を見て、自分の表したいことと照らし合わせて使ってみる姿も見られるようになることから、自然に活動を交流できる設定も大切である。表したいことを思ったように表せず、意欲の低下した児童には、たとえ思ったようにできなくても、見方を変えると新しい発見があることを伝え励ますことも重要である。児童が失敗だと思っている箇所を改善する材料や用具、方法を教師が知っておくことも大切である。

このような「A表現」(1)ア、イ及び(2)ア、イの事項を考慮し、指導計画を作成することが必要である。

造形遊びをする活動では、材料と場所が関わり合うことで資質・能力が関連し合いながら育まれていることに配慮する必要がある。例えば、斜面を利用した転がる動きに気づき、それに沿った材料を集めたり、樹木と樹木を縄などのいろいろな材料でつないで場所の景色を変えたりするなどが考えられる。

また、材料の準備については、日頃から集めて保管しておく、自然の材料が揃う時期に材料と場所とを関わらせて活動するなどの工夫が必要である。造形遊びをする活動では、学校内の活動場所は学校全体で共有する場所であることも踏まえ、計画を立てる必要がある。児童が思い切り活動できる場所かどうか、通行の妨げにならないかなどを検討し、学習が充実するように配慮することである。安全に十分に配慮し、事前に点検しておくことも重要である。

絵や立体、工作に表す活動では、中学年の児童の表し方が多様になる特徴を生かして、柔軟な取扱いを工夫する必要がある。例えば、児童が想像したことから絵をかき始めたとしても、偶然にできた形や色から新しい表し方を見付けて立体に表したり、あるいは、用途や仕掛けを加えて工作に表したりするなどが考えられる。また、児童が材料を用いたり用具を使ったりする楽しさを味わうとともに、その経験を深め、発想や構想につながるように配慮する必要がある。例えば、簡単な木版などによる表現では、彫り進めることから表したいことを見付けたり、版そのものを材料として使ったりするなどが考えられる。粘土による表現では、手や用具を使って粘土の形を変えることから表したいことを見付けたり、焼成することによって生まれる表面の面白さを生かしたりして作品をつくるなどが考えられる。想像することや用具を使うことに没頭するなど、活動そのものに夢中になることも大切である。見たことを表す場合に、紙の大きさや種類を数多く用意したり、かいたものを組み合わせたりすることなども考えられる。

また、前学年までにどのような材料や用具を経験しているのかを把握しておくことも大切である。これまでの年間指導計画などに目を通す、児童に用具の経験について聞くなどして、児童が自分の経験を生かすことができる機会を設定することが重要である。

「B 鑑賞」

第3学年及び第4学年 「B鑑賞」(1)

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

この内容は、第3学年及び第4学年の目標の(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、生活範囲の広がりや発達に応じて、鑑賞の対象が広がり、木片や紙の切れ端が面白い形をしている、雲や光の動きがきれいだなど、対象や事象と自分の印象とを分けて捉えている姿が見られる。そこには自分の好みや判断も加わっている。また友人の作品から自分の考えと異なることを見付けて、その思いをくみ取ったり、絵の具のにじみなどのよさに気付いて、それを自分の表現に生かしたりする。感じ取ったことや想像したことなどを誰かに話したり、友人と共感し合ったりする姿も見られる。

このような傾向を生かして、鑑賞に関する事項を指導することを、「**B鑑賞**」(1) **鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、鑑賞の活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

鑑賞の活動を展開するに当たっては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導することが必要である。

「B鑑賞」(1) ア
身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、
自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、
感じ取ったり考えたりし、
自分の見方や感じ方を広げること。

第3学年及び第4学年 「B鑑賞」(1)ア

ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

この事項は、鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

身近にある作品などとは、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などのことであり、中学年の児童の生活範囲の広がりや関心の広がりなどに対応した鑑賞の対象を示している。

鑑賞する活動を通してとは、身近にある作品などを、進んで見たり、触ったり、これらについて話したりするなど、自ら働きかけ、自分の見方や感じ方を広げることを通して学習することを示している。

自分たちの作品とは、前学年同様、自分や友人のつくった作品やつくりつつある作品などのことである。**身近な美術作品**とは、表現に関連がある作品や日用品、伝統的な工芸品や玩具、地域の美術館の作品など、生活の中で児童が身近に感じられるもののことである。**製作の過程**とは、自分たちの表現の過程、美術や工芸作家など大人が表現している姿など、そこに人々の工夫やアイデアなどが込められている様子のことである。

造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などとは、鑑賞活動を通して児童が感じ取ったり考えたりする内容について示している。**造形的なよさや面白さ**とは、児童が対象に関わることによって生じた感情や気持ちのことであり、例えば、対象や事象から捉えた他者と共有できるよさや、自分なりに面白いと思うことである。**表したいこと**とは、自分の夢や願い、経験や見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの児童が表したいと思うことであり、児童が自分の感じたことや想像したことを中心にして、形や色、材料などに自ら働きかけながら見付けたり考えたりするもののことである。**いろいろな表し方など**とは、学習や様々な経験などを踏まえ、前学年に比べて多様になる表し方や表現方法などのことである。

感じ取ったり考えたりしとは、自分たちの作品や美術作品などの造形的なよさや面白さなどを、自分なりに味わったり、イメージを見直したりしている姿のことである。

自分の見方や感じ方を広げるとは、前学年同様、児童がもっている児童なりの見方や感じ方を基にしながら、新たに見たり触ったりした作品や材料などとの出会い

の中で、見方や感じ方を広げることである。また、見たり触ったりした経験がある作品や材料であっても、生活範囲の拡大や関心の広がり、友人との関わりの中で、これまでとは違った見方や感じ方ができるようになり、自分の見方や感じ方を広げることもある。

「B鑑賞」(1)アの指導に当たっては、進んで見たり、触ったり、話したりするなど、自ら働きかける能動的な鑑賞活動を行うことの重要性を踏まえ、指導の充実を図る必要がある。

中学年では、児童が、自ら働きかけながら見つけたよさや面白さを、児童自身が気付くようにすることが大切である。そのためには、表したことと、自ら選んだり作りだしたりした形や色などとの関連に気付くようにすることが重要である。美術作品を取り上げる場合は、児童一人一人が自分なりのよさや面白さを見付けるように学習を進めることが重要である。また、造形活動の際に児童が身近な材料を手にとって眺める、製作途中の作品をじっと見て材料を取り換えるなどは、表現と鑑賞が自然につながっている姿である。このような姿や、「ここはもっと丸くつくった方がいい」と思って、粘土の塊を変化させたり、「ここにこの色は合わない」と感じて、自分の思いに合った色をつくったりなどしている姿を取り上げたり、振り返らせたりしながら、学習を充実させることも大切である。

また、感じ取ったことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなど、言語活動を充実することも重要である。例えば、自分の作品や美術作品などについて、どのように感じたのか、思ったのかの根拠や理由を形や色などを基に話したり、適切な人数で話し合ったり、気持ちを振り返って書いたりするなど、児童自身が気付きを自覚できるような指導の工夫が考えられる。自分たちの作品や身近な材料などに対する感じ方を確かめたり、友人などの話を聞いたりしながら、児童の気付きや感じ方が自然に広がるようにすることも重要なことである。

作品などに対して意見を述べ合う中で、共通点だけでなく異なった捉え方や感じ方を大切に、互いのよさや個性などを認め合うように活動を進めるなどの配慮が必要である。教師と児童の対話だけでなく、児童同士の対話につなげることが重要である。

このような「B鑑賞」(1)アの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

中学年においても自分と対象が一体化するような気持ちで作品を見る傾向は残っており、それを大切にしながら、一人一人の児童が見付けたよさや面白さを根拠に学習を進めることが重要である。なお、鑑賞活動は、児童と作品が一對一で出会うというよりも、複数の作品、友人など、様々な要素が関係し合う中で行われているので、学習環境に配慮することが求められる。

その上で、「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るようになる必要がある。児童は、発想や構想をしたり技能を働かせたりしているときに、友人の作品や身近な材料などから、自分の見方や感じ方を広げたり、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得たりすることがある。また、独立して設定した鑑賞の場面で、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得ることもある。指導の工夫としては、例えば、絵の具のにじみを鑑賞し、そこからイメージを膨らませ発想や構想をしようにする、彫刻刀の彫り跡を見て、彫り方を工夫するようにする、枝や木切れなどを鑑賞し、触れたり、香りをかいだりすることにより表したいことを思い付くようにするなどが考えられる。完成した作品だけではなく、製作途中の作品を見合う時間を設定するなども考えられる。

その際、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、言語活動を充実することも重要である。なお、作品の製作の過程で一律に形式的な相互に鑑賞する時間を設けるなどすることは、造形活動の広がりや表現の意欲の高まりを妨げることもあるので留意する必要がある。

造形遊びをする活動では、材料を少し離れた場所に置き、活動全体が見えるようにするなど、活動の過程で鑑賞するということを児童が意識できるような指導計画を立てることが重要である。また、最後に鑑賞することを前提に、全ての児童が作品として残すようにする必要はなく、思いのままに発想や構想をしたり、技能を働かせたりし、つくり、つくりかえ、つくるという過程において、資質・能力が発揮されることに着目することが大切である。

また、中学年の鑑賞の対象の特質を踏まえて指導する必要がある。児童は、友人の作品を見るときに、自分が試みた形や色、表し方の工夫などを視点に鑑賞する傾向がある。一方、身近な美術作品などを見るときは、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向がある。そこで、「友人の作品の鑑賞を通して自分の作品のよさに気付く」「美術作品から考えたことを言葉にまとめる」など鑑賞する対象の違いに応じて指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕

第3学年及び第4学年 〔共通事項〕(1)

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

この内容は、第3学年及び第4学年の目標(1)、(2)、(3)を受けたものである。〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力であり、造形活動や鑑賞活動を豊かにするための指導事項として示している。

この時期の児童には、対象や事象、身近な出来事に対して自分の考えやイメージを具体的にもつようになる姿が見られる。形や色などについては、単に区別するだけでなく、「三角形は鋭い感じ」、「赤い色は元気な感じ」など、対象や事象から受ける感じに気付くような姿が見られる。また、「鋭い感じにしたかったから三角にした」、「元気な感じにしたかったから赤くした」など、自分の行為や表し方などについて理由を付けて説明したり、「丸い形をたくさんかいて楽しくした」、「青色と水色なので、冷たい水みたいだと思った」など、そのときの気持ちを併せて話したりするなど、考えと理由、事実と気持ちなどを関係付けるようになる。

イメージについても同様で、「やさしいイメージにしたい」、「夢の中みたいにしよう」など、自分の表現を一定のイメージでまとめたり、自分のイメージについて説明したりする姿も見られる。ただし、この学年においてもイメージを直観的にもつことは重要であり、自分の気持ちや経験と密接に関連していたり、曖昧で一体的なものであったりする。

このような傾向を生かして、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、形や色、イメージに関する事項を指導することを、**〔共通事項〕(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになり、そのことは「A表現」及び「B鑑賞」における「技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成につながる。

第3学年及び第4学年（共通事項）(1)ア

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」について示している。

アの事項は、形や色などに関する事項であり、その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが、今回の改訂では「知識」として整理して示している。

自分の感覚や行為とは、絵の具や板材などの材料や自分たちの作品などを捉えるときの、自分の視覚や触覚などの感覚、混ぜたり切ったりするなどの行為や活動のことである。

平成20年告示の学習指導要領では、「自分の感覚や活動を通して」と示していたが、今回の改訂では「自分の感覚や行為を通して」と示している。それは、混ぜたり、切ったりするなどの一つ一つの行為を通して形や色などの感じが分かることを重視したためである。

形や色などの感じが分かるとは、このような感覚や行為を通して、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどが分かることを示している。例えば、形の柔らかさ、色の暖かさ、色の組合せによる優しい感じ、面と面の重なりから生まれる前後の感じ、色の明るさによる感じの違い、質感など、学習活動、扱う材料や用具などにより、様々な内容が考えられる。

具体的には、絵の具を混ぜたり水の量を考えたりすることで色の感じが分かること、様々な板材を組み合わせることで形を組み合わせた感じが分かること、様々な材料に触れ選ぶことで材料の質感が分かることなどである。

児童が、自分の感覚や行為を通して形や色などの感じが分かると、発想や構想をするときに、「形はどんな感じにしようか」、「色はどんな感じがいいだろう」、「この色とこの色を組み合わせるとどんな感じになるだろう」などと、形や色などの感じに着目して活動するようになる。また、鑑賞するときや、技能を働かせるときも、形や色などの感じに着目して活動することになる。これらは、「知識」を活用して「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を働かせているということである。

さらに、図画工作科の学習だけではなく、学校や家庭などの他の場面でも、形や色などの感じに着目して関わるようになる。これらのことは、児童が対象や事象に主体的に関わるようになることであり、自分の世界を広げることに繋がる。

児童が知識を自分のものにするためには、感覚や行為はもとより、感じる、考える、つくる、表すなどの造形的な創造活動が欠かせない。このことから、図画工作科では、表現や鑑賞の全てに係る〔共通事項〕に「知識」を位置付けている。

第3学年及び第4学年（共通事項）(1)イ

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

イの事項は、自分のイメージに関する事項であり、その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが、今回の改訂では「思考力、判断力、表現力等」として整理して示している。

形や色などの感じを基にとは、自分の感覚や行為を通して捉えた、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを基にすることである。視覚だけではなく体全体の感覚を働かせ、形や色などの感じを、もっとよく見てみる、もっと触れてみるなどして、自分の感覚や行為を通して形や色などの感じを捉えることが、自分のイメージをもつことにつながっていく。

自分のイメージをもつとは、大人から与えられた知識や、社会の習慣などを受動的に理解することではなく、自分の感覚や行為とともに、イメージをもつことである。**イメージ**とは、児童が心の中につくりだす像や全体的な感じ、又は、心に思い浮かべる情景や姿などのことである。どちらも、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、心の中に浮かび上がらせている。

中学年の段階では、形や色の感じ、自分の思いや経験など、様々な手掛かりを基にイメージをもつことを示している。例えば、「材料が白くてふわふわしていたから、ウサギを思い付いた」、「絵の具のにじんだ様子を生かして不思議な世界を表した」、「粘土をかき出して大きな穴を開けたら、穴の中に住む生き物を思い付いた」など、イメージと形や色の感じとの関係が低学年よりも具体的になる。児童はそこから発想や構想を広げたり、話し合ったりするなど、表現や鑑賞の活動を展開することになる。

〔共通事項〕の指導に当たっては、(1)ア及びイの事項の視点から、指導の充実を図る必要がある。

自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じ分かることの指導に当たっては、中学年においても、教師から一方的に教えるのではなく、児童が体験的に対象の形や色などの感じ分かるようにする必要がある。例えば、形や色などの感じが生まれるような、水彩絵の具などの材料や用具を使ったり、様々な触り心地の材料を用意したりするなど、多様な学習活動を設定し、児童が形や色などの感じに興味や関心をもつようにすることである。このような活動を積み重ねることにより、表現したり鑑賞したりするとき、形や色などの感じに着目し、活動するようになる。

また、児童が捉えている形や色などの感じを明確にしながらか学習活動を展開することが大切である。例えば、木片を組み合わせてつくった形や、セロハン紙などを重ねた色などから、どのような感じを捉えたのかを、児童自身が気づき、その気づきを基に表し方を工夫するような指導が考えられる。

児童が捉えた形や色などの感じを教師が捉え、児童が表現に生かしたり、発展させたりできるように促すことが重要である。

形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつことの指導に当たっては、形や色の感じなどと自分のイメージとの関わりを考えるような手立てが大切である。例えば、材料にたっぶり触れ合ったり、行為や活動を繰り返したり、表したいことをじっくり考えたりすることができるように、材料などの量や活動などの時間を十分に確保することが重要である。その際、特定の図像や情報を与えて、それに児童を沿わせるように指導するものではなく、児童が活動する中で自分のイメージに気づいて、活動の展開を図ることのできるようにすることが重要である。例えば、児童が自分の思ったことを簡単な絵や図にかきとめたり友人と語り合ったりするなどの場を設けることが考えられる。教師は、児童の姿や文章から捉えたり、ときには尋ねたりするなどして、常に児童のイメージを把握する必要がある。

また、児童によっては、自分のイメージをもつことができず、友人のイメージなどを助けに造形的な活動に取り組むこともある。その児童が安心して授業に参加できるように配慮することも必要である。

さらに、豊かなイメージにつながるような体験を設定することも重要である。イメージは、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、自分のイメージを心の中に浮かび上がらせている。このことに留意し、学習活動全体を考えることも重要である。

このような〔共通事項〕(1)ア及びイの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を、〔共通事項〕の視点で見直し、指導内容や方法、指導上の配慮事項などを検討することが大切である。例えば、自分の感覚や行為を通して形や色などの感じが分かるようにするために、材料の形を捉え、切ったりつなげたりしながら、いろいろな形をつくる時間を確保することや、光を通してできた色を捉え、様々な材料を試しながら色の変化を味わう活動を取り入れることなどが考えられる。また、児童は単に用具を使っているのではなく、用具を使いながら表し方をつくりだしたり、手を働かせながら技術的な判断を繰り返したりしている。そこに児童が大切にしているイメージが隠れていることもある。このような姿に共感し寄り添うように捉えて指導を工夫する必要がある。鑑賞における話合いで、児童の感じたことが自然に言葉に表れたり、それを基に友人と活発に交流できたりするような場や小集団の設定なども考えられる。

また、アとイの事項については、示している内容が、一体的であったり、相互に行き来しながら明らかになったりする性質をもつことに十分配慮し、児童がアとイとの関わりに気付くようにする必要がある。

〔共通事項〕は、児童が自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かり、その形や色などの感じを基に自分のイメージをもつ場合もあれば、形や色などの感じを基に、自分のイメージをもち、そこから自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かる場合もある。このように、アとイの事項は、アから引き続いてイが発揮されたり、イを基に形や色などの感じが分かったりするなど、相互に関連し合う関係にある。そこでアとイの関連を図り、アとイの事項それぞれが発揮されるような指導計画の作成が必要である。

さらに、〔共通事項〕は児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり、形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮し、〔共通事項〕だけを題材にしたり、どの時間でも個別に取り上げて教えたりするなどの硬直的な指導にならないよう、指導内容や方法を工夫して指導計画を具体化する必要がある。

第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容

1 目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

この時期の児童は、新聞やテレビなどからの情報を活用して考えたり、直接体験していないことに思いを巡らせたりすることができるようになる傾向がある。そして、様々な視点から自分の行動や考えを検討したり、友人の立場に立ってその心情に思いを巡らせたりするようになる。表現及び鑑賞の活動においては、自分なりに納得のいく活動ができたり、作品を完成させたりしたときなどに充実感を得る傾向が強くなってくる。また、自分の作品や発言を第三者的に振り返ったり、集団や社会などとの関係で捉えたりするようになる。

このような特徴を考慮して、目標の実現を目指すことが大切である。

学年の目標は、教科の目標と同じように、(1)は「知識及び技能」を、(2)は「思考力、判断力、表現力等」を、(3)は「学びに向かう力、人間性等」を示している。

学年の目標(1)

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」については〔共通事項〕(1)ア、「技能」については「A表現」(2)ア及びイに対応している。

「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解する」

は、「知識」について示している。

対象や事象を捉える造形的な視点とは、材料や作品、出来事などを捉える際の、形や色などの造形的な特徴のことである。

自分の感覚や行為を通して理解するとは、自分の視覚や触覚などの感覚、一つ一つの行為や活動を通して、形や色などの造形的な特徴を理解することである。このことにより、表現したり鑑賞したりするときに、形や色などの造形的な特徴に着目しながら活動するようになることを示している。

「材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする」は、「技能」について示している。

材料や用具を活用しとは、材料を用いたり、用具を使ったりしながら、その効果や可能性を確かめ、それを生かして使うことである。

表し方などを工夫してとは、前学年までの造形活動の経験を生かして、活動や表し方、表現方法などを工夫したり作りだしたりすることである。

創造的につくったり表したりすることができるようにするとは、自分の感覚や思い、これまでの経験などを基に、造形活動を自ら充実させ、自分らしく技能を働かせることができるようにすることである。

学年の目標 (2)

(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1) ア、イ、「B鑑賞」(1) ア、〔共通事項〕(1) イに対応している。

「造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」の双方に重なる資質・能力について示している。

造形的なよさや美しさとは、作品などを表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちのことであり、対象のよさに加えて、多くの人々が感じている美しさの感覚やそれにまつわるエピソードなどを含むものとして示している。

表したいこととは、自分の夢や願い、経験や見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの児童が表したい、つくりたいと思うことである。

表し方などとは、表し方や表現方法などのことである。

「創造的に発想や構想をし」は、「A表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

創造的に発想や構想をするとは、自分にとって新しいものやことをつくりだすように、発想や構想をすることである。形や色、イメージなどを基に、そこから感性や想像力を働かせて、自分なりに造形的な活動を思い付いたり、表したいことを見付けたりすることや、どのように活動したり、表したりするか考えることである。

「親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする」は、「B鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

親しみのある作品などとは、低学年、中学年で示した対象に加えて、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などのことであり、高学年の社会的、文化的な関心の広がりに対応した対象として示している。

自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにするとは、作品をつくりたり見たりするときなどに、よさや美しさなどを感じ取ったり味わったりし、自分の見方や感じ方を深め、自分なりに対象や事象を味わうことができるようにすることである。

学年の目標 (3)

(3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。

主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組みとは、自ら周囲と関わり、自分らしい活動を充実するという高学年のよさを生かして活動することである。

つくりだす喜びを味わうとは、児童がこれまでの学習の中で培ってきた自分のよさを十分に生かすことがつくりだす喜びになることである。同時に、つくりだす喜びを味わうことが、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を一層育成することになる。

形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うとは、表現や鑑賞の活動を通して育成する態度について示している。形や色などを視点に、比べたり、選んだり、つくりだしたりするなどし、夢や願いをもち、楽しく豊かな生活を自らつくりだそうとする態度を養い、主体的に生きていくことについて示している。

「A 表現」

第5学年及び第6学年 「A表現」(1)

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。

この内容は、第5学年及び第6学年の目標の(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、周りの人や周囲の環境などに関わりながら考え、他者の立場に立ち、活動や作品などを見たり考えたりする姿が見られる。社会的な話題を作品の主題にしたり、流行の形や色を反映させて発想したりする場合もある。他教科等で学習した内容などを活用している姿も見られる。

このような傾向を生かして、発想や構想に関する事項を指導することを、「A表現」(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(1)ア及びイにおいて育成する「思考力、判断力、表現力等」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(1) ア	「A表現」(1) イ
造形遊びをする活動を通して、 材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、	絵や立体、工作に表す活動を通して、 感じたこと、想像したこと、見たこと、 伝え合いたいことから、表したいこと を見付けることや、
構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。	形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。

第5学年及び第6学年 「A表現」(1)ア

ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。

この事項は、発想や構想に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が材料や場所、空間などの特徴に進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

材料や場所、空間などの特徴とは、この時期の児童の活動や意識の広がりに応じたもので、材料や場所などは概ね中学年までと同様であるが、高学年ではその具体的な特徴を捉えることについて示している。さらに、自分自身を取り囲む場所や、三次元的な奥への広がりなどへの働きかけにより豊かな造形的な活動となるように、**空間**を示している。**特徴**とは、形や色、質感などだけでなく、切ることや組み立てることができるといった材料の性質、光や風などの自然の環境、人の動きなど、場所や空間の様子を含むものである。

造形的な活動を思い付くとは、児童が材料や場所、空間などに働きかけて捉えた特徴、自分のイメージなどを基に造形的な活動を発想することである。高学年の発想や構想の高まりに応じたもので、児童は自分が発想したことを視覚的な美しさから確かめたり、そこから新しい表現の可能性を見付けたりするなど、発想と構想が連続するようにつくることになる。

構成したり周囲の様子を考え合わせたりとは、思い付いたことを基に、形や色などの効果や場所の様子の変化や動きなどを考え材料の配置や場所の雰囲気などを検討したり、造形活動の過程で周りの様子との調和を考えたりする視点をもつことである。

どのように活動するかについて考えるとは、これまでの経験を生かして新たに造形的な活動を思い付いたり、更につくり方を考えたりすることを一体的に行いながら、自分のイメージを実現しようと考えることである。高学年では、ある程度予測をしながら活動できるようになるが、活動の過程で生まれる新たな発想を大切にしたり、考えや思いの方向性を検討し直したりすることも大切にすることを示している。中学年と同じように、児童が自分の感覚や気持ちを大事にしながら思い付くまま試みたり、児童一人一人が思い付いたことを出し合い、発想を刺激し合いながらグループで造形活動を考えたりするなどが考えられる。

「A表現」(1)アの指導に当たっては、**材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことと、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことの指導に当たっては、児童が、材料や場所、空間などの特徴を十分に関連させながら、造形的な活動を思い付くようにする必要がある。そのためには、高学年の発達に応じて、発想の手立てを工夫することが大切である。例えば、自分なりに視点を決めて材料を集めたり場所を探したりする、見る人がどのように感じるかなどに思いを巡らせる、時間による場所や空間の変化にも意識を向けるようにするなども考えられる。これまでの造形遊びの経験を生かしつつ、「こんな感じの材料を集めて、この空間に置きたい」、「向こうの景色を生かすために、こんな材料を探そう」などの発想や構想ができるような指導も考えられる。

また、自分たちが造形的に手掛けることで、見慣れた場所や空間を新しい場所や空間に変えることの面白さを感じるようにすることが重要である。そのためには、活動の前後を比較したり、活動を通して自分にとってどのような意味や価値がつくりだされたりしたのかを振り返るようにすることも大切である。

構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えることの指導に当たっては、高学年の児童は、ある程度予想することができる発達の段階であることを踏まえ、指導を工夫する必要がある。例えば、「今は風が吹いていないけれども、風が吹いたらこうなるだろう」、「ここは人が多く通るから、こんなことをしたらどうだろう」など、時間や環境の変化も含めて考えるようにする指導も考えられる。

また、手掛けたことによって生まれてくる材料と場所、空間などの関係を捉え、更に活動を発展させていくようにすることが重要である。例えば、布を広げて光にかざすことで気付いた布の美しさを生かすことによって場所の雰囲気を変えたり、材料を立て掛けたりすることで場所の空間を確かめるなど、材料や場所、空間などに関わる活動の中から気づき、その実感を基に活動を更に展開することが考えられる。これまでに扱ったことのある材料を提案することにより、児童自身がその経験を生かし、場所や空間の特徴との関わりの中で活動を思い描くような設定も考えられる。

一人一人の児童が、「この材料や場所、空間などの特徴を生かして、どんなことができるだろう」などと考え、つくり、つくりかえ、つくることができるようにし新しい試みをしようとする事自体を捉え、見守ったり励ましたりして、児童が主体的に造形的な活動に向かうようにすることが大切である。

第5学年及び第6学年 「A表現」(1) イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，感じたこと，想像したこと，見たこと，伝え合いたいことから，表したいことを見付けることや，形や色，材料の特徴，構成の美しさなどの感じ，用途などを考えながら，どのように主題を表すかについて考えること。

この事項は，発想や構想に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「思考力，判断力，表現力等」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したこと，見たこと，伝え合いたいことから発想や構想をし，技能を働かせながら絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。

感じたこと，想像したこと，見たこと，伝え合いたいこととは，表したいことの基になる自分のイメージについて示している。**感じたこと，想像したこと**とは，体験したことから感じたこと，関心のあることから想像したことなど，児童自身が思ったことである。高学年では，自分の感情を形や色などに表すことを通して，自分を見つめる活動などもできるようになる。**見たこと**とは，児童が見たり触れたりして捉えたことである。奥行きや前後関係を表すことや，再現するようにつくることに関心をもつ児童も出てくる。**伝え合いたいこと**とは，学校や地域など，社会の一員としての意識をもち始め，他の人の気持ちを考えながら行動するようになる高学年の発達に応じて示している。自分を見つめ，他者や社会に関わろうとする意図や目的のある内容で，例えば，自分の思いを伝えるもの，身の回りを楽しくするものなどが考えられる。

表したいことを見付けとは，このような自分のイメージを基に，表したいことを発想することである。

形や色，材料の特徴，構成の美しさなどの感じ，用途などを考えとは，表したいことを表すために児童が様々な手掛かりを見付けて，これを基に構想することである。**形や色，材料の特徴**は，形がつくりだす動き，色の調子の多彩さ，材料の質感による効果，それらが組み合わせられて生まれる変化などが考えられる。**構成の美しさなどの感じ**は，形や色が互いに響き合う配置，奥行きの感じ，色の組合せによる強さなどが考えられる。**用途**は，実際に使う用途や自分の思いを伝える目的，さらに，それを満たす条件などが考えられる。

どのように主題を表すかについて考えるとは，児童自身が主題を発想することを大切に，自分の考えや活動を問い直しながら主題の表し方や計画を考えることである。例えば，奥行きを表すためにものを重ねる，大切なものを強調するために色を変える，試作して丈夫な組立て方や構造を確かめるなどが考えられる。

「A表現」(1)イの指導に当たっては、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けることと、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えることの二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けることの指導に当たっては、それらを互いにつながりのあるものとして捉え、指導に生かすことが大切である。例えば、見たことから想像することもあれば、自分の感じたことを人に伝えることもある。見ながら表すことから始めたとしても、想像することへ広がり、形や色が変わっていくことも考えられる。特に、主題の発想については児童自身が行うことを大切にするとともに、児童が自分の考えや活動を問い続けていくような指導の工夫が重要である。

また、材料に触れる、友人と交流する、言葉で考えを整理するなど、様々な指導の工夫で表したいことを見付けるようにすることも考えられる。用具を使ってみることで、表したいことを見付けることもある。児童が表したいことを見付けることに自信をもつような様々な方法やきっかけを考え、設定することが大切である。

形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えることの指導に当たっては、児童一人一人がこれまでの経験を十分に生かすことができるようにすることが大切である。そのためには、児童が思い付いたことを進んで取り入れられるような柔軟な指導が重要である。例えば、立体の表面で模様や色の組合せを考える、動きや仕掛けの面白さを絵に組み入れるなどが考えられる。高学年であっても、実際に材料や用具を使いながら表したいことが変わっていくこともあることを踏まえておく必要がある。

また、高学年になると、じっと考えているような姿も見られるようになってくる。児童の様子に目を向け、声に耳を澄ませ、深く考えこんでいるのか、行き詰まっているのかを捉えることが重要である。その上で「思考力、判断力、表現力等」を育成する視点で、声掛けが必要かどうかを判断することが重要である。

図画工作科では、偶然の結果として思いがけないものが生まれることが多々ある。児童が失敗したと感じていても、別の視点から捉え直すことによって新しい発想や構想が生まれ、最初に考えたことよりも気に入った発想や構想になることもある。このような経験は、「学びに向かう力、人間性等」を涵養する面でも大切にしたいことであることを踏まえ、指導を工夫することが大切である。

第5学年及び第6学年 「A表現」(2)

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

この内容は、第5学年及び第6学年の目標の(1)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、多様な材料や用具の経験があり、表したいことに適した材料や用具を選んだり、表現方法を組み合わせるなどこれまでに身に付けた技能を生かして表す姿が見られる。材料や用具の扱い方も巧みになり、表し方にこだわってかいたりつくったりする姿も見られる。自分の表したい主題が明確になるように、納得するまで表現方法を試したり、友人の考えを取り入れたりしながら活動する姿も見られる。

このような傾向を生かして、「技能」に関する事項を指導することを、「A表現」(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導すると示している。ここでは、「ア 造形遊びをする活動」と「イ 絵や立体、工作に表す活動」の二つの活動を通して、「技能」を育成することになる。

学習活動を展開するに当たっては、(2)ア及びイにおいて育成する「技能」には、それぞれ特徴があることを踏まえ、どちらの活動も充実するよう指導する必要がある。

「A表現」(2) ア	「A表現」(2) イ
造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、	絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、
前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。	前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

第5学年及び第6学年 「A表現」(2)ア

ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。

この事項は、「技能」に関する事項のうち、造形遊びをする活動を通して育成する「技能」について示している。

造形遊びをする活動を通してとは、児童が材料や場所、空間などの特徴に進んで働きかけ、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせながらつくることを通して学習することを示している。

活動に応じて材料や用具を活用するとは、児童が自ら、材料や場所、空間などの特徴から思い付いた造形的な活動に応じて適切な材料や用具を選び、使い方を工夫してつくることである。**材料や用具**は、前学年までに経験した材料や用具に加え、針金、糸のこぎりなど、高学年の児童が活用できる材料や用具の広がりに応じたもののことである。安全に配慮しながら新たな材料や用具を加えることも考えられる。

前学年までの材料や用具についての経験や技能とは、前学年までに経験した材料や用具、前学年までに身に付けた技能のことである。手応えのある活動を好む高学年の特徴に応じて、これまでに経験してきた材料や用具に加えて、同じ材料であっても、厚みのある板材、大きな布や透明なシート、様々な大きさの段ボールなど、質や量を変えることが考えられる。

総合的に生かしとは、経験した材料や用具についての経験や、これまでに身に付けた技能を結び付け、まとめて生かし、表現しようとするものに使っていくことである。高学年の児童は、手などの力強さや巧みさが増すとともに、他教科等で学習した内容や方法などを活用することができるようになることから、これらの力を生かして、活動を進めたり、初めて経験する表し方に取り組んだりすることなどが考えられる。

方法などを組み合わせたりするとは、発想したことを実現するためにいくつかの表現方法を柔軟に組み合わせて活動をつくっていくことである。

活動を工夫してつくるとは、材料や場所、空間などの特徴を基に思い付いた造形的な活動を、活動やつくり方などを工夫してつくることである。また、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、活動を工夫してつくること、技能の育成に必要なことを示している。

「A表現」(2)アの指導に当たっては、活動に応じて材料や用具を活用することと、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくることの二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

活動に応じて材料や用具を活用することの指導に当たっては、材料の特徴を十分に感じ取ることができるようにし、活動に応じて必要になった新たな材料も生かし、それに合わせて用具を使うようにする必要がある。児童が興味や関心をもつ地域の材料を取り上げることも考えられる。その材料や用具が、どのように学習に用いられるに至ったのかを児童自身も理解し、愛着をもって扱うことができるようにする必要がある。

また、活動に応じて材料や用具を活用することは、活動を工夫して創造的につく中で身に付くものであるという視点を持ち、指導を工夫することが大切である。

前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくることの指導に当たっては、児童のつくりたいという主体的な気持ちを大切に、進んで材料の特性を生かしたり、用具の扱いを工夫し自分らしい方法を身に付けたりするようにすることが必要である。そのためには、児童が手応えや新鮮な喜びを感じられるような材料や場所、空間などとの出会いを設定し、前学年までの材料や用具についての経験や技能を生かそうとするようにすることが重要である。この時期の児童は、ある程度活動を予想することができるようになるので、そのことを生かし、例えば、グループで相談して材料や用具を集めたり、自分たちで場所や空間を検討したりすることも考えられる。実際に試してみる時間や場の設定、思いに合わせて用具を選べるような場所の設置なども考えられる。

また、状況に応じて技能を発揮するようにすることも重要である。児童は、例えば、壊れてしまったものを修復したいときには「あの材料が使えるかもしれない」、「違う方法でやってみよう」などと、みんなで考え、自らもっている技能を発揮する。そこでは、新しい方法をつくりだしている姿も見られる。教師は、その姿を捉え、励ますことが重要である。しかし、児童だけでは実現できないようなときには、教師が違う方法を提案するなど必要である。

その際、造形活動の過程で児童が材料や場所、空間などにどのように働きかけ技能を発揮しているのかを教師が捉え、児童に伝えることで、児童自身が自分の発揮している技能を意識することができる。製作の過程を画像や映像などで記録し、自分たちの活動を振り返り、それを自覚し、他でも生かすようにすることも考えられる。

第5学年及び第6学年 「A表現」(2) イ

イ 絵や立体，工作に表す活動を通して，表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに，前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり，表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして，表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

この事項は、「技能」に関する事項のうち，絵や立体，工作に表す活動を通して育成する「技能」について示している。

絵や立体，工作に表す活動を通してとは，児童が感じたこと，想像したこと，見たこと，伝え合いたいことから発想や構想をし，技能を働かせながら絵や立体，工作に表すことを通して学習することを示している。

表現方法に応じて材料や用具を活用するとは，児童が表現方法に合うように適切な材料や用具を選び，効果や可能性を確かめ，これを生かして使うことである。丈夫な材料を使えるようになる高学年の実態に応じて，新たに針金，糸のこぎりも活用できるように示している。例えば，糸のこぎりを使って曲線や直線のある板材をつくり，これを表したいことに生かす，材質感に着目して材料を集めたり，使う効果を予想して用具を選んだりするなどが考えられる。さらに，新たな材料や用具を加えることも示している。

前学年までの材料や用具などについての経験や技能とは，前学年までに経験した材料や用具，表現方法，前学年までに身に付けた技能のことである。丈夫な材料を使えるようになる高学年の実態に応じて，同じ材料であっても，質や量を変えることも考えられる。

総合的に生かしとは，自分の表したいことを実現するために，前学年までの材料や用具，表現方法についての経験や，これまでに身に付けた技能を，まとめて生かすことである。

表現に適した方法などを組み合わせとは，児童が表したいことを表すために表現方法や材料，用具などを選んだり，これを組み合わせたりして表すことである。例えば，版で表した画面にパスで色を加える，絵の具や墨，カラーペンなど多様な画材から選んで着色する，ストローや割りばし，針金や紙など様々な材料を使って表すなどいろいろな方法が考えられる。

表したいことに合わせて表し方を工夫して表すとは，児童が自分の表したいことに合わせて技能を働かせることである。感じたこと，想像したこと，見たこと，伝え合いたいことから見付けた，およその表したいことに合わせて，表し方や表現方法などを工夫したりつくりだしたりすることになる。

「A表現」(2)イの指導に当たっては、**表現方法に応じて材料や用具を活用することと、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと**の二つの視点から、指導の充実を図る必要がある。

表現方法に応じて材料や用具を活用することの指導に当たっては、表現方法と材料や用具の特徴を児童自身が照らし合わせて用いるようにする必要がある。例えば、表現方法に応じて紙を選ぶ、材料に合った接着剤を使うなど、児童自身が経験と照らし合わせたり試したりしながら材料や用具を生かして使うことが考えられる。児童が関心をもつ地域の材料や用具を取り上げることも考えられる。その際、その材料や用具が、どのように学習に用いられるに至ったのかを児童自身も理解し、愛着をもって扱うことができるようにする必要がある。高学年においては、自分が扱っている材料や用具自体のよさについて理解し、活用していくことも求められる。

また、表現方法に応じて材料や用具を活用することは、**表し方を工夫して創造的に表す中で身に付くものである**という視点を持ち、指導を工夫することが大切である。

前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すことの指導に当たっては、表現の方法は様々にあり、表現に適した方法を選ぶことや、どのように組み合わせれば表現上の効果が得られるかを試していくことなどの大切さを児童に伝えることが重要である。材料や用具などを扱える範囲が広がるので、使いたい用具から材料を選んだり、材料を試してから用具を選んだりするようになる。このため児童自身が材料や用具を活用しながらその効果や可能性に気付くようにすることが大切である。

その上で、これまでに経験した材料や用具をすぐ手に取れるような環境を整えたり、試しながら新しい方法を見付けられるようにしたりすることが考えられる。材料や用具の効果や可能性に気付くような指導を工夫する、これまでの経験を掲示物や画像などから振り返る時間を設定する、新たな材料や用具との出会い方を工夫したりすることも考えられる。

また、児童が自分の表したいことを実現するために、友人の表現方法や材料の使い方が自然に取り入れられるような学習環境を設定することも重要である。表現の過程において、表したいことと形や色などとの相互の関わりの中で工夫できるようにすることが大切である。

このような「A表現」(1)ア、イ及び(2)ア、イの事項を考慮し、指導計画を作成することが必要である。

造形遊びをする活動では、高学年の児童は社会的な事物や事象、先人の実践なども学習の材料として活用できるようになることを生かし、材料や用具の幅を広げることが考えられる。一方、高学年であっても、初めは材料を低学年のように並べ、次に中学年のように組み合わせ、そこから複雑な形をつくりだすこともある。これは、学習しながら次第に高学年らしいよさを見せる姿であり、このようなことができる時間や場を確保することも重要である。また、材料や場所、空間を形や色だけでなく、自然の現象や動き、奥行きなどから捉え、これを活用しようとする姿も見られる。教師は、児童が材料や場所、空間のどの部分に着目して活動をつくっているのかを把握して、指導に生かす必要がある。

絵や立体、工作に表す活動では、材料や用具を使うことから発想や構想を広げるなどの指導を工夫する必要がある。例えば、水彩絵の具を刷毛^{はけ}で塗ることから面の重なりや動きなどに気付き、その効果を生かしながら表すことが考えられる。面白い動きをつくりだすために、重さやバランスを工夫したり、クランク、モーターなどを組み合わせたりして表すことなども考えられる。また、高学年では自分なりの見通しをもつことで表現の質を高めることができるようになるので構想をより具体的にする手立ても重要である。ただし、その方法については、児童の実態に応じて柔軟に考える必要がある。例えば、アイデアスケッチをかくことが一つの表現として完結してしまうと、技能はアイデアスケッチに近づけるためだけの作業になり、発想や技能などの広がりを妨げることになる。この学年においても、手掛けながら考えることは大切であり、何枚もアイデアスケッチをかけるようにしたり、表しながら段取りを考え直したりするなど、児童一人一人の個性に応じて構想できるようにする必要がある。

また、前学年までにどのような材料や用具を経験しているのかを把握しておくことも大切である。これまでの年間指導計画などに目を通す、児童に用具の経験について聞くなどして、児童が自分の経験を生かすことができる機会を設定することが重要である。

高学年は個性の違いが目立つようになり表したいことの違いも顕著にあらわれてくる。一方、ある表現形式に対して苦手意識をもったり、感じたことや考えたことを話すことを躊躇^{ちゅうちよ}したりすることや、自分が表したいことやもののイメージと、実際に表したこととの違いを感じ、表現することに苦手意識をもつこともある。この時期の児童の特徴を踏まえた指導計画を作成することが重要である。

「B 鑑賞」

第5学年及び第6学年 「B鑑賞」(1)

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

この内容は、第5学年及び第6学年の目標の(2)、(3)を受けたものである。

この時期の児童には、一人一人の見方や感じ方などが育ってくると同時に、物事を他者や社会的な視点から捉えるようになる姿が見られる。このため自分の体験したことを伝えることで他者と体験を共有したり、自分の認識を広げたりすることができるようになる。鑑賞活動では、形や色などから分析的に見たり、意図や気持ちなどを読み取ったりするなど、作品などを深く捉えられるようになる姿も見られる。また、社会的な視野の広がりから我が国及び諸外国の美術作品などに対しても親しみをもって捉えるようになる姿も見られる。

このような傾向を生かして、鑑賞に関する事項を指導することを、「**B鑑賞**」(1) **鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、鑑賞の活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになる。

鑑賞の活動を展開するに当たっては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導することが必要である。

「B鑑賞」(1) ア
親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、
自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形な
どの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、
感じ取ったり考えたりし、
自分の見方や感じ方を深めること。

第5学年及び第6学年 「B鑑賞」(1)ア

ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

この事項は、鑑賞する活動を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

親しみのある美術作品などとは、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などのことであり、高学年の児童の社会的、文化的な関心の広がりに対応した鑑賞の対象を示している。

鑑賞する活動を通してとは、親しみのある作品などを、進んで見たり、触ったり、これらについて話したりするなど、自ら働きかけ、自分の見方や感じ方を深めることを通して学習することを示している。

自分たちの作品とは、前学年と同じように自分や友人のつくった作品やつくりつつある作品などのことである。**我が国や諸外国の親しみのある美術作品**とは、国や地域、文化、時代、風土、作者の個性などが関わって創造され、固有のよさや美しさを醸し出している美術作品のことである。**生活の中の造形**とは、児童が身の回りの形や色、造形などに目を向けられるように、新たに示したものである。作品と呼ぶようなものだけに留まらず、例えば、食器、家具、衣服、用具、パッケージ、ポスター、伝統的な工芸品、建物など、児童を取り巻く生活の中にある様々な造形のことを示している。さらに、それらがつくりだされる過程や生活の中で見られる様々な美術の働きなど、児童の実態に応じて幅広く捉えることも考えられる。

造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などとは、親しみのある美術作品などの鑑賞活動を通して、児童が感じ取ったり考えたりする内容について示している。**造形的なよさや美しさ**とは、このような対象がもつ形や色などのよさや美しさのことである。ここでの美しさは、他者や社会との関わりが広がる高学年の発達に応じたもので、多くの人々が共有している美しさの感覚やそれにまつわるエピソードなどを含むものである。**表現の意図や特徴、表し方の変化など**とは、表現する人の思いや願い、目的、その表現に見られる表し方の工夫、自分の幼児期からの表し方の変化や友人の表現の変容、時代や地域によって表し方が異なることなどのことである。

感じ取ったり考えたりしとは、自分たちの作品や美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさなどを、自分なりに味わったり、改めて検討したりしている姿のことである。

自分の見方や感じ方を深めるとは、児童がもっている児童なりの見方や感じ方を基にしながら、新たに見たり触ったりした作品や材料などとの出会いの中で見方や感じ方を深めることである。児童は、自分の表し方の変化を振り返ったり、作品などの意図や特徴について話し合ったりするなどの様々な方法で自分の見方や感じ方を深める。鑑賞したことがある作品や材料であっても、生活範囲のさらなる拡大や年齢、発達、関心の広がりや友人との関わりの中で、これまでとは違った見方や感じ方ができるようになり、自分の見方や感じ方を深めることもある。

「B鑑賞」(1)アの指導に当たっては、進んで見たり、触ったり、話したりするなど、自ら働きかける能動的な鑑賞活動を行うことの重要性を踏まえ、指導の充実を図る必要がある。

高学年では、鑑賞する対象や鑑賞の方法を幅広く捉え、この時期の児童が、興味や関心の対象を広げる中で自分らしい見方や感じ方をするに配慮することが重要である。例えば、児童が自ら鑑賞の対象を選んだり、児童が興味や関心をもてる写真やアニメーションなどを活用したりするなど、様々な方法が考えられる。また、児童がよさや美しさ、表現の意図などを自ら感じ取り味わうようにすることが重要である。例えば、自分たちの作品を展示したり、工作でつくった作品などを実際に使って確かめたりするなどの手立てが考えられる。その際、表現の意図がより効果的に伝わるように、展示の仕方も児童が工夫できるようにすることも考えられる。この学年においても対象と一体となって鑑賞する姿勢は大切であり、これを生かしながら高学年らしい具体的な気付きにつなげる必要がある。例えば、工芸品などを実際に使って確かめたり、置き場所を考えたりするなど、児童一人一人が実感的に「思考力、判断力、表現力等」を働かせることができるような手立てを工夫することが考えられる。

また、言語活動を充実することも重要である。その際、言語活動そのものを目的とした特定の型や方法に固執することなく、児童の資質・能力の育成を重視した指導計画の工夫が重要である。なお、作品の背景や作者などについては、教師が一方的に情報を与えることがないよう配慮する必要がある。例えば、児童が必要とするときに与える、児童の話合いの流れに沿って提示するなど、鑑賞活動の充実のための材料として活用することが重要である。

高学年では、友人の感じ方に共感するだけでなく、それを基に自分の考え方を確かにするような指導が必要である。児童自身が決めたテーマで鑑賞の作品を集めたり、それを基に適切な人数で話し合ったりするなど、他者との交流を重視した活動を取り入れることも大切である。

このような「B鑑賞」(1)アの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

高学年においても対象と一体となって鑑賞する姿勢は大切であり、これを生かしながら、高学年らしい具体的な気づきを明確にする必要がある。

その上で、「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るようになる必要がある。児童は、発想や構想をしたり技能を働かせたりしているときに、友人の作品や身近な材料などから、自分の見方や感じ方を深めたり、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得たりすることがある。また、表現をしているときに設定した鑑賞の時間や、独立して設定した鑑賞の時間に、新たな発想や構想、技能の手掛かりを得ることもある。指導の工夫としては、例えば、材料や表現方法などの視点をもって活動や作品を見ることで、新しい気づきを得るようにする、光を活用した造形遊びにおいて、暗いところで形や色などを鑑賞することで新たな活動を思い付くなどが考えられる。なお、作品の製作の過程で一律に形式的な相互に鑑賞する時間を設けるなどすることは、造形活動の広がりや表現の意欲の高まりを妨げることもあるので留意する必要がある。

また、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえることも重要である。児童は、友人の作品を見るときに、自分が試みた形や色、表し方の工夫などを視点に鑑賞する傾向がある。一方、美術作品などを見るときは、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向がある。そこで、「友人の作品の鑑賞を通して自分の作品のよさに気付く」、「美術作品から考えたことを言葉にしてまとめる」など鑑賞する対象の違いに応じて指導計画を作成する必要がある。

さらに、美術館を利用したり連携を図ったりする際や、親しみのある作家や中学生以上の作品などを活用したりする際は、作品や美術館などの活用だけを目的とするのではなく、鑑賞を通して児童の見方や感じ方、考え方などが深まるようにすることが重要である。

我が国の伝統や文化について取り扱う場合は、人々が前の世代から受け継ぎ、維持、変化させながらつくりだしてきたことや、生活の中で今も生きて働いており自分たちの感じ方や見方を支えるものであることを踏まえる必要がある。自分たちのよさを再発見するような視点で行い、これを大切にしたり、芸術や自然の美しさを味わったりしていこうとする態度の素地となることが重要である。

なお、児童自身が作品を展示する場合は、展示場所の把握や安全の確認を教師が事前に行っておく必要がある。

(共通事項)

第5学年及び第6学年 (共通事項) (1)

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。

イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

この内容は、第5学年及び第6学年の目標(1)、(2)、(3)を受けたものである。〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力であり、造形活動や鑑賞活動を豊かにするための指導事項として示している。

この時期の児童には、対象や事象、出来事から特徴を取り出し、それを言葉に置き換えて説明する姿が見られるようになる。例えば、「遠くの家は小さく見える」、「この、くねくねした形が動いているようにみえる」などである。また、結果を予想したり、条件を基に可能性を検討したりするなどの筋道立てて考えた活動が可能になる。「三角形は矢印みたいだから並べれば進むような動きが出る」、「赤は元気な感じがするから中心の形を赤で塗った」など、具体的に自分の表現を進めるようになる。

イメージについては、自分の表現の効果と関連付けたり、話合いで共通のテーマにして考えたりするなど、いろいろな方法でこれを応用する姿も見られる。ただし、この学年においてもイメージを直観的にもつことは重要であり、自分の気持ちや経験と密接に関連していたり、曖昧で一体的なものであったりする。形や色などを捉えることと、自分のイメージをもつことも、一体的に捉えている傾向がある。

このような傾向を生かして、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、形や色、イメージに関する事項を指導することを、**(共通事項) (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する**と示している。ここでは、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」を育成することになり、そのことは「A表現」及び「B鑑賞」における「技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成につながる。

第5学年及び第6学年（共通事項）(1)ア

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」について示している。

アの事項は、形や色などに関する事項であり、その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが、今回の改訂では「知識」として整理して示している。

自分の感覚や行為とは、見たことから連想される音や匂い、手や体全体の感覚、一つ一つの行為や活動のことである。高学年では、社会や文化に影響を受けた感覚や造形的な見方・考え方なども含むようになる。

平成20年告示の学習指導要領では、「自分の感覚や活動を通して」と示していたが、今回の改訂では「自分の感覚や行為を通して」とした。それは、一つ一つの行為から形や色などの造形的な特徴を理解することを重視したためである。

形や色などの造形的な特徴を理解するとは、このような感覚や行為を通して、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを理解することを示している。例えば、形そのものがもつ方向感、材質感の違い、色の鮮やかさ、時間的な変化の動き、大きな建物の量感や奥行きの感じ、ものの動きやバランスなど、学習活動、扱う材料や用具などにより、様々な内容が考えられる。

具体的には、材料を風にたなびかせて動きを理解すること、場所や空間の特徴から奥行きを理解すること、糸のこぎりでつくった木片を組み合わせることでバランスを理解すること、美術作品を鑑賞して色の鮮やかさを理解することなどである。

児童が形や色などの造形的な特徴を理解すると、発想や構想をするときに、「ここは動いている雰囲気になりたいから勢いよくかこう」、「この材料とこの材料を組み合わせると、見た印象はどうなるだろう」などと、形や色などの造形的な特徴に着目して活動するようになる。また、作品などを鑑賞するときや、技能を働かせるときも、形や色などの造形的な特徴に着目して活動するようになる。これらは、「知識」を活用して「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を働かせているということである。

さらに、図画工作科の学習活動だけではなく、学校や家庭などの他の場面でも、対象や事象の形や色などの特徴に着目して関わるようになる。

これらのことは児童が対象や事象に主体的に関わるようになることであり、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わり、自分の世界を広げることにつながる。

児童が知識を自分のものにするためには、感覚や行為はもとより、感じる、考える、つくる、表すなどの造形的な創造活動が欠かせない。このことから、図画工作科では、表現や鑑賞の全てに係る〔共通事項〕に「知識」を位置付けている。

第5学年及び第6学年（共通事項）(1)イ

イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

この事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」について示している。

イの事項は、自分のイメージに関する事項であり、その点は平成20年告示の学習指導要領と変わりはないが、今回の改訂では「思考力、判断力、表現力等」として整理して示している。

形や色などの造形的な特徴を基にとは、自分の感覚や行為を通して捉えた、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどの、形や色などの造形的な特徴を基にすることである。視覚だけではなく体全体を働かせ、形や色などの造形的な特徴を、もっとよく見てみる、もっと触れてみるなどして、自分の感覚や行為を通して形や色などの造形的な特徴を捉えることが、自分のイメージをもつことにつながっていく。

自分のイメージをもつとは、大人から与えられた知識や、社会の習慣などを受動的に理解することではなく、自分の感覚や行為とともに、イメージをもつことである。**イメージ**とは、児童が心の中につくりだす像や全体的な感じ、又は、心に思い浮かべる情景や姿などのことである。どちらも、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、心の中に浮かび上がらせている。

高学年の段階では、外観から立体の構造や空間を把握したり、心に描いた情景や像などから形や色を考えたりするなど、中学年よりも具体的な特徴に即してイメージをもつ。例えば、児童は「光の当たる場所に透明の傘をつるし、光が交錯する情景を想像する」、「作品の特徴と、場所の特徴を照らし合わせ、展示場所を考える」など、造形的な特徴を関連付けたり、まとめたりできるようになる。また、造形的な特徴を捉え、抽象的なイメージをもつこともできるようになる。例えば、形や色の造形的な特徴から、目には見えない心や音などをイメージすることなどである。

さらに、イメージを友人と調整しながら共有したり、新しい自分のイメージをつくりだしたりするなど、イメージを操作しながら表現や鑑賞の活動を展開するようになる。

〔共通事項〕の指導に当たっては、(1)ア及びイの事項の視点から、指導の充実を図る必要がある。

自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解することの指導に当たっては、高学年においても、児童が体験的に対象の形や色などの造形的な特徴を理解するようにすることが大切である。例えば、形や色などの造形的な特徴を捉えやすいような場所で活動する、材料を比べられるようにするなど、多様な学習活動を設定することが考えられる。このようなことを積み重ねることにより、形や色などの造形的な特徴に着目し、活動するようになる。

また、作品などを見て、様々な造形的な特徴を理解し、友人と話し合うことで、更に理解が深まるようにすることも考えられる。児童が、形や色などの造形的な特徴を表現や鑑賞において活用している姿を適切に取り上げ、児童の造形的な視点を生かす行為をより具体的にすることが考えられる。

さらに、例えば、造形遊びをする活動において、空間に働きかけ造形的な活動を思い付き、奥行きについて理解したことが、絵に表す活動において、奥行きに着目して表したいという思いにつながっていくなど、児童の思いや気付きの関連に目を向けた指導も大切である。

形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつことの指導に当たっては、児童自身が自分の心に浮かんだイメージを具体化するような手立てが大切である。例えば、自分の表現で大事にしている主題は何か、それはどの形や色などによるものかなどについて、簡単な絵でかきとめたり、話したりすることが考えられる。鑑賞活動において、作品から得た自分の印象や情景、全体的な感じなどを、形や色などの造形的な特徴から説明したり、友人と話し合う際の根拠として用いたりすることも考えられる。

また、〔共通事項〕は、児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり、形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮しながら、指導を具体化することが必要である。例えば、グループで活動をしている児童がどのようなイメージを友人と共有しているのか、児童がつまずいたり活動が停滞したりしている原因は何かなどを把握する視点として活用することも大切である。

さらに、豊かなイメージにつながるような体験を設定することも重要である。イメージは、生まれてからこれまでの経験と深く関わっており、児童は、そのときの感情や気持ちとともに、自分のイメージを心の中に浮かび上がらせている。このことに留意し、学習活動全体を考えることも重要である。

このような〔共通事項〕(1)ア及びイの事項を考慮し、指導計画を作成する必要がある。

「A表現」及び「B鑑賞」の指導を、〔共通事項〕の視点で見直し、指導内容や方法、指導上の配慮事項などを検討することが大切である。例えば、いろいろな種類の筆や刷毛^{はけ}などを準備したり、スポンジや自作の筆でかいたりするなど、用具を工夫することで、点や線、面などの造形的な特徴を理解し、表現に生かすようにすることが考えられる。児童が自分のイメージに合わせて表現する中で、動きや奥行きなどについて理解することも考えられる。児童の自己評価の活動を形や色、イメージなどの〔共通事項〕の視点から見直し、具体的にする方法も考えられる。あるいは、自分たちの作品を相互に鑑賞する時間で、自分の感じたことや考えたことについて根拠を明確にして友人と語り合うようにすることも考えられる。作品などの鑑賞では、言葉で整理する活動を取り入れることで、児童が捉えた形や色、心に思い浮かべたイメージなどを具体的にすることも考えられる。

また、アとイの事項で示している内容が、一体的であったり、相互に行き来しながら明らかになったりする性質をもつことに十分配慮し、児童がアとイとの関わりに活動を通して気付くようにする必要がある。

〔共通事項〕は、児童が自分の感覚や行為を通して、形や色などの特徴を理解し、その形や色などの特徴を基に自分のイメージをもつ場合もあれば、児童が形や色などの特徴を基に、自分のイメージをもち、そこから自分の感覚や活動を通して、形や色などの特徴を理解する場合もある。このように、アとイの事項は、アから引き続いてイが発揮されたり、イを基に形や色などの造形的な特徴を理解したりするなど、相互に関連し合う関係にある。そこでアとイの関連を図り、アとイの事項それぞれが発揮されるような指導計画の作成が必要である。

さらに、〔共通事項〕は児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり、形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮し、〔共通事項〕だけを題材にしたり、どの時間でも個別に取り上げて教えたりするなどの硬直的な指導にならないよう、指導内容や方法を工夫して指導計画を具体化する必要がある。

1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画は、教科の目標や各学年の目標の実現を目指して、各学年の指導の充実を図るために、年間計画や指導内容の選択、題材の設定などを検討し、創意工夫して作成するものである。

作成に当たっては、目標及び内容を十分理解する必要がある。その上で児童の発達の特性や実態に応じた、低学年、中学年、高学年の中の2学年間の見通しをもち、表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質・能力の育成を目指し計画を立てる必要がある。また、表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示していることを踏まえて指導計画を作成する必要がある。さらに、中学校美術科などの学習も視野に入れつつ、小学校6年間を見通した計画的かつ継続的な指導計画を作成することが大切である。

その際、学習指導要領の総則に示している教科に関わる事項及び図画工作科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示す事項を十分考慮して作成する必要がある。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

この事項は、図画工作科の指導計画の作成に当たり、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、図画工作科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

図画工作科の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

児童に図画工作科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきて

いる。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、児童や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、児童の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

図画工作科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のためには、表現及び鑑賞の活動を通して、児童一人一人が「造形的な見方・考え方」を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習が充実するようにすることが大切である。

「造形的な見方・考え方」とは、感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくり出すことであると考えられ、その趣旨は本解説第1節の「1 教科の目標」で解説しているとおりでである。

図画工作科で育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」は、相互に関連し合い、一体となって働く性質がある。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、それぞれを相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要がある。必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意し、指導することが重要である。その上で、自分の成長やよさ、可能性などに気付き、次の学

習につなげられるようにすること、「この形や色でいいか」、「自分の表したいことは表せているか」など自分の行為や活動を振り返り、感じたり考えたりすることを大切にしつつ、互いの活動や作品を見合いながら考えたことを伝え合ったり感じたことや思ったことを話したりするなどの言語活動を一層充実すること、育成を目指す資質・能力を明確にし、つくり、つくりかえ、つくるという学習過程を重視することなどが大切である。

「A表現」及び「B鑑賞」の関連

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

この事項は、表現と鑑賞とを関連付けて指導することを示すとともに、全ての学年の児童に、鑑賞を独立して扱うことができることを示している。

「A表現」は、児童が進んで形や色、材料などに関わりながら、つくったり表したりする造形活動を通して、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」を育成するものである。「B鑑賞」は、児童が自分の感覚や体験などを基に、身の回りの形や色などや自分たちの作品、親しみのある美術作品などを見たり、それについて話したりする鑑賞活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」を育成するものである。「A表現」及び「B鑑賞」は、ともに児童の資質・能力を育成する二つの領域として構成している。

表現と鑑賞は本来一体であり、相互に関連して働き合うことで児童の資質・能力を育成することができる。このことから「A表現」及び「B鑑賞」の指導については関連させて行うことを原則とすることを示している。例えば、一つの題材において、造形活動と鑑賞活動とが往還するような学習過程を設定し、児童が表現したことを、自身で味わったり、友人と交流したりすることにより、表現が深まったり、広がったりするように配慮することが大切である。鑑賞の場面においても、表現と分けて設定するのではなく、味わったことを試したり、表現に生かしたりすることができるような学習過程を設定することが考えられる。

ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童の関心や実態を十分考慮した上で、全ての学年で、鑑賞を独立して扱うことができる。その際、次の点に配慮する必要がある。

一つは、児童がよさや美しさなどについて関心をもって感じ取ったり考えたりし、

一人一人の感じ方や見方を深めることができるような内容であること。

二つには、鑑賞する対象は発達の段階に応じて児童が関心や親しみのもてる作品などを選ぶようにするとともに、作品や作者についての知識は結果として得られるものであること。

三つには、児童が対象について感じたことなどを言葉にしたり友人と話し合ったりするなど、言語活動を充実すること。

〔共通事項〕の取扱い

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

この事項は、表現及び鑑賞の各活動において〔共通事項〕に配慮した指導計画を作成する必要から示している。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質・能力であり、児童の資質・能力の働きを具体的に捉え、育成するための視点となる事項である。その主な内容として、次の二つの事項を設定している。アは、形や色などの造形的な特徴に関するものであり、「知識」に関する事項である。イは、イメージに関するものであり、「思考力、判断力、表現力等」に関する事項である。〔共通事項〕は図画工作科の全ての学習に含まれている内容であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、常に配慮しながら指導する必要がある。また、〔共通事項〕の共通とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目、事項の全てに共通するという意味である。さらに、中学校美術科においても〔共通事項〕を示しており、小学校図画工作科と中学校美術科において一貫して育成することに配慮する必要がある。

「A表現」の(1)、(2)の関連と、指導に配当する授業時数

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。

この事項は、「A表現」(1)の発想や構想に関する事項と(2)の技能に関する事項を独立したものとして扱うのではなく、関連付けて扱うことと、「A表現」において、内容や指導、題材の選択に不均衡が起こらないようにすることを示している。

「A表現」(1)ア及び(2)アは造形遊びをする活動に関する事項であり、「A表現」(1)イ及び(2)イは絵や立体、工作に表す活動に関する事項である。このことから、「A表現」(1)アと(2)ア、(1)イと(2)イを関連付けて扱うようにする必要がある。

また、児童が手や体全体を働かせてものをつくる活動の機会が減少していると言われている。ものをつくる経験は、単に技術の習得という観点だけではなく、よさや美しさを大切にする気持ち、自発的に工夫や改善に取り組む態度の育成などの観点からも重要である。

このことから、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように指導計画を立てることの必要性を示している。

また、「A表現」及び「B鑑賞」全体の内容の授業時数の配分については、各内容を十分に関連させ、内容に偏りのないように全体の配当を考えて計画を立てることが大切である。

なお、工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A 材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものであることに配慮する必要がある。

共同してつくりだす活動

(5) 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。

この事項は、「A表現」の指導において、児童が友人と共に活動することを楽しむ傾向を生かし、適宜共同して製作する内容を取り入れることを示している。

共同して活動することは、様々な発想や構想、アイデア、表し方などがあることに互いに気付き、表現や鑑賞を高め合うことにつながる。活動を設定する場合には、児童の実態を考慮するとともに、児童一人一人の発想や構想、技能などが友人との交流によって一層働くようにすることが大切である。特に、決められた部分を受けもつだけで活動が終わらないように留意し、児童一人一人が共に活動をつくりだしている実感がもてるように工夫することが重要である。

作品などの特質を踏まえた「B鑑賞」の指導

(6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。

この事項は、「B鑑賞」(1)アを指導する際に、対象となる作品などの特質を踏まえた指導をすることを示している。

自分たちの作品の鑑賞においては、自分が試みた形や色、表し方の工夫などを視点に自分の表現と結び付けると鑑賞しやすいという特質がある。美術作品の鑑賞においては、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向がある。**特質を踏まえて**とは、このように対象の特質に合わせた指導計画を作成することが必要であることを示している。例えば、「友人の作品の鑑賞を通して自分の作品のよさに気付く」、「美術作品から考えたことを言葉にまとめる」など鑑賞する対象の違いに応じて指導計画を作成する必要がある。

低学年における他教科等や幼児教育との関連

(7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

この事項は、低学年の児童の学習上の特性や傾向を考慮し、他教科等との関連を積極的に図るようにすること及び幼稚園教育との関連を図ることについて示した上で、特に小学校入学当初における教育課程編成上の工夫について示している。

第1章総則第2の4(1)においては、学校段階等間の接続における幼児期の教育と小学校教育の接続について次のように示している。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の

教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」

幼児期は自発的な活動としての遊びを通して、周りの人や物、自然などの環境に体ごとに関わり全身で感じるなど、活動と場、体験と感情が密接に結び付いている。小学校低学年の児童は同じような発達の特徴をもっており、具体的な体験を通して感じたことや考えたことなどを、常に自分なりに組み換えながら学んでいる。こうした特性を生かし、他教科等における学習により育まれた資質・能力を学習に生かすことで、より効果的に資質・能力を育むことにつながるとともに、各教科の特質に応じた学習へと分化していく学習に円滑に適應していくことができるようになることから、教科等間の関連を図った指導の工夫を行うことが重要である。特に小学校入学当初においては、生活科を中心に合科的・関連的な指導を行ったり、児童の生活の流れを大切にして弾力的に時間割を工夫した指導を行ったりして、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるよう教育課程編成上の工夫（スタートカリキュラム）が重要である。

こうしたことを踏まえ、図画工作科においては、育成を目指す資質・能力を明らかにした上で、例えば、題材を選択する時期と他教科等の関連的な単元等の時期を合わせる、図画工作科の時間につくったものを他教科等の時間に活用する、他教科等における自然や社会などの経験を造形的な発想に生かすことなどが考えられる。

また、幼稚園等において幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を考慮した指導が行われていることを踏まえ、例えば、思考力の芽生え、豊かな感性と表現など幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが考えられる。

障害のある児童などへの指導

- (8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

この事項は、障害のある児童などへの指導の充実を図ることを示している。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必

要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、図画工作科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、図画工作科における配慮として、次のようなことが考えられる。

- ・変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- ・形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

道徳科などとの関連

- (9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

この事項は、図画工作科の指導においては、その特質に応じて、道徳について適切に指導する必要があることを示している。

第1章総則第1の2(2)においては、「学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと」と規定されている。

図画工作科における道德教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、以下に示すような図画工作科と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

- ・図画工作科においては、目標の「学びに向かう力、人間性等」において「つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う」と示している。
- ・つくりだす喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、造形的な創造による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。

次に、道德教育の要としての特別の教科である道德（以下「道德科」という。）の指導との関連を考慮する必要がある。図画工作科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道德科に活用することが効果的な場合もある。また、道德科で取り上げたことに関係のある内容や教材を図画工作科で扱う場合には、道德科における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、図画工作科の年間指導計画の作成などに際して、道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

● 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

図画工作科の表現及び鑑賞の指導については、次の(1)～(11)の事項に配慮して行われなければならない。

児童の個性を生かした内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

この事項は、児童一人一人が自分の個性を生かしながら資質・能力を十分に働かせるために、多様な学習ができるようにすることを示している。

学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにするとは、表現や鑑賞を幅広く捉え、児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるようにすることを示している。

指導に当たっては、育成を目指す資質・能力を明らかにし、児童の表現や作品を幅広く捉えるとともに、一人一人の児童が、自分の思いで活動を進めることができるようにし、その児童らしい表現を励ますようにする必要がある。その際、個性は変容し得るものであることにも配慮することが大切である。

〔共通事項〕のアとイとの関わり

- (2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようにすること。

この事項は、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くように指導することを示している。

〔共通事項〕の共通とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目、事項の全てに共通するという意味である。同時に「学びに向かう力、人間性等」にも働くという意味である。アは自分の感覚や行為を通して形や色などを理解することであり、イは様々な事物や事象について自分なりのイメージをもつことである。児童は、材料に触れることによって、その形の感じや質感を捉えたり、材料を見つめながら色の変化に気付いたりするなど同時に、対象や自分の行為などに対して自分なりのイメージをもっている。例えば、「材料が白くてふわふわしていたからウサギを思い付いた」、「教

室の窓から見える風景がずっと向こうまで広がっているイメージをもったから、遠くのものの色を考えて塗った」など、〔共通事項〕のアから引き続いてイが発揮されたり、イを基に形や色などに気付いたりするなど、相互に関連し合う関係にある。

アとイは、同時に働いたり関連して働いたりしながら、具体的な活動が行われている。そうした自分の感覚や行為によって、自分なりのイメージが生み出されることを、造形遊びをする活動や絵や立体、工作に表す活動、鑑賞する活動を通して児童が気付くように指導することが大切である。

〔共通事項〕のアの指導

(3) 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

この事項は、各学年における〔共通事項〕の(1)アの指導に当たって配慮する事項を示している。〔共通事項〕の(1)アは、知識に関する指導事項であり、低学年では「自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付く。」中学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かる。」高学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する。」と示している。なお、ここで言う「知識」とは、形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すのではない。児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解したものであり、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。

(3)では、それぞれの学年を中心に扱うことを基本としながら、必要に応じてその後の学年で繰り返し取り上げるようにし、児童が自分の感覚や行為を通して形や色などを捉える経験を重ねながら、次第に児童自身が気付いていくようにすることを示している。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

第1学年及び第2学年においては、児童の感覚や行為を通して、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えるよう配慮することを示している。

いろいろな形や色、触った感じなどとは、造形活動や鑑賞活動において出会う形や色、材料などに実際に触ってみた感じなどのことである。例えば、形には四角や丸といった形状、大きさ、長さ、線などのいろいろな種類があること、色には赤、青などのいろいろな種類があること、木材の表面のざらざらした感じ、粘土のずっしりとした重さや手になじむ感じなどのことを示している。また、身近な材料や自分たちの作品との関わりから捉えた形や色などや、表したり見たりする活動を通して、出会ったり生み出したりした形や色などのことも示している。

指導に当たっては、児童が自ら、いろいろな形や色を見付けたり選んだり、触った感じを確かめたりすることなどができるよう活動の時間を十分に確保することや、児童が対象に対して感じたことや対象に働きかけている行為を共感的に受け止めることが大切である。また、いろいろな形や色、触った感じなどは、造形活動で用いられる材料や、自分や友人のつくりつつある作品など、児童の身の回りにあるあらゆる事物や事象が対象になることに留意する必要がある。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

第3学年及び第4学年においては、児童の感覚や行為を通して、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えるよう配慮することを示している。

形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどとは、例えば、形の柔らかさ、色の冷たさ、色の組合せによる優しい感じ、面と面の重なりから生まれる前後の感じ、色の明るさなどのことである。

指導に当たっては、前学年に引き続き、児童が自ら、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えることができるよう、活動の時間を十分に確保して児童が活動を通して色の変化などを味わうようにすることや、捉えたことを友人と確かめたり、言葉で伝え合ったりする機会を設けることが大切である。

また、中学年であっても、必要に応じて前学年で捉えた事項を取り上げて確認し、学習しながら次第に新たな捉え方ができるようにすることが大切である。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

第5学年及び第6学年においては、児童の感覚や行為を通して、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えるよう配慮することを示している。

動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどとは、例えば、形そのものがもつ方

向感、表面の材質感の違い、色の鮮やかさ、時間的な変化の動き、大きな建物の量感や奥行きを感じ、ものの動きやバランスなどのことである。

指導に当たっては、高学年では、社会や文化に影響を受けた感覚や見方なども含むようになるが、前学年に引き続き、児童が自ら、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えることができるように、児童が対象と直接関わったり、造形活動の過程で関わったりするなど、それらを具体的に捉えることができるようにする必要がある。また、自分や友人の作品を相互に鑑賞したり、美術作品を鑑賞したりする活動において、話し合ったり言葉で整理したりするなど具体的に捉える機会を設けることも大切である。

また、高学年であっても、必要に応じて前学年で捉えた事項を取り上げて確認し、学習しながら次第に新たな捉え方ができるようにすることが大切である。

児童の思いを大切にした指導

(4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見いだし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

この事項は、「A表現」の指導に当たっての配慮事項を示している。まず、「A表現」では、児童が自分の思いを大切にしながら、発想や構想をしたり、技能を働かせたりできるような指導をすることの重要性を示している。そして、その活動の中で、児童が自分のよさや可能性を見い出すようにすること、それが、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度につながるということを示している。

児童は、活動しながら様々な思いをもつ。それは、「大きなものをつくりたい」、「ここを赤くしたい」、「木でつくってみたい」という発想や構想に関する思いや「のこぎりを使ってつくりたい」、「ここを濃く塗りたい」など技能に関する思いなど、実現したい思いに留まらず、「みんなでつくりたい」、「もっとつくりたい」、「楽しくてたまらない」など、「学びに向かう力、人間性等」に関わる思いもある。あるいは、「思いが生まれること自体がうれしい」という思いをもつことも考えられる。

教師は、児童がこのような様々な思いをもっていることを強く心に留め、指導を工夫する必要がある。そのためには、児童の活動の様子をよく見たり、言葉に耳を傾けたりし、児童がどのような思いをもっているのかを知ろうとすることが大切である。そして、活動の全過程を通して、それぞれの児童が自分の思いをもって活動できるような指導計画を作成することが必要である。

そのような指導の工夫をした学習活動の中で、児童は自分のよさや可能性を見い

だしたり、自分自身で「こんなことができるようになった」と、成長を実感したりすることができる。さらに、自分のよさや可能性を見いだすことは、友人のよさに気付くことにもつながる。それは、友人から自分のよさを見いだしてもらうことでもあり、造形活動を通して、互いの「よさや可能性」を見いだすことは、豊かな人間関係をつくりだすことになる。そうした関係は、楽しく豊かな生活を創造することにつながることもなる。

互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導

(5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

この事項は、造形活動や鑑賞活動において、友人と互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすることの重要性を示している。

図画工作科の学習は、児童一人一人が表現や鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。学習の過程においては、友人と互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすることが重要である。

そのためには、一人一人の児童がよさや個性などを生かして活動できるようにし、友人の作品や活動、言動に関心をもつことができるような設定をすることが大切である。児童は、個人で表現していたとしても、自分と友人との関係の中で行っていることとして自覚している。個性も、周りの友人達との関係性の中で気付くものである。友人の作品や活動に目が向くようにしたり、友人との交流の場面を設定したりすることで、児童が自分や友人のよさや個性などに気付くようにすることが大切である。

そして、それを尊重し合うようにするためには、教師が日頃から一人一人の児童のよさや個性などを認め尊重することが重要である。児童は、自分のよさや個性が教師から大切にされていると実感し、友人のよさや個性も大切にできるようになる。よさや個性には違いがあり、どれも大切にされるべきものなのだという事に気付くようにすることが重要である。

材料や用具

(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、

はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。
イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。
ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

この事項は、各学年で取り扱う材料や用具について示している。

それぞれの学年を中心に使用することを基本としながら、必要に応じて当該学年より前の学年において、初歩的な形で取り上げ指導することができることを示している。また、その後の学年で繰り返し取り上げるようにし、材料や用具を使ったり生かしたりする経験を重ねながら、児童がそれらの適切な扱いに慣れるようにすることを示している。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

第1学年及び第2学年では、この時期の児童が身近で扱いやすく、数や量を集める場合にも入手しやすいものを示している。

土、粘土、木、紙は、児童が興味や関心などをもち、体全体で関わることもできる材料として示している。土には、山や田畑、校庭、花壇などの土、川や海、砂場などの砂など、児童に身近なものが考えられる。粘土には、土粘土、油粘土、紙粘土などのいろいろな種類が考えられる。低学年では手や体全体の感覚などを十分に働かせ、感触や手応えを楽しめるような土粘土に親しませることが重要である。木には、枝、根っこ、木片、おがくずなどがある。紙には、画用紙や厚紙、新聞紙や段ボール、大きな包装紙などの児童が扱いやすい材料が考えられる。**クレヨン、パス**は、描画材としては用具であるが、形や色をもつ材料の一つとしても考えることができる。**はさみ、のり**は、切断や接着する用具として示している。その他に粘着テープなども考えられる。**簡単な小刀類**は、厚紙などを切るための扱いやすいカッターナイフや、木の枝などを少しずつ削ったりできるような児童の手に合った安全な小刀などのことである。その他に小物や布切れ、小石、貝殻、共用の水彩絵の具や安全な接着剤なども考えられる。

指導に当たっては、材料や用具の準備について、児童のそれまでの経験に配慮するとともに、題材の内容や指導のねらいによって、種類や範囲、数量を変えるなどして、児童が基本的な扱い方に関心をもつようにする必要がある。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

第3学年及び第4学年は、児童がそれぞれ材料や用具の特徴を捉えながら、表現したいことに合わせて扱うことのできるものを示している。

木切れ、板材、釘^{くぎ}は、切つないだり、組み合わせたりするのに適切な材料として示している。その他に、厚紙や箱、空き容器、布、紙、ひもなども考えられる。**水彩絵の具**は、この学年の児童が形や色を表すために適した用具として示している。色を重ねて塗ったり、混ぜたり、にじませたり、ぼかしたりして、いろいろな形や色をつることができる。クレヨンやパスなどとの併用も容易である。筆などの水彩絵の具に関連する用具については、筆の弾力性を生かしてかく、**刷毛**^{はけ}や細い筆などの様々な種類を使う、パレットや絵の具皿を使うなど、児童がいろいろな扱い方を見付けるようにすることが大切である。なお、水彩絵の具に類するものとして、土や安全な色の粉などを使って絵の具をつくることも考えられる。**小刀、使いやすいのこぎり**は、材料を切ったり削ったりする用具として示している。児童の手に合ったもので、材料や用途に合わせて適切なものを選ぶようにすることが重要である。**小刀**は、安全に配慮しながら、扱いに慣れるようにすることが必要である。その他に木版や木の表面に模様を入れるときなどに使う彫刻刀も考えられる。**使いやすいのこぎり**は、児童の扱いやすいもので、板材や厚手の段ボールなどを切る場合に使えるものとして示している。**金づち**^{くぎ}は、釘を木切れに打ち込んで表現したり、板材と板材を釘^{くぎ}でつないだりするとき使用する用具として示している。

指導に当たっては、刃こぼれなどがいないかを確認したり、彫りやすい板材を使ったりするなど、児童が安全に扱えるように配慮することが重要である。また、前学年で使った用具については、一層その扱いに慣れ、自分の表現に生かす体験を深めるようにする必要がある。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

第5学年及び第6学年については、針金、糸のこぎりなどを、児童の表現方法の広がりに対応した材料や用具として示している。

針金、糸のこぎりは、この時期の児童が、板材などの丈夫な材料を使って表したり、しっかり固定したりできるようになることから示している。**針金**は、ペンチなどを用いて適切な長さに切つて使ったり、材料同士をしばったりすることでいろいろな作品をつることができる材料である。太い針金は、クランクにしたり、バランスをとれるようにしたりすることで、動く仕組みをつることができる。アルミ針金のように柔らかいものは、布などの他の材料と併用するなどして、表現の幅を広げることができる。**糸のこぎり**は、板材を曲線に切つたり、切り抜いたりするなど、切断が思いのままにできるので、児童の発想や構想などに幅ができるものとして示している。

指導に当たっては、初めて扱う用具については、基本的な扱い方を踏まえた上で、用具を使うこと自体を楽しむようにすることが重要である。前学年までに経験した用具については、その使い方に慣れるようにするとともに、簡単な手入れをしたり、それらを大切にしたりする習慣が身に付くようにすることが必要である。なお、集める材料の種類や使い終わった材料の処理などについては、ごみの分別や環境に対する配慮が必要である。

版に表す経験や土を焼成して表す経験

(7) 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

この事項は、学校が児童の実態に応じて、児童に多様な材料を体験させる観点から、版に表す経験や土を焼成して表す経験について示している。

児童が工夫して楽しめる程度とは、児童の発達や実態を考慮した上で、児童一人一人が自分の関心のある表し方で表現を楽しみ工夫できる程度の内容を選択することを示している。**版に表す**とは、同じものを何枚も写し取ることができる、反転して写る、版ならではの表現効果があるなどの特徴をもった造形活動のことである。例えば、身近なものを版に利用して型を押したり、凹凸のあるものを選んでこすり出したり、紙版や簡単な木版で表したりすることなどが考えられる。型紙を切り取ってその内側や切り取ったものの外側をスポンジやローラーのような用具で着色するなど版に表す経験の一つと考えることができる。**焼成する**とは、自然に乾燥させた土粘土の作品を焼成する造形活動のことである。粘土で表したものは、焼成することによって独特の美しさが生まれ、生活の中で使えるほどの丈夫さが生まれたりする。児童の経験などを踏まえ、無理のない範囲で簡単な絵付けをしたり、釉薬うわぐすりをかけたりして焼成することが考えられる。素焼きした作品に材料を付けたり、着色したりするなど考えられる。また、地域によっては伝統や文化に関する学習と関連させることが考えられる。

これらの造形活動では、材料や用具の準備や製作の工程などに児童だけで行うことが困難な部分があるので、児童が無理のない範囲で経験できるようにするとともに、児童が受け身で活動を終わることのないように配慮する必要がある。なお、焼成窯などの整備を、積極的に進めるようにすることが大切である。定期的な点検により、安全に留意することも重要である。

地域の美術館などの利用や連携

(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

この事項は、1の指導計画作成上の配慮事項の(2)の「指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること」に関連している。児童の鑑賞の充実の観点から、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすることについて示している。

地域の美術館などとは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や生活の中の造形などを展示している地域の施設や場所のことを示している。利用においては、鑑賞を通して「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人一人が能動的な鑑賞ができるように配慮する必要がある。しかしながら、美術館などは、作品の保存や収集、展示、研究、教育普及など、様々な目的をもっている。それぞれの施設に応じて特性が異なるので、これらに配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる。

言語活動の充実

(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

この事項は、各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導において、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、〔共通事項〕を視点に言語活動を充実することを示している。指導計画の作成に当たっては、発達の特徴を踏まえながら**感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理する**などの言語活動の充実を図ることが重要である。

第1学年及び第2学年

低学年の児童にとって表現と鑑賞は分けにくく、〔共通事項〕で示す内容は自分自身が主体的に対象に関わることを通じて初めて実感できる。例えば、材料の大きさを自分の体と比べて気付いたり、ふわふわした材料の感触を体全体で味わったりするなど

直接的に体を通して対象の特徴を捉えようとしている。色については、自分がそのときに好きだと思える色や、使っていて気持ちのよい色を優先して使おうとするなど、自らの心情と色のイメージを結び付けようとする。また、造形活動を通して話したり聞いたりすることそのものを楽しむ傾向も見られる。このような特性を踏まえて、表現においては、自分の思い付いたことや、表したいと思っていることを話したり聞いたりすることなどが考えられる。鑑賞においては、活動を通して感じ取ったり考えたりした、形や色、表し方の面白さ、材料の感じなどを話したり聞いたりすることが考えられる。

第3学年及び第4学年

中学年の児童は、〔共通事項〕で示す内容を、作品などの中から、共通点や相違点、表現の工夫などとして取り出すことができる傾向がある。ただし、提示された特定の見方に基づいて理解するというよりも、自分の活動を振り返ったり、交流したりするなど自分の経験や活動を通して具体的に理解しようとする。自分の感じたことを話したり、友人の話をもとに話し合ったりする活動を進んで行う傾向もある。このような特性を踏まえて、表現においては、自分の思い付いたことや、表したいと思っていることを話したり聞いたりすることなどが考えられる。鑑賞においては、自分の作品や美術作品などについて、どのように感じたり思ったりしたのかの根拠や理由を明確に話したり、適切な人数で話し合ったり、気持ちを振り返って書いたりすることが考えられる。

第5学年及び第6学年

高学年では、〔共通事項〕で示す内容を取り出して、自分の作品や美術作品などのイメージと関連付けることができる傾向がある。生活範囲も拡大し、歴史への興味や社会に対する関心も高まり、文化的な意味などを考えることもできるようになる。話し合う活動においては、学習の課題、参考資料、他の人々の意見などに応じて自分の気づきを具体化し、自分らしい見方や感じ方を示す傾向がある。このような特性を踏まえて、表現においては、自分の思い付いたことや、表したいと思っていることを話したり聞いたりすることなどが考えられる。鑑賞においては、児童自身が決めたテーマで鑑賞する作品を集めたり、それを基に適切な人数で話し合ったりするなど、他者との交流を重視した活動を取り入れることが考えられる。言語活動そのものを目的とした特定の型や方法に捉わられることなく、児童の資質・能力の育成を重視した指導計画の工夫が重要である。

コンピュータ、カメラなどの情報機器の利用

(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や

鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

この事項は、情報機器の扱いや、それらを授業のねらいと照らし合わせて必要性を十分に検討して利用することについて示している。

コンピュータは、その特長を生かして、何度でもやり直したり、色を変えたりするなど、様々に試しながら表現の可能性を広げていくことができる。また、鑑賞活動においては、作品や作品に関する情報をインターネットから検索するなど、自分の見方や感じ方を深めていく手掛かりに活用することもできる。

カメラは、自らが発見した身近にある形や色などのよさや美しさや自分たちの活動を記録したり、撮影した写真を材料として表現に活用したりすることができる。

このような情報機器は様々な活動に活用できる機器である。しかし、実際にものに触れたり見たりすることが、図画工作科の資質・能力の育成において重要であることも踏まえ、学習のねらいに応じて必要性を十分に検討し利用することが大切である。

創造性を大切にする態度

(11) 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

この事項は、創造性を大切にする態度を養うことや、それが知的財産の意義や重要性の理解につながることを示している。

図画工作科の学習は、表現及び鑑賞の活動を通して行われる。この活動を充実させ、児童にとって意味や価値のある造形的な創造活動となるようにすることが求められる。そのためには、様々な情報などを主体的に取り入れながらも、自ら考え工夫するような創造活動の意味や価値が実感できるよう、一人一人の児童が、自分にとって新しいものやことをつくりだそうとすることを大切にされた指導を積み重ねることが重要である。そして、一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自体が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を、指導のあらゆる場面で常にもっておく必要がある。そのことが、中学校美術科において美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるとともに、未来を創造していこうとする態度につながっていく。

3 安全指導

3 造形活動で使用する材料や用具，活動場所については，安全な扱い方について指導する，事前に点検するなどして，事故防止に留意するものとする。

この事項は，造形活動で使用する材料や用具，活動場所については，事故防止に留意する必要があることを示している。

材料や用具については，安全な扱い方について指導することが重要である。安全な扱い方とは，実際に使う際の使い方だけでなく，片付け方や管理方法も含まれる。その際，教師の一方的な説明で終わるのではなく，実際に取り扱うなどして，児童が実感的に理解することが必要である。鋭い刃のある用具や電動式の用具などでは，特に事故がないように配慮する必要がある。接着剤には，樹脂を高温で溶かして使うものや接着力の強いものがあるので，皮膚などについての場合の危険性などを事前に児童が理解しておく必要がある。固定して使用することになっている用具は，台座を用意するなどして動かないようにする必要がある。

また，様々な学習場面で児童が材料や用具を扱う機会をつくり，十分に慣れ親しむことができるようにすることが重要であるが，児童が経験したことのある材料や用具であっても，安全な扱い方について確認するとともに，児童の実態に合う材料や用具を扱うよう配慮することが大切である。

さらに，図画工作科を中心に，他教科等と関連を図り，計画的に安全で適切な材料や用具の扱い方について指導を行うことが求められる。児童が様々な学習場面で材料や用具を扱う機会を通して，十分に慣れ親しむことができるようにすることが大切である。児童の実態によっては，例えば用具を置く場所を設けたり使用時間を区切ったり使用の条件を設定するなど事故防止に配慮する必要がある。

活動場所については，事前の点検が必要である。例えば，プールサイドでの活動や高い場所での活動が予想される場合には，水の量や濁り，足場の安定や手すりの高さなどを調べ，安全や衛生面を確認する必要がある。また，活動場所にあるロッカーや棚などについては，児童が不意に体をぶついたり地震が起きたりしても安易に倒壊しない措置を講じておくなどして，安全管理に努める必要がある。

● 4 学校としての鑑賞の環境づくり

4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。

この事項は、学校としての鑑賞の環境づくりについて示している。

学校という場所は、児童の楽しいアイデアや工夫などが見られる造形的な空間であることが望まれる。

展示作品は、日々の学習の成果である作品や学校に永く残す作品、外国の児童の作品、親しみのある美術作品、自分たちの表現の過程を記録した展示物などが考えられる。

展示の場所や方法については、掲示板だけでなく、踊り場の隅、壁やフェンス、廊下の上部の空間を生かすなどが考えられる。児童が自分の作品に合った展示場所を見付けたり、児童の思いが伝わりやすいように展示の仕方を工夫したりする必要がある。その際、児童の見やすさや、耐久性や安全性に十分に配慮する必要がある。

また、展示は、児童の作品を通して学校と保護者や地域の連携を深める効果もある。例えば、地域の公共的な施設などに児童の作品を展示したり、そこで作品の説明をしたりすることで、児童の造形活動の意味や価値を広く伝えることができる。児童の作品の展示については、作品だけでなく、表現の過程を写真やビデオなどで記録したものを紹介する、その場で造形遊びを公開するなど、多様な方法が考えられる。その際、クレヨンやパスなどの線や、絵の具の重なりなどを手掛かりに製作の順番をたどったり、児童の感想文を基にしながら、教師が作品の解説を行ったりすることも効果的である。

児童の作品を校外に展示するためには、あらかじめ指導計画に位置付けるようにするとともに、教職員の理解と家庭や地域の協力が必要である。そのためには、日常から児童が造形活動を通してつくりだすことの意義について、共通理解を図っておく必要がある。例えば、学校通信等で図画工作科の学習の様子を紹介したり、保護者会で児童の活動の様子を紹介したりすることなどが考えられる。

3 安全指導
4 学校としての鑑賞の環境づくり

付録

目次

- 付録1：学校教育法施行規則（抄）
- 付録2：小学校学習指導要領 第1章 総則
- 付録3：小学校学習指導要領 第2章 第7節 図画工作
- 付録4：教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表（小学校図画工作科）
- 付録5：中学校学習指導要領 第2章 第6節 美術
- 付録6：教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表（中学校美術科）
- 付録7：小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳
- 付録8：「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表
- 付録9：幼稚園教育要領

学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十九年三月三十一日文部科学省令第二十号
平成三十年八月二十七日文部科学省令第二十七号

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の特別の教科である道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九

条の十二において準用する第七十九条の五第一項)又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第五十六条の四 小学校において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三節 学年及び授業日

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第八章 特別支援教育

第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百三十九条の二 第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが
適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

附 則(平成二十九年三月三十一日文科科学省令第二十号)

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
特別の教科である 道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の 時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015	

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来^{みらい}を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。
 - (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るも

のを除く。)に限る。)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
 - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養^{かん}すること。
- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学

年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

オ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要

領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

- (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動

を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

- (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

- (1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

● 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の

全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
- 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
 - (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
 - (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
 - (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実を努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

● 第1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

● 第2 各学年の目標及び内容

(第1学年及び第2学年)

1 目 標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

2 内 容

A 表 現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

B 鑑 賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的

な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。
 - イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。
 - イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材

料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。
- (2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。
 - イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
 - (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
 - (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
 - (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)

のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。

- (5) 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。
- (6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。
- (7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
- (2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようにすること。
- (3) 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。
 - ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。
 - イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。
 - ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。
- (4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。
- (5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
- (6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。
 - ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。
 - イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。
 - ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。
- (7) 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。
- (8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

- (9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。
- (10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。
- (11) 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切に
する態度を養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、
創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。
- 3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。
- 4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。

教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表（小学校図画工作科）

教科の目標、各学年の目標及び内容

第1 目標		表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の			
	「知識及び技能」	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解にする。			
	「思考力、判断力、表現力等」	(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的			
	「学びに向かう力、人間性等」	(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造			
第2 各学年の目標及び内容	1 目標	〔第1学年及び第2学年〕			
		「知識及び技能」	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事や行為を働かせ材料やにつくった	
		「思考力、判断力、表現力等」	(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	(2) 造形的なについて考え、などから自るようにす	
		「学びに向かう力、人間性等」	(3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 進んで表くりだす喜しく豊かな	
	2 内容	A 表現	「思考力、判断力、表現力等」	(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 表現の活身に付ける
				ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。	ア 造形遊びを基に造形などを思い付けること。
			イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。	イ 絵や立体、したこと、や、表したを生かしな	
		「技能」	(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(2) 表現の活けることが	
			ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。	ア 造形遊びうとともに、かし、組みりするなど夫してつく	
			イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。	イ 絵や立体、に扱うとと験を生かし、合わせて表	
	B 鑑賞	「思考力、判断力、表現力等」	(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 鑑賞の活きるよう指	
			ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。	ア 身近にあちの作品やよさや面白について、感を広げるこ	
（共通事項）		(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 「A表現」身に付ける		
	「知識」	ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。	ア 自分の感ること。		
	「思考力、判断力、表現力等」	イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。	イ 形や色な		

<p>中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるように</p> <p>発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</p> <p>しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。</p>	
〔第3学年及び第4学年〕	〔第5学年及び第6学年〕
象を捉える造形的な視点について自分の感覚して分かるとともに、手や体全体を十分に働用具を使い、表し方などを工夫して、創造的に表したりすることができるようにする。	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
よさや面白さ、表したいこと、表し方などに豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品分の見方や感じ方を広げたりすることができる。	(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つづきを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく生活を創造しようとする態度を養う。	(3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。
動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
をする活動を通して、身近な材料や場所などの活動の思い付くことや、新しい形や色なきながら、どのように活動するかについて考	ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
工作に表す活動を通して、感じたこと、想像見たことから、表したいことを見付けることいことや用途などを考え、形や色、材料などが、どのように表すかについて考えること。	イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。
動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
をする活動を通して、材料や用具を適切に扱前学年までの材料や用具についての経験を生かせたり、切ってつないだり、形を変えたりして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工	ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。
工作に表す活動を通して、材料や用具を適切にも、前学年までの材料や用具についての経手や体全体を十分に働かせ、表したいことにし方を工夫して表すこと。	イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。
動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
る作品などを鑑賞する活動を通して、自分た身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさ、表したいこと、いろいろな表し方などにじ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方と。	ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。
及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
覚や行為を通して、形や色などの感じが分か	ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。
どの感じを基に、自分のイメージをもつこと。	イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

付録4

指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い	
1	指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)	題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
(2)	第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
(3)	第2の各学年の内容の（共通事項）は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
(4)	第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のA及び(2)のAを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。
(5)	第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同して作りだす活動を取り上げるようにすること。
(6)	第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。
(7)	低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした総合的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
(8)	障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
(9)	第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。
2	第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(1)	児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
(2)	各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が（共通事項）のAとイとの関わりに気付くようにすること。
(3)	（共通事項）のAの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。 ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。 イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。 ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。
(4)	各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。
(5)	各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
(6)	材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。 ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。 イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。 ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。
(7)	各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。
(8)	各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。
(9)	各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、（共通事項）に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。
(10)	コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使用する用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。
(11)	創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。
3	造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。
4	校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるように配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。

● 第1 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

● 第2 各学年の目標及び内容

(第1学年)

1 目 標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
- (2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内 容

A 表 現

- (1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
 - ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
 - イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
 - (イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
 - (ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
 - ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に

付けることができるよう指導する。

(ア) 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。

(イ) 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見直しをもって表すこと。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。

ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある自然物や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。

イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 第1学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。

〔第2学年及び第3学年〕

1 目標

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。

(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

2 内容

A 表現

(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
- イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。
 - (イ) 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
 - (ウ) 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機知やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
- (2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
 - ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。
 - (イ) 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表すこと。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。
 - ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
 - (イ) 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
 - イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
 - (イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気づき、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。
 - イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。

3 内容の取扱い

- (1) 第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発

達の特徴を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

- (2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。
- (3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え方、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
 - ア 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
 - (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
 - (イ) 材料の性質や質感を捉えること。
 - (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
 - (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
 - (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
 - イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。
- (2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
- (3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
- ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
- イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
- ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
- エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
- (4) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
- (5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。
- (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。
- (7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。
- 4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。
- (2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

教科の目標、各学年の目標及び内容の系統表（中学校美術科）

教科の目標、各学年の目標及び内容と各学年の内容の取扱い

第1 目標		表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術		
	「知識及び技能」	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創		
	「思考力、判断力、表現力等」	(2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出		
	「学びに向かう力、人間性等」	(3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな		
第2 各学年の目標及び内容	1 目標	(第1学年)		
		「知識及び技能」	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。	
		「思考力、判断力、表現力等」	(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。	
	A 表現	2 内容	「思考力、判断力、表現力等」	(3) 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。
			「思考力、判断力、表現力等」	(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。 ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
				ア 対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
		イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
		ア 構成や装飾の目的や条件などを基に、対象の特徴や用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考え、表現の構想を練ること。		
		イ 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、分かりやすさと美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。		
		ウ 使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ち、材料などから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどとの調和を考え、表現の構想を練ること。		
		「技能」	(2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。 ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
			ア 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すこと。	
イ 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表すこと。				
B 鑑賞		「思考力、判断力、表現力等」	(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。 ア 美術作品などの見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。	
			ア 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。	
	イ 目的や機能との調和のとれた美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。			
	イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。			
	ア 身の回りにある自然物や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。			
	イ 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。			
共通事項	「知識」	(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。 イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。		
		3 内容の取扱い	(1) 第1学年では、内容に示す各事項の定着を図ることを基本とし、一年間で全ての内容が学習できるように一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。	
			(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、(共通事項)に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などについて説明し合うなどして対象の見方や感じ方を広げるなどの言語活動の充実を図ること。	

や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
造的に表すことができるようにする。
し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。
〔第2学年及び第3学年〕
(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求し、創造的に表すことができるようにする。
(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
(3) 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。
(1) 表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。
ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 対象や事象を深く見つけ感じ取ったことや考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に主題を生み出し、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。
イ 伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容、社会との関わりなどから主題を生み出し、伝達の効果と美しさなどの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
ウ 使う目的や条件などを基に、使用する者の立場、社会との関わり、機知やユーモアなどから主題を生み出し、使いやすさや機能と美しさなどの調和を総合的に考え、表現の構想を練ること。
(2) 表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。
ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 材料や用具の特性を生かし、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと。
イ 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表すこと。
(1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。
ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
イ 目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、美意識を高め、見方や感じ方を深めること。
イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
イ 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気付き、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。
イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。
(1) 第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特性を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。
(2) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深めるなどの言語活動の充実を図ること。
(3) 「B鑑賞」のイの(イ)の指導に当たっては、日本の美術の概括的な変遷などを捉えることを通して、各時代における作品の特質、人々の感じ方や考え、願いなどを感じ取ることができるよう配慮すること。

付録6

指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
(2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
(4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができるとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
(5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。
(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
(7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。
2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(1)〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
ア〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。 (ア) 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。 (イ) 材料の性質や質感を捉えること。 (ウ) 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。 (エ) 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。 (オ) 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
イ〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。 (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。 (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。
(2) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
(3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。 ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。 イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。 ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。 エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
(4) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
(5) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を体験させること。
(6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。
(7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。
4 学校における鑑賞のための環境づくりをするに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。
(2) 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

● 第1 目 標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

● 第2 内 容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

[善悪の判断, 自律, 自由と責任]

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

[正直, 誠実]

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るい心で生活すること。

[節度, 節制]

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

[個性の伸長]

〔第1学年及び第2学年〕

自分の特徴に気付く。

〔第3学年及び第4学年〕

自分の特徴に気付く、長所を伸ばす。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

[希望と勇気、努力と強い意志]

〔第1学年及び第2学年〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

[真理の探究]

〔第5学年及び第6学年〕

真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

[親切、思いやり]

〔第1学年及び第2学年〕

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。

[感謝]

〔第1学年及び第2学年〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

〔第3学年及び第4学年〕

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

[礼儀]

〔第1学年及び第2学年〕

気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

[友情、信頼]

〔第1学年及び第2学年〕

友達と仲よくし、助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

[相互理解, 寛容]

[第3学年及び第4学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重]

[第1学年及び第2学年]

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

[第3学年及び第4学年]

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

[第5学年及び第6学年]

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。

[公正, 公平, 社会正義]

[第1学年及び第2学年]

自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。

[第3学年及び第4学年]

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

[第5学年及び第6学年]

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

[勤労, 公共の精神]

[第1学年及び第2学年]

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

[第3学年及び第4学年]

働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

[第5学年及び第6学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

[家族愛, 家庭生活の充実]

[第1学年及び第2学年]

父母, 祖父母を敬愛し, 進んで家の手伝いなどをして, 家族の役に立つこと。

[第3学年及び第4学年]

父母, 祖父母を敬愛し, 家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

[第5学年及び第6学年]

父母, 祖父母を敬愛し, 家族の幸せを求めて, 進んで役に立つことをすること。

[よりよい学校生活, 集団生活の充実]

[第1学年及び第2学年]

先生を敬愛し, 学校の人々に親しんで, 学級や学校の生活を楽しくすること。

[第3学年及び第4学年]

先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。

〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕

〔第1学年及び第2学年〕

我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。

〔国際理解、国際親善〕

〔第1学年及び第2学年〕

他国の人々や文化に親しむこと。

〔第3学年及び第4学年〕

他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

〔自然愛護〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

〔感動、畏敬の念〕

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

〔よりよく生きる喜び〕

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることに努めること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。
- 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
 - (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。
 - (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。
 - (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育てることができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
 - (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。
 - (6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
 - (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。
- 3 教材については、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
 - (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられ

るものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- 4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

第3章特別の教科道徳の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧

	小学校第1学年及び第2学年 (19)	小学校第3学年及び第4学年 (20)
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断, 自律, 自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし, よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは, 自信をもって行うこと。
正直, 誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで, 素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め, 正直に明るい心で生活すること。
節度, 節制	(3) 健康や安全に気を付け, 物や金銭を大切に, 身の回りを整え, わがままをしないで, 規則正しい生活すること。	(3) 自分でできることは自分でやり, 安全に気を付け, よく考えて行動し, 節度のある生活すること。
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気づき, 長所を伸ばすこと。
希望と勇気, 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって, 強い意志をもち, 粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
B 主として人との関わりに関すること		
親切, 思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し, 親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり, 進んで親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に, 尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶, 言葉遣い, 動作などに心掛けて, 明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り, 誰に対しても真心をもって接すること。
友情, 信頼	(9) 友達と仲よくし, 助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し, 信頼し, 助け合うこと。
相互理解, 寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに, 相手のことを理解し, 自分と異なる意見も大切にすること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り, みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し, それらを守ること。
公正, 公平, 社会正義	(11) 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず, 公正, 公平な態度で接すること。
勤労, 公共の精神	(12) 働くことのよさを知り, みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り, 進んでみんなのために働くこと。
家族愛, 家庭生活の充実	(13) 父母, 祖父母を敬愛し, 進んで家の手伝いなどをして, 家族の役に立つこと。	(14) 父母, 祖父母を敬愛し, 家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活, 集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し, 学校の人々に親しんで, 学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ, 愛着をもつこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に, 国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解, 国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ, 関心をもつこと。
D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること		
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り, 生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り, 生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ, 動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り, 自然や動植物を大切にすること。
感動, 畏敬の念	(19) 美しいものに触れ, すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		

小学校第5学年及び第6学年 (22)	中学校 (22)	
(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	自主、自律、自由と責任
(2) 誠実に、明るい心で生活すること。		
(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	節度、節制
(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	向上心、個性の伸長
(5) より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	希望と勇気、克己と強い意志
(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	真理の探究、創造
(7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	(6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	思いやり、感謝
(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。		
(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	礼儀
(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	(8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	友情、信頼
(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	相互理解、寛容
(12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。	(10) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	遵法精神、公德心
(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	公正、公平、社会正義
(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	社会参画、公共の精神
(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	勤労
(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中の自分の役割を自覚して集団生活の充実が努めること。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	家族愛、家庭生活の充実
(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実が努めること。	よりよい学校生活、集団生活の充実
	(16) 郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	国際理解、国際貢献
(19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	生命の尊さ
(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	自然愛護
(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	感動、畏敬の念
(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	よりよく生きる喜び

幼稚園教育要領

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。
- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味

わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第3 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切

な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

3 教育課程の編成上の基本的事項

(1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

(2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

(3) 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。

(2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。

(3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開

されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

2 指導計画の作成上の基本的事項

(1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

3 指導計画の作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

(2) 幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。

(3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

(4) 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

(5) 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値

を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。

- (6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。
- (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。
- (8) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであることを踏まえ、幼稚園全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第6 幼稚園運営上の留意事項

1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

● 第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各領域は、これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄(せつ)などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
- (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

人間関係

〔他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え、自分で行動する。
- (3) 自分でできることは自分でする。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- (5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- (10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
- (13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや

特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。

- (3) 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
- (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (5) 集団の生活を通して、幼児が人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

環 境

〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内 容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもち、接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切にする。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (11) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作

の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にしたい気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- (5) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲〕
〔や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通じて次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通じて次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。

- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

表 現

〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内 容

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

● 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な責任体制と指導體制を整備した上で行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。